

令和4年6月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

<b>(委員間討議)</b>	
1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1
<b>(第1日目)</b>	
1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	2
5、経過	
<b>(総務部)</b>	
分科会	
総務部長予算及び報告議案説明 .....	3
学事振興課長補足説明 .....	5
予算及び報告議案に対する質疑 .....	6
予算及び報告議案に対する討論 .....	1 2
委員会	
総務部長所管事項説明 .....	1 2
陳情審査 .....	1 4
議案外所管事務一般に対する質問 .....	1 4
<b>(教育庁)</b>	
分科会	
教育長予算及び報告議案説明 .....	2 3
決議に基づく提出資料説明 .....	2 4
予算及び報告議案に対する質疑 .....	2 5
予算及び報告議案に対する討論 .....	3 4
委員会	
教育長総括説明 .....	3 5
議案に対する質疑 .....	3 7
議案に対する討論 .....	3 7
決議に基づく提出資料説明 .....	3 7
陳情審査 .....	3 8
<b>(第2日目)</b>	
1、開催日時・場所 .....	4 0
2、出席者 .....	4 0
3、経過	
<b>(教育庁)</b>	
委員会	
議案外所管事務一般に対する質問 .....	4 1

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書に係る委員間討議 .....	6 2
 (福祉保健部、こども政策局)	
分科会	
福祉保健部長予算及び報告議案説明 .....	6 4
こども政策局長予算及び報告議案説明 .....	6 6
決議に基づく提出資料説明 .....	6 8
予算及び報告議案に対する質疑 .....	6 8
予算及び報告議案に対する討論 .....	8 4
 (第3日目)	
1、開催日時・場所 .....	8 5
2、出席者 .....	8 5
3、経過	
 (福祉保健部、こども政策局)	
委員会	
福祉保健部長所管事項説明 .....	8 5
こども政策局長所管事項説明 .....	8 7
感染症対策室長補足説明 .....	8 8
決議に基づく提出資料説明 .....	8 9
陳情審査 .....	9 1
議案外所管事務一般に対する質問 .....	9 1
骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書に係る委員間討議 ...	1 0 3
委員間討議 .....	1 0 4
・審査結果報告書 .....	1 0 5
 (配付資料)	
・分科会関係議案説明資料(総務部)	
・分科会関係議案説明資料(追加1:総務部)	
・委員会関係議案説明資料(総務部)	
・分科会関係議案説明資料(教育委員会)	
・分科会関係議案説明資料(追加1:教育委員会)	
・委員会関係議案説明資料(教育委員会)	
・委員会関係議案説明資料(追加1:教育委員会)	
・委員会関係議案説明資料(追加2:教育委員会)	
・分科会関係議案説明資料(福祉保健部)	
・分科会関係議案説明資料(追加1:福祉保健部)	
・委員会関係議案説明資料(福祉保健部)	
・分科会関係議案説明資料(こども政策局)	
・分科会関係議案説明資料(追加1:こども政策局)	
・委員会関係議案説明資料(こども政策局)	
・委員会関係議案説明資料(追加1:こども政策局)	

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月6日

自 午前11時18分  
至 午前11時22分  
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員 長	下条 博文 君
副委員 長	山口 経正 君
委員	外間 雅広 君
”	前田 哲也 君
”	松本 洋介 君
”	坂本 浩 君
”	大場 博文 君
”	宮本 法広 君
”	■庭 敦子 君
”	久保田将誠 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前11時18分 開会  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

ただ今から、文教厚生委員会を開会いたします。

まず、ご案内のとおり、5月26日をもって、

山本啓介議員が辞職となりましたので、委員席につきましては、配布しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、松本委員、坂本委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和4年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時19分 休憩  
-----

午前11時21分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

ほかにはないので、これをもちまして本日の文教厚生委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

-----  
午前11時22分 散会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月20日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時54分  
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 下条 博文 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委 員 外間 雅広 君  
" 前田 哲也 君  
" 松本 洋介 君  
" 坂本 浩 君  
" 大場 博文 君  
" 宮本 法広 君  
" ■庭 敦子 君  
" 久保田将誠 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君  
学事振興課長 門池 好晃 君

-----  
教 育 長 中崎 謙司 君  
政 策 監 島村 秀世 君  
教 育 次 長 狩野 博臣 君  
総 務 課 長 桑宮 直彦 君  
総 務 課 竹之内 覚 君  
県立学校改革推進室長

福利厚生室長 市瀬加緒理 君  
教育環境整備課長 山崎 賢一 君  
教職員課長 高稲 稔也 君  
義務教育課長 加藤 盛彦 君  
義務教育課人事管理監 谷口 昭文 君  
高校教育課長 田川耕太郎 君  
高校教育課人事管理監 初村 一郎 君  
高校教育課 I C T教育推進室長 岩坪 正裕 君  
特別支援教育課長 分藤 賢之 君  
児童生徒支援課長 大川 周一 君  
生涯学習課長 山崎 由美 君  
生涯学習課企画監 三好 素子 君  
学芸文化課長 日高 真吾 君  
体育保健課長 松山 度良 君  
体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君  
教育センター所長 立木 貴文 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第69号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

第71号議案

令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第85号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第4号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）（関係分）

第5号議案

令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

第16号議案

令和3年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第86号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・ ども家庭庁発足に関する陳情書
- ・ 山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する陳情書
- ・ 要望書
- ・ 令和5年度県の施策等に関する重点要望事項
- ・ 要望書

---

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第86号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分1件でございます。

そのほか、陳情5件の送付を受けております。なお、予算及び予算にかかる報告議案につき

ましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【下条分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

総務部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料及び追加1をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。



令和4年度当初予算は、知事選挙の関係もあり、骨格予算でありましたので、今回の補正において、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、必要な予算を計上するものでございます。

歳入予算は、合計で3億8,191万2,000円の増、歳出予算は、合計で25億7,410万円の増を計上しております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

県立大学に県内就職支援員を新たに配置し、企業への働きかけ等を通じた採用枠の開拓や学生と企業の接点を強化することにより、県内就職を促進する経費といたしまして、490万円の増、私立学校に対する経常的経費に対する支援及び県内専門学校への入学を促進するため、長崎県専修学校各種学校連合会が取り組む県内高校生へ向けたPR活動に対する支援に要する経費として、25億6,920万円の増を計上しております

次に、予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料追加1の1ページ目をお開き願います。

第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で1億473万3,000円の増を計上しております。

この歳出予算の内容は、コロナ禍における物価高騰等の影響を受けた低所得者世帯への負担軽減を図るため、経済的に困窮している学生に対して県立大学を運営する長崎県公立大学法人、私立高等学校及び私立専修学校を運営する学校

法人等が行う独自の授業料減免に対し追加で支援を行うものであり、県立大学に対する経費として、2,071万8,000円の増、私立高等学校及び専修学校に対する経費として、4,152万3,000円の増を計上しております。

なお、この件につきましては、後ほど学事振興課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

また、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、私立学校の給食費及び寄宿舎運営を助成する経費として、4,249万2,000円の増を計上しております。

恐れ入りますが、元の予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料の3ページをお開きください。

最後に、報告第4号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

さきの3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は1,476万8,000円の減、歳出予算は1億726万2,000円の減となっております。

この歳出予算の補正の主なものといたしましては、県立大学佐世保校建設整備事業費の減、高等学校私立学校助成費の減でございます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【門池学事振興課長】令和4年度6月補正(追加)予算のうち、授業料減免関係について、補足して説明いたします。

補足説明資料の1ページをご覧ください。

物価高騰の影響を受ける低所得者世帯の負担軽減を図るため、経済的に困窮している学生に対して、県立大学が行う授業料減免を支援する経費として2,071万8,000円を計上しております。

学部生については、修学支援新制度の適用を受けるもので、授業料が全額免除となっていない、収入が約270万円から約380万円未満世帯の学生に対し、県立大学の授業料年額の6分の1である8万9,300円を、令和4年度当初予算分に上乗せして免除することとしております。

これにより、修学支援新制度と合わせると、収入が約270万円から約300万円未満の世帯の学生については、授業料の全額53万5,800円が、収入が約300万円から約380万円未満の世帯の学生は、3分の2である35万7,200円が減免されることとなります。

なお、大学院生については、修学支援新制度の対象外であるため、年収約380万円未満の学生を対象に、授業料の年額の6分の1である8万9,300円を令和4年度当初予算分に上乗せして免除することとしております。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、経済的に困窮している学生に対して、私立専修学校が独自に行う授業料減免の一部を支援する経費として918万4,000円を計上しております。

まず、修学支援新制度の適用を受ける学校の

専門学校生に対し、授業料が全額免除となっていない、収入が約270万円から約380万円未満の世帯の学生に対し、設置者が修学支援新制度の基準額59万円の6分の1である9万8,400円を上限に減免する場合に、その3分の2に相当する額である6万5,600円を上限に、令和4年度当初予算分に上乗せして支援します。

これにより、修学支援新制度と合わせると、年収が約270万円から約300万円未満の世帯の学生については、修学支援新制度の基準額である59万円、収入が約300万円から約380万円未満の世帯の学生は、3分の2である39万3,000円を上限に減免されることとなります。

また、修学支援新制度の適用を受けない学校の専修学校生については、年収約380万円未満の学生を対象に、設置者が基準額の6分の1である9万8,400円を上限に減免する場合、その3分の2の額である6万5,600円を令和4年度当初予算分に上乗せして支援します。

なお、専修学校設置者が財務諸表や授業計画等の情報を公開していることを補助の条件としております。

補足説明資料の3ページをご覧ください。

物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、経済的に困窮している生徒に対して私立高等学校が独自に行う授業料減免の一部を支援する経費として、3,233万9,000円を計上しております。

まず、全日制においては、世帯収入が約380万円未満の生徒のうち、就学支援金等の対象者であり、授業料が全額減免とならない者に対して、設置者が授業料の自己負担分を減免する場合、同額を支援することとしております。

4ページの通信制高校においても、同様の支援を行うようにしております。

5ページをご覧ください。

高等学校専攻科においては、年収世帯が約380万円未満の生徒のうち、授業料軽減補助金の対象者であり、授業料が全額減免とならない者に対して、世帯年収約280万円未満の世帯は、月額4万9,166円を上限として、世帯年収約380万円未満の世帯は、月額3万2,775円を上限として、設置者が授業料の自己負担分を減免する場合に、同額を支援することとしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会員】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、説明資料の2ページのところの就職支援員を増員する経費490万円について、質問をいたします。

今回は、県内就職支援員ということで、新たな取組としてというふうに説明がなされています。逆に心配したのは、公立高校や私立高校では、就職支援員というのはもう既に配置をされていて、今回初めて、新たな試みとして就職支援員を配置するというを受けて、では、逆に、今まで就職課という部署があって、県内就職を推進しているのに、就職課は何をしていたのかというところで、これまでの取組ということについて、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 県立大学におきましては、実務的には就職課や学生支援課が中心となって、学生の就職の支援を実施しておりますけれども、学生の相談業務というのは行っておりましたが、エントリーシートの記載方法とか、あと、面談対策、こういったものが主な内容となっております。

まして、個別の学生の働きかけまではなかなかできてなかったというのが実情でございます。

【松本委員】 事務的なエントリーシートの書き方や相談を受けるということで、結局言われないと、数も多いから動けないところはあったんでしょうが、じゃ、この490万円で何名を採用して、この就職支援員という方はどういう経験のある方で、どういうことをするのか、具体的な内容をもう一度お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 県内就職支援員については1名採用することとしております。

業務の内容につきましては、これまでは学生全体に広く呼びかけとか、県内企業の情報などを提供していたんですけども、なかなか成果に結びついていないという状況がございます。

県内就職を推進するためには、個々の学生への働きかけというのが大変重要だというふうに考えております。今回、県内支援員を配置することで、今まで十分にできていなかった個別の学生への働きかけを行うということと、それから、企業への働きかけとしましては、企業の採用枠とか、インターンシップ企業との接点の強化など、働きかけを行っていくように考えております。

学生への働きかけについては、低学年のときから学生の職業観や希望する職種などを面談により把握をしまして、個々の学生にマッチした県内企業の情報を提供するというふうに考えております。

こういった方がこういう県内就職支援員に適合するのかというところでございますけれども、先ほど申し上げた業務の内容から、学生との相談をやるということで、学生に対して距離感なく接することができる人、それからあと、企業の情報を提供するということがございますので、

県内の企業に詳しい方が適任だというふうに考えております。

【松本委員】 その1名、これから面談をして採用にいくと、予算が通過すればなると思いますが、その1名の方の責任というのは大きいと思うんですね。学生の数もかなりの数がありますし、その中で学生と企業のパイプを一人でやっていくとなると、求められることも大きくなると思うし、やはり未経験者ではなかなか難しいのかなというふうに思います。

既に高校や私立も含めて就職支援員はもういらっちゃって、そういったところの実績はあると思いますから、少なくともそういった経験がある方、そして、やはり企業との人脈がある方がないと、即結果が求められる業務だと思いますので、その辺はしっかり審査というか面接をして、そして、この490万円が有効に生かせるように取り組んでいただくことを要望します。

【下条分科会員】 ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 おはようございます。

関連して質問なんですけれども、県立大に就職支援員を配置するというので、これはこれで県内就職の向上に向けて、ぜひ、今やり取りがありましたけれども、頑張っていたかと思うんですが、就職支援員の方の位置づけというのが、先ほどの課長の説明とか、今のやり取りでもいまいまいちわからないことがあります。

二つお尋ねしたいんですけど、一つは、県立大学の令和2年度の事業報告書というのがありまして、それを見ていたら、学生の県内定着を推進するための取組ということで、例えばその中に、県内企業の100社訪問の実施だとか、あるいは合同企業説明会の開催、それから、県のキャリアコーディネーターによる就職相談、そういうことをやりながら、あと、県内企業に就職

したOB、OGとの交流とか、学内の企業セミナーだとか、結構いろいろやられているというのがありまして、そこに就職支援員の方というのがどういうふうな位置づけになっているのかというのが、いまいまいちわからないなというのがありますので、そこら辺との関連をひとつ説明をしていただきたいと思います。

【門池学事振興課長】 これまで県立大学では、県内就職の取組として、委員が今お話しされたように、合同企業の説明会とか、セミナーとか、OB、OGとの交流会とか、こういうのを実施しておりますけれども、このあたりというのが、個別の学生というよりも、広く学生に対して呼びかけを行ったり、そういう交流を図ったりしているところでございまして、今回の県内就職支援員というのは、個々の学生に対する働きかけというのをやるようにしておりますので、そのあたりの役割分担というのは、一定できているのかなというふうに思っております。

それから、100社の訪問については、これまで顧問を中心に実施をしていただいていたんですけれども、今年度から、顧問の方が企業訪問というのをもうされないということになりましたので、そこを県内就職支援員が、今度、県内の企業を訪問して、新たな採用の開拓といったことを実施するようにしております。

それからあと、キャリアコーディネーターとの役割分担につきましては、キャリアコーディネーターは、4年生の就職活動に入った学生を対象に支援をしているんですけれども、この県内就職支援員は、そこまでのつなぎということで、低学年の頃から3年の途中ぐらいまでの学生に対して面談を行って、そういう学生の個々の志向とか、希望する職種などを把握して、県内にこういった企業があるよとか、そういった

ところを紹介していくように考えているところ  
でございます。

【坂本(浩)委員】 すみません。今ちょっと聞き  
取りにくくて、顧問と言われましたかね。

【門池学事振興課長】 今まで県内の企業の訪問  
については、県立大学の顧問の方が実施をされ  
ておりました。

【坂本(浩)委員】 わかりました。この事業報告  
書でも、今、私が言ったような、課長から答弁  
があったようなことについては、低学年のうち  
から提供しているというふうなことなんですけ  
ど、それはあくまでも広く提供しているとい  
うことだというふうに理解をいたしました。就職  
支援員の方が個別に、プッシュ型と言うん  
ですかね、そういう形で個別の学生にいろいろ相談  
に乗ったりとか取り組んでいくというふうな  
こと、そういうことで理解してよろしいでし  
ょうかね。

二つ目は、県内就職率なんですけれども、多  
分、県立大学の方が、目標が44%というふう  
に設定していると思います。昨年度は、1月時点  
で、多分、30.6%で、令和2年度が、この  
事業報告書によると29.7%というふうな  
ことで、評価委員会の評価結果でも、目標と  
大きな乖離があるというふうな指摘をして  
いて、これをどう埋めていくかということに  
も、この支援員の方の果たす役割というの  
は非常に大きいんじゃないかと思うんですけ  
れども、令和3年度、昨年度の方はもう集計  
できているんですかね。私が聞いたのは1月  
時点だったもので、その数を教えていただ  
きたいのと、じゃ、その就職支援員の方を配  
置して、今年度の目標というのかな、トータ  
ル的には44%なんだろうけど、これを昨年  
度からプラスどれくらいするとか、そういう  
目標というのは掲げているんですか。

【門池学事振興課長】 令和3年度の県立大学の  
県内就職率につきましては、大学全体に対し  
て33.2%ということで、昨年度より3.5ポ  
イント上昇はしているところでございます。

ただ、委員が言われるように、目標の44%  
までにはまだ遠いというところございまして、  
今後の県内就職の取組としては、県内生をた  
くさん入学させるということと、それからもう  
一つ、県内生の県内就職率をアップするとい  
うこの2つの項目が重要というふうに考えてお  
りまして、県内就職支援員につきましては、今  
、県内生の県内就職率が約60%程度になっ  
ているんですけれども、それを70%まで引き  
上げるというところが目標になってくるのでは  
ないかと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。

ちなみに、今言われた県内出身学生の就職  
率というのは、昨年度はどれくらいだったん  
ですか。

【門池学事振興課長】 令和2年度におきま  
しては、県内生の県内就職率は57.1%とな  
っております。（「令和3年度は」と呼ぶ者あり）

令和3年度につきましては、ちょうど60%  
というふうになっております。

【坂本(浩)委員】 はい、了解しました。そう  
したら、特に県内出身の学生の就職率が、昨  
年度60%ということで、これを何とか70%  
、プラス10%を持っていくというふうなこ  
とですね。

じゃ、頑張ってください。よろしくお願  
いいたします。

【下条分科会員】 ほかに質疑はございませ  
んか。

【宮本委員】 おはようございます。

私の方からも、2~3、質問させていただ  
きます。

まず、説明資料の2ページになります。先  
ほど

からもあっています大学法人費について、就職支援員の方についてお尋ねをします。

先ほど松本委員からもあったとおり、私も今頃かという気持ちがあって、今までいなかったのが不思議でならんとですが、しかも1名ということで、もう少し増やされたらなという気もしますが、今年度1名ということで理解いたしました。

企業への働きかけ等を通じた採用枠の開拓とか、学生と企業の接点を強化するということがあります。この前の委員会でもちょっと確認しましたが、例えば看護学部とか、情報セキュリティは100%に近い数で就職なされています。この就職支援員の方々は、前も言いましたけれども、国際社会学部とか、非常に県内就職が低いところをターゲットにしてされるものなのか、どこの学部学科を中心にされるのか、全体的にされるものなのか、弱い部分をされるものなのかを教えてください。

【門池学事振興課長】県内就職支援員の対象とする学部学科につきましては、基本的には文系学部がある佐世保校を中心に支援をするように考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。そうするならば、就職支援員というのは佐世保校に配置をして、シーボルト校にないところを強化することなので、県立大学生には英語に優れた方がいらっやって、例えばそういう企業が県内にはまだ少ない、県立大学生で英語を学んだ方々は、県外に結構多く就職しているという現状をこの前確認しましたが、そういったところに力を入れるというイメージでもいいんですか。

【門池学事振興課長】英語の能力が向上して、英語が生かせる職場を求めて、国際経営学科で

あったり、国際社会学科というのは、県外に流出しているという傾向がございます。

県内企業につきましても、以前お話しさせていただいたとおり、英語を活用するような企業というの、企業訪問する中で情報を把握したりすることができますので、そういったところを県内就職支援員が企業を訪問する中で、そういった情報を新たに取得しまして、そういった学生に対して働きかけを行うように考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。

もう一点だけ、この就職支援員の方、お一人ですが、もちろんでしょうけど、県内の方ですよ。長崎県の人でないと長崎県の企業の詳細はわからないと思いますから、もう決まっているのか、今からなのかわかりませんが、長崎県内の方を想定されているということによろしいですか、確認させてください。

【門池学事振興課長】予算の執行が、議決をいただいてからということになっておりますので、まだ決まってはおりませんが、県内の方を想定しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。県内就職率が弱い学部、学生をターゲットに、この就職支援員の方と一緒に、もっともっと優秀な人材が県内に残るような仕組みづくりを、今年度からまた新たに取組をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、いいですか。追加資料、課長補足説明資料になりますが、2ページ、3ページ、4ページ、5ページになります。これは初歩的な質問で申し訳ないんですけど、教えてください。

2ページになりますけど、私立専門学校生への経済的支援事業費、私立専修学校が行う授業

料減免を支援とありまして、下に学校の要件とあるんですね。県内で私立の専門学校及び私立の専修学校はどれくらいあるのか。そして、そもそも学校の要件として、財務諸表だとか公表しているというふうにありますけれども、そもそもこれを公表すべきものなのか、これを要件とした理由というものを、再度確認の意味で教えてください。

【門池学事振興課長】私立の専修学校につきましては、今、休校を除きまして25校ございます。

財務諸表の公表とか授業計画の公表とか、こういったところにつきましては、国の修学支援の申請で、高等教育の無償化ということで、給付型奨学金とか授業料の減免とかやっていますけれども、それに準じた形で、一定要件を設けさせていただいているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。わかりました。

それともう一点、これも初歩的で大変申し訳ありません。3ページとか、2ページもそうなんですけど、設置者が基準額の6分の1を上限に減免する場合とか、例えば3ページで言いますならば、設置者が授業料の自己負担分を減免する場合とあるんですけど、これは、ほとんど設置者は自己負担分の減免はされるんでしょう、恐らく。されない私立学校だとか、私立専門学校というのはあるんですかね。それも併せて確認をさせてください。

【門池学事振興課長】私立の高校の関係は、学校の負担というのがございませんので、ほとんどの学校で実施をされると考えております。

私立の専門学校につきましては、自己負担というのが3分の1程度生じますので、そのあたりで経営判断された上で考えられているのではないかとこのように思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。

ともかく今回、コロナ禍において物価高の影響を受けていらっしゃる方々への支援ということですので、できる限り対象となる方々の学生さんが受けられるように取組をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【下条分科会員】ほかに質疑はございませんか。

【外間委員】県内の就職率向上対策に向けて、今、各委員からのご質問に対しての答弁を聞くことによって、大体理解ができたんですが、一つだけ、課長の答弁の中で、県内の子どもの入学率を高めるといふような答弁があって、要は、受験のときから、例えば県立大学にしましょか、県立大学に対する受験で県内の受験者数、県外の子どもの受験者数の割合を考えての受験の何かお話ということになると、大学の合格者数を、県内の子どもの就職率を高めていくために、学生が大学に合格しやすいような、要するに偏差値等も検討した上でのやり方になるのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】県内生の入学を促進するというお話でございましたと思うんですけど、県立大学の県内生の割合は、昨年とその前の年、初めて50%を超えたという状況がありました。ただ、今年度、また50%を下回るというふうな状況もございます。

県内生の入学を促進するということで、今、大学の方では、県内の高校に対して学部学科再編の成果とか、就職実績ですね、こういったところをPRして高校を訪問しているということもございます。

それからあと、オープンキャンパスとか、長崎新聞とのコラボ企画ということで、県立大学のPRなんかを実施しておりますので、そう

いった中で佐世保校の建替えの進捗であったり、今年度できる情報セキュリティセンターをPRしながら、県内生を獲得するようにPRをしていきたいと思っているところでございます。

【外間委員】割合が50%を切ったということですので、オープンキャンパスとPRの実施に力を入れるということは、一定それは了といたします。

やはり県内の人材に一定投資をして、やはり県外に就職をするという、やはり何としてみても少しでも県内の就職を高めるための割合というのは非常に大事なことなんでしょうけれども、ただ一方で、大学の学部学科編成によって、非常に高度な専門学科が出来上がって、優秀な人材が長崎から、佐世保からどんどん出ていくこと、それが県内にとどまるのか、県外に出ていくのか、そのことについてのさじ加減は非常に難しいところだと思います。

一方で、情報セキュリティ学科のような、これからの時代の大切な人材を育てるような特殊な、全国でもまれな専門の大学として注目をされている。そこに人材が、県内の就職先に、ちょっと聞いたところ、福砂屋さんをはじめ新しい企業が就職先に選ばれていくような情報を広げるために、そういう専門性を持った指導員が入ってきて調整を図るということは非常に大事なところだろうというふうに理解しておりますが、ただ、ちょっと心配なのは、偏差値の調整によって、県内の生徒をたくさん入れるがゆえに、一方では、非常に専門性の高い、偏差値の高い大学になって優秀な人材が世界に向けて育っていくようなところのさじ加減について、課長としてその辺をどうとらまえておられるのか、総務部長、よろしかったらご答弁をいただけませんか。

【大田総務部長】委員ご指摘の点、本当に悩ましいところだと思っております。私も3年目やらせていただいておりますけれども、ずっとそのジレンマを、大学の関係者とも共有しながらやっているところであります。

理想を言えば、優秀な学生さん、県内の学生さんが入ってきていただいて、優秀な形で県内に残っていただくというのが理想ではあるんですけれども、現実を見たときに、なかなかそうもいかないという中で、一步一步の取組ということになるんですけれども、先ほどの県内生の入学率を高める取組というところでは、お話を聞いていますと、やはり保護者の方々のイメージが、県立大学は従来から決して高いものではなかったという嘆きの声も聞こえてきます。

そこは一步一步、それも平成28年に学科再編をやらせていただいておりますけれども、その成果がそろそろ出始めるところでありますので、その成果をしっかりとPRするだとか、あるいは対外的に見やすい卒業要件という形で、この大学は非常に優秀な方々が育っているんだというPRをするということ、親御さんの方々にもお届けできるような形で、県内高校などへPRをしているという状況にございます。

こういった方々が少しずつ増えていきまして、その方々が、まさに受け皿としての企業の開拓をすることによりまして、県内に残っていただくということをやっていく必要があると思っております。その中で、さっきおっしゃっていただいた専門性の高いところはどうしても県外に行きがちだということ、何とか県内にとどまっていただけのような工夫を少しずつしていくということで、全体としての県内就職率を高めていきたいというふうに考えております。

【外間委員】ありがとうございました。総務部



長の答弁を了とさせていただきます。

優秀な大学が出来上がりつつあり、保護者を通してそのように、非常にイメージの高い、いい大学になってきている。そこから育つ就職先をさらに併せ持って世話をしていくようなことで、一定そのジレンマ解決のために、ぜひとも、今後とも、今おっしゃったような県内就職率向上対策に向けてのバランスのとれた対応をぜひともお願いをいたします。以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第85号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【下条委員】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

総務の文教厚生委員会関係説明資料をお開き願います。

今回、ご説明いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査について、県立大学の令和4年度一般選抜試験（前期試験）における合否判定ミスについてでございます。

まず、私立高校の就職状況についてであります。今春卒業生の就職率は、令和4年3月末現在で96.9%と前年度と比べ0.7ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は78.1%と前年度比2.3ポイント増加をしております。

県内就職割合が増加した要因といたしましては、工業科・商業科において、コロナ禍により県内就職希望者の割合が増加したことが、全体の県内就職率を押し上げたものと考えております。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会など、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やす等、県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学就職状況についてであります。今春卒業生の就職率は、令和4年4月末現在で98.4%と前年度に比べ0.4ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が97.6%、地域創造学部が98.1%、国際社会学部が100%、情報システム学部が98.4%、看護栄養学部が

100%となっております。

また、就職者のうち県内就職者の割合は、先ほどご紹介しました33.2%で、前年度比3.5ポイント増加しております。

県立大学においては、県派遣キャリアコーディネーターの活用やWebを活用した県内企業情報の提供、県内企業説明会など県内就職に向けた取組を積極的に実施しており、情報システム学部や看護学科において県内企業への就職者が増加したことから、前年度を上回る県内就職率となっております。

情報システム学部では、近年、本県に進出している誘致企業の採用情報を積極的に学生に提供するほか、こうした企業に加え県内企業の情報も個別に学生に紹介するなど、きめ細かな就職支援の結果、県内就職率の向上につながっております。

また、看護学科では、コロナ禍により直接病院を訪問する機会が減少し、学生が十分に情報収集できない状況の中、就職情報サイトの運営会社と連携し県内病院のPR動画を作成・配信したことにより、学生の県内病院への理解が深まり、より多くの県内就職に結びついたものと考えております。

県といたしましては、個別の学生に対する働きかけを強化し、学生と県内企業との交流の機会をさらに増やしていくとともに、引き続き、県内就職率の高い県内生の進学を促進するなど、県立大学と一体となって引き続き県内就職率の向上への取組を推進してまいります。

次に、体罰に係る実態調査についてですが、体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、令和3年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。その調査結果では、体罰と認知された

件数は7件、体罰を行った教職員数は7人、体罰を受けた児童・生徒数は12人で、体罰と認知された件数、体罰を行った教員数は、いずれも前年度と同数、体罰を受けた児童・生徒数は前年度より5名増加しております。

県といたしましては、今後とも、体罰根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

最後に、県立大学の令和4年度一般選抜試験（前期試験）における合否判定ミスについてありますが、去る2月に実施した令和4年度一般選抜（前期日程）における地域創造学部の合否判定ミスに関して、入試試験の公平性・公正性の根幹を揺るがすミスであったことを重く受け止め、令和4年5月27日付けで関係職員に対しての懲戒処分を行いました。

合否判定ミス発覚後、学外者を含めた調査委員会を立ち上げ、事実確認、原因究明を行った結果、今回の合否判定ミスは、採点担当の教員及び集計を行う事務局職員に対して、採点後の換算の必要性が、事前に伝えられていなかったことが最大の要因であると判明したため、情報共有の徹底・明確化及び業務連携できる体制を整えるべき責任者であった、入試担当の副学長及び入試担当課を監督する学生支援部長を長崎県公立大学法人職員就業規則に基づき、訓告の懲戒処分といたしました。

また、包括的な入試業務の責任者である学長及び事務の責任者である事務局長は、法人の役員であり、職員就業規則が適用されませんが、今回のミスにおける責任を重く受け止め、学長は、報酬月額10分の1を3か月、専務理事である事務局長は、報酬月額10分の1を1か月、自主的に返納することとしております。

なお、今回追加合格者となった15名に対しては、個別に高校または自宅等を訪問し、お詫びとミスの原因等について説明のうえ、全員に慰謝料をお支払いするとともに、県立大学への入学者には、他大学等の入学試験検定料やその後の受験に要した交通費等の追加経費を補償しております。

今後、県立大学が取り組む入試業務体制の明確化、手順書等の再整備など再発防止策の実施状況を県としても確認しながら、必要な支援を行うなど、大学と一体となって、学生並びに保護者、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員】次に、提出のあった「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【門池学事振興課長】去る6月上旬に実施いたしました、令和5年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

総務部関係におきましては、新型コロナウイルス感染症対策について、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充についての3項目の重点項目について、要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が総務省、文部科学省であり、末松文部科学大臣ほか23名に対して要望書の配布を実施いたしました。

これに加え、7月下旬に上京しての要望活動を予定しております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染

症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【下条委員】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は19となっております。陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【■庭委員】おはようございます。議案外について質問をさせていただきたいと思います。

今ご説明いただきました2ページ目の体罰に係る実態調査についてのところでご質問をさせていただきたいと思います。

体罰は、やはりあってはならないものだというふうに思っております。その中で、今回、教員数は同じだけれども、生徒数が5名増加しているというところでは、同じ教員の方がいろんな生徒さんに体罰をされたのか、そういう実際の状況を教えてください。

【門池学事振興課長】7名いるうちに、1名の先生が5人に対して体罰を行ったというのが実情

でございます。

【■庭委員】そんな中で、再発防止には取り組んできたけれどもということかと思うんですけども、この再発防止で具体的にどのようなことに取り組んで、お一人の方が5人に体罰をしてしまったというようなところでは、どういう状況がそうなるのか。何人なんですかね、一人目でとどめられなかったのかというようなところも教えてください。

【門池学事振興課長】体罰の再発防止策につきましては、県においては、毎年3回、校長会とか教頭会で体罰の厳守について指導を重ねてきたところでありますので、今後についても、この指導を強化したいというふうに考えております。

それから、昨年、体罰が行われた学校につきましては、私立学校の教頭とか副校長を対象に面談を実施しておりまして、その中でこういったところの改善についても助言を行っていききたいというふうに考えております。

それから、こういった調査をすることが、一つの抑止効果につながるというふうに考えていますので、こういった調査も継続していきたいと考えております。

【■庭委員】おっしゃるように、調査によっての抑止効果はあろうかと思えます。校長、教頭への研修はもちろんだと思うんですけども、ご本人に対しては、県としては指導とか個別の分というのを行わないのか、お伺いします。

【門池学事振興課長】県としましては、監督責任、管理職事務の資格というか、管理職である教頭先生との面談を通して、その教頭が、また直接先生の方には指導されるものというふうに考えております。

【■庭委員】管理責任が教頭にあるということではございますけれども、なかなか体罰がゼロ

にならないという点では、県としてももうちょっと強化した方がいいのかなというふうに思っているところです。

もう一点だけ確認で、わからないので教えてください。体罰を行った先生方は、繰り返し行われた方がいらっしゃるのか、今回、指導することによって、次には体罰になっていないのか、その点を確認させてください。

【門池学事振興課長】昨年、7名の方が体罰を行っているんですけども、その方が繰り返し行ったかどうかというところの状況までは、県の方としては把握はしてないところです。

【■庭委員】そのあたりもやっぱり把握していただいて、繰り返し行う方は、本当に教職員としてそれはいいのかというようなところも指導していくことが必要になってくるかと思えます。

やはり体罰を受けた子どもさんは、この体罰によってトラウマみたいになったりもしますし、学校にも行けないとかという状況にもなるかと思えますので、ぜひ、私立高校においても体罰がゼロになるようにしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

【下条委員】質問の途中ですけれども、約1時間になりましたので、ここで休憩をしたいと思います。

再開は、11時5分からお願いいたします。

-----  
午前10時55分 休憩

-----  
午前11時 3分 再開  
-----

【下条委員長】それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】県内就職率について、質問いたし

ます。

先ほどの説明の、特に県内就職率の割合が33.2%、前年度比3.5ポイント増加ということで、特に情報システム学部、看護学科において増加したということで、資料を取り寄せて見させていただきました。

確かに看護学科は、令和2年度は44.4が66.7ということ、情報システム学科も27.5が43.3と。情報システム学科は、希望者が40人から30人に減っているの、その辺はあると思いますが、大幅に増加していることは大変いいことだと思いますが、全体を上げていくには、低いところを、先ほども予算のところでは話がありましたが、低いところに対してどう対応していくかということも重要だと思います。

気になったのが、先ほどから話があります国際社会学科が、令和2年度44.3%が令和3年度18.2%ということで大幅に下がっています。国際経営学科は、変わらず21.1%ということで、この2つの学科に対して、やはりてこ入れをしていかないと、幾ら上が上がったとしても限界がありますから、ここを上げていくために、そもそもなぜこういう厳しい状況になっているのか、要因をどういうふうに分しているのか、またその対応について、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】今、松本委員がお話されたとおり、国際経営学科と国際社会学科が、大学全体と比較すれば20%前後というふうな県内就職率で、低いという状況になっております。

要因としましては、両学科ともに卒業要件にTOEIC730点以上の達成とか、また、海外ビジネス研修なんかを実施して、英語教育に力を入れているところがございます。

そういった学生が英語を生かせる職場を求め

て県外企業に就職している事例とか、また、国際社会学科においては、就職者に占める県内生の割合が、昨年に比べて低かったというところ、それとあと、県内生の中でも県外を志向する学生が多かったというところが低下の要因というふうに考えております。

県立大学においては、これまでも企業を訪問して情報を収集していますが、その中で、英語を生かせる企業の情報も併せて集めているところございまして、今後、県内就職支援員を配置しまして、県内企業の訪問先を開拓するようにしておりますので、そういった情報収集を強化して、県内企業と学生のマッチングにつなげていきたいというふうに考えております。

【松本委員】答弁にあったTOEIC730点以上というのはかなり優秀な人材だと思いますし、この国際社会の中で、やはり極めて優秀な人材を育成しながら、やっぱり県外に流出しているというところ。ただ、英語を生かせる企業というのが、ターゲットがわかっているわけですから、そこに対して、先ほどあったアプローチの仕方だと思うんですね。その英語を生かせる企業へのアプローチというのは、具体的にどういうふうに行っているのか、お尋ねします。

【門池学事振興課長】これまでのアプローチとしましては、そういった英語を生かせる企業という新たな情報を取得しまして、県内生の中で就職がまだ決まっていような学生に対して、こういった企業があるんだよというふうな紹介をしまして、実際にマッチングに結びついた事例というのはございます。

【松本委員】しっかりターゲットが決まっているのであれば、今後、先の話ですが、IRの誘致が決まったときにも、やはり外国人の方がどんどん出てきますので、県北でもあるわけです

から、そういったところの需要も出てくるかもしれませんが、しっかりとその部分で、せっかく今回予算で就職支援員が配置されるわけですから、国際関係の部分のマッチングに対しても、やはり弱いところを強化していくというのは重要だと思しますので、進めていただきたいと思います。

それと2ページのところに、学生と県内企業の交流の機会をさらに増やしていくということですが、今までも恐らくあったと思うんですけども、今後、何かやはり課題があったから、さらに増やしていくという認識で書かれていると思うんですが、今後の方向性としてどうやって具体的に増やしていくのか、お尋ねをいたします。

【門池学事振興課長】県立大学では、長期インターンシップというのを実施しているんですけども、インターンシップが終わった後、企業と学生の接点というのがなかなかなかったというところもあって、就職につながる事例がそこまでなかったというのがございます。

そういったところを解消するために、県内就職支援員を中心に、インターンシップ後の学生と企業の接点、例えばインターンシップ先にアルバイトで行くとか、そういったところをコーディネートするような取組を考えているところです。

それから、学生のニーズに合った県内企業を抽出しまして、例えば英語なら英語というところの企業を抽出して、交流する機会を持つようにしたいと考えております。

【松本委員】インターンシップもすごく実績は出ていると思うんですけど、答弁にあるとおり、終わった後ですね、その後のフォローということで、また就職につなげられるような機会という

のは、やはりつくっていただきたいと思います。

それと、予算のところにもありました、やはりポイントとなるのは、県内就職率の高い県内生の進学促進というのは非常に大きいと思います。やはり端的に、県外から来られた学生を長崎県に就職していただきたいというよりは、やはり県内におられる学生の方が、県内就職は当然高くなっていくと思うんですが、先ほども答弁にありましたとおり、入学者における比率が、令和3年は県内学生が50.8%でしたけど、令和4年が46.6%と下がっているわけですよ。これに対して、やはりもっと具体的に取り組んでいく必要があると思いますが、そちらに対してのお考えをお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】今年度、県内生の割合が低くなった一つの要因としては、全体の共通テストの平均点が低かったというところがあって、県外の学生が県立大学を志望した人が多かったというふうなことで考えているところです。

先ほどもお話ししましたように、県内生の進学促進のためには、大学が、今、県内の進学校に対して学部学科再編の成果とか、それから就職、こういうところに就職しているという就職実績であったりとか、あと、県立大学は県内生に対して入学料を軽減しているところがありまして、そういったところのPRも行いながら、県内生の入学促進、あと、先ほど申し上げましたオープンキャンパスであったりとか、長崎新聞とタイアップした広告であったりとか、そういったところを活用して、県内生の進学を促進させていきたいというふうに考えています。

【松本委員】やはり県内の高校生のインセンティブを、先ほどの答弁にありましたとおり、入学金が減免されるということで、それがまだ周知されてないところもあると思いますし、そこ

やはり周知の仕方だと思いますし、今後、夏に向けてオープンキャンパスもあってくると思うんですよね。だから、そこに対して、県内も県立大以外の大学もたくさんあります。学生さんから、やはり選ばれる大学という意味では、これもある意味競争だと思うんです。ただ、やはり県立大学というのは県費も入っているわけございまして、県としてもやはり選ばれる大学になっていくために、日頃の、オープンキャンパスだけではなくて、地元の県北とか、長与・時津の高校との日頃からの連携というか、例えば共同学習とか、共同研究とか、県にある県立大学というところで、高校との連携強化というのも必要だと思うんです。日頃そういうことをしていれば、ああ、県立大学はこういうことを勉強しているんだ、じゃあ、行ってみようかなというのは地元の強みであると思うんですが、そういうことに対しての考えはいかがでしょうか。

【門池学事振興課長】県立大学は、県の教育委員会と連携協定というのを結んでおりまして、県立高校の先生方との意見交換会とか、あと、例えばシーボルト校であったら、長崎北陽台高校とか、そういったところとの交流なんかも実施しているところでありまして、そういったところをさらに強化していきたいというふうに考えております。

【松本委員】県議会も県立大学と包括協定を結んでおりまして、議員も講話に定期的に行かせていただいておりますし、やはり県立大学としてのよさをもっと学生に伝えるために、もちろん議会も協力していくと思いますし、県内の高校生に選ばれる大学を目指して、そして、県内就職率を上げるために頑張りたいと思います。

以上です。

【下条委員】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】1点だけ質問をさせていただきます。

先ほど■庭委員からもありましたけれども、私の方からも、私立学校における体罰について、確認の意味も含めてお聞きをさせていただきます。

2ページに、令和3年度の体罰の実態が書いてありまして、生徒数が5名増加という非常に痛ましい調査結果が出ております。

そもそもですけれども、公立学校で体罰が確認された場合は、その都度、県の方に報告義務がある。しかしながら、私立学校の場合は、こういった体罰があっても、県への報告義務というのは、学校法人が運営しているということから、そもそも報告する必要はなくて、このような年一回の調査で確認をするということしかないという理解でいいのか、最初確認をさせていただきます。報告の義務について。

【門池学事振興課長】宮本委員がご指摘されるように、私立学校においては、体罰が起こったことの県への報告義務というのはございません。

ただ、こちらの方から、可能な限り情報提供してくださいというふうなお伝えをしているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございます。そこはやっぱり私学と公立の大きな違い、県教育委員会と学事振興課の所管の違いとか、運営の根本的な違いがあるんでしょうけれども、ちなみに、この年に一回の調査というのは、これはずっとされてらっしゃるものなのか、最近から始められたものなのかということの実態調査、私学における体罰の実態調査というのはどれくらいされているのか、確認させていただきます。

【門池学事振興課長】この調査については、平

成24年度から実施をしております、今に至っているという状況です。

【宮本委員】 ありがとうございます。リアルタイムで上がってくるものと、時を経て上がってくる報告では、内容の違いとか経過によっては、体罰を受けられた生徒さんが、例えば登校拒否だったりとか、非常に深刻な状況になったりするというのがあろうかと思うんですね。だから、公立の場合だったらリアルタイムで上がってくるので、その場ですぐ対応する。しかし、私学は、こういった年に一回の調査でわかる。もしくは、聞き取りを行ってらっしゃるということであれば、その場でわかるけれども、時間の差というのは出てくるんだろうなと思っています。

そこは非常に悩ましいところだなと思いますが、これは難しいんでしょうが、例えば書いてあります校長会・教頭会とかで体罰とかが認知された場合、いち早く県の方にも報告してくださいみたいなアナウンスというのはされているのか、ちょっと確認させてください。

【門池学事振興課長】 先ほどもお話しさせていただいたんですけども、報告する義務はないということなんです。可能な限り私どもの方に情報提供していただくような呼びかけはしているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。そうするならば、いじめについても同様で、いじめが認知されたときは、公立は報告の義務、私立は、そうやっていじめが認知されたときも報告の義務はないという理解で、報告の義務というか、学校法人が県の方に報告しなければならないというのはうたっていないという理解でよろしいですか。

【門池学事振興課長】 いじめにつきましても、

必ず報告しなくてはいけないというところはございませんが、重大事態ですね、自傷行為とか、不登校とかあった場合は、必ず県に報告するようになっておまして、それは法律であったりガイドラインで定められていることがございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。要は、体罰を受けられた生徒さんが、それによって学校に行かなくなる、不登校になるというのを止めなければならないという思いがあって、ちょっと確認をさせていただきましたが、ちなみに、対処の仕方、体罰をした教職員に対する処分というのは、これはもちろんでしょうけど、県の方で決められるわけではなくて、学校法人独自で処分については検討なさるという理解でよろしいのか、確認させてください。

【門池学事振興課長】 教員の処分については、学校の設置者である学校法人が決めることになります。

【宮本委員】 ありがとうございます。なかなかそこも悩ましいかなと思いますが、厳しく処分していらっしゃるものなのかというのは、見えないところですよ。

だから、先ほどもあったとおり、同じ教員が複数名体罰しているというような現状も出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういったものも含めて、先ほどもありましたけど、ちょっと確認をしますが、再発防止策というところがやっぱり大事だと思うんですが、校長会とか教頭会とか各種研修会は、多分、ずっとされてきてらっしゃると思うんです。そこを強化していくというのはもちろんですが、もっと違った角度から、私学に対する体罰であったりとか、いじめ防止対策というのは、強化すべきではないかと思いますが、今年度新しい取組をします



というものは、何かありますか。そこを確認させてください。

【門池学事振興課長】先ほどもお話ししたんですけれども、教頭との面談というのをやっておりますして、体罰が行われた学校については面談を行いまして、その中で、県として必要な助言を行っています。

特に私立学校は、やっぱり転勤がないというところがあって、その学校にいたら考え方が固まってしまうというところがありますので、ほかの学校の情報であったり、考え方、そういったところをお話しして、新しい気づきを感じていただくような取組をしております。

それと、いじめに関しましては、今年の5月に、公立高校と私立高校の教頭先生を集めて新しく研修を実施して、その研修内容については各学校に持ち帰って、それぞれの教頭先生が先生方に伝達研修をするような取組を、今年から始めておりますので、こういったところを継続していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。もちろん体罰をする先生、そして、受ける生徒さんがゼロになるという防止策は、いずれにしても非常に重要ですし、いじめについてももちろん大事ですので、非常に難しい立ち位置だと思いますが、積極的に訪問されて、また、教頭先生とお話だったりとか、校長先生とのお話し合いを増やしながらかommunicationをとっていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【下条委員】ほかに質問はございませんか。

【大場委員】1点、お願いをいたします。

私立学校の耐震化率の進捗についてですが、公立学校の方は、もうほぼ耐震化の対応ができています状況でございます、私立学校自体は、

財政的な問題もあって非常に厳しいという声をお聞きしておりますが、ここは、去年から比べてどれくらい進捗している状況でしょうか。

【門池学事振興課長】令和3年度末の耐震化率というのが89.6%となりまして、7校17棟が耐震化が必要な建物として残ることになっております。

【大場委員】残りが7校ですね。私が想像している学校もあるのかなと思いますが、その7校に対しての計画とございますか、そういったものはどのように予定されておりますか。

【門池学事振興課長】今、7校17棟が残っているというふうに申し上げたんですけれども、そのうちの3棟については、令和7年度までに耐震化が完了する予定ということで、今のところ聞いております。

あとは、なかなか計画が立ってないという状況でございますが、その学校に対しては、各学校と協議する機会を持ちまして、例えば校舎であれば耐震化が完了している空き教室、こういったところを活用していただくとか、あと寮であれば民間アパートを活用していただくとか、そういった各学校の個別の状況を踏まえて、各学校と協議していきたいというふうに考えているところです。

【大場委員】残っているところというのは、やっぱり本当に厳しいんでしょうね。なかなか進まないというのが実態でありまして、ただ、そこに対しては生徒さんも日々通われているわけでございますので、その対応というのは、一日も早い対応が求められるので、そういったものも含めて、何らか県としても、財政的なものも含めて、教室のそういうふうな代替えの指導、併せて、県独自としてそういったもののお考えはどうでしょうか。

【門池学事振興課長】県としましては、国の補助に加えて、継ぎ足しという形で6分の1、例えば指定避難所に指定されていれば3分の1といった補助を用意しているところがございますけれども、一つは、やっぱり学校の資金的な体力というところが大事だと思いますので、そこはしっかり生徒さんを集めていただいて、学校の経営も改善を図っていただきたいと思っているんですけれども、学校の魅力を高める支援策というのは、県の方でも事業を用意しておりますので、そういったところを活用していただきたいと考えております。

【大場委員】ぜひ、そういったいろんな側面からの支援をお願いしたいと思っております。

また、これは地域性もありますけれども、私立学校は人気偏ってしまうんですね。公立学校の方も、一部生徒さんの定員割れがある地域もあります。そういったところでの話を聞くと、やはり私立学校のそういったところへの人気集中してしまっている。要は県央であったりとか、そういった話を聞きますので、そういったところで、それは多少しょうがない部分もありますが、その地域、地域によっては、その私立学校がないと非常に困る地域もありまして、そういったところはぜひご理解をいただいて、県としてもできる限りの支援をお願いしたいと思います。

以上です。

【下条委員】ほかにご質問はございませんか。

【外間委員】確認を1点させてください。

県立大学の一般選抜試験（前期試験）における合否判定ミスについて、地域創造学部の合否判定ミスに関して、このことを当局としては、入学試験の公平性や公正性の根幹を揺るがすミスであったということで重く受け止められて、厳

罰に、一定関係者に対して懲戒処分を行ったご説明を総務部長よりいただきました。

人生をかけて、学生さんが合否によって人生が変わると、そういったことも含めて、このことを重大に受け止められたということでの判断だと。同じことが起きないように、こういう訓告の処分をしたり、実際に不合格者であった方を合格者として、それに対する様々な処置について丁寧に行ったということで、後々、ミスはミスとして、しっかりと後の処理をやったというご報告を受けて、一定そのことについては了とするんですけれども、1点気になるのは、受験者数に対して合格者数、合格点数があって、そして、全ての受験者数が配点ミスになったのか、公平性に欠けるということになると、地域創造学部の中での配点が科目によって違っていたのか、そういったことも含めて、ちょっと見えないうところがありますので。

その学部学科の採点、どこまで聞いていいのかわからないんですが、例えば200点であった点数を、担当の教員と集計を行う職員に換算の必要性が伝えられてなかったという最大の理由によって、採点の基準が、判断が間違ってしまったということなんですけれども、地域創造学部の受験者の方の対応、そここのところをもう少し詳細に教えていただけませんか。

【門池学事振興課長】地域創造学部の2学科において英語の科目を、通常200点ということでほかの学部はしているんですけれども、ここについて、地域創造学部については300点というふうに得点が変わっておりまして、そこが、今回は換算がなされなかったということで、合否判定のミスにつながったというところがございます。

【外間委員】わかりました。地域創造学部の受

験者の方は、皆同じ科目を受けられて、同じように配点ミスを受けたと。その受験者数に対して合格者数が15名、不合格者だった人を、実際は300点と換算しなければいけなかったために15人の合格者が出てきた。それに対して対応したということで、このことによって、例えば不合格者が、逆に、合格している人が不合格になるというケースはなかったのですか。

【門池学事振興課長】今回の事例につきましては、一旦合格を出した方については不合格というふうな判定はしていないというふうに聞いております。

【外間委員】わかりました。理解しました。

それでは、最後に、この15人の合格者が判明されて、丁寧に対応された結果、15人の方は、最終的に県立大学に対しての合格者として全て受け入れられたのか、その後についての、個人情報になるんでしょうかね。

【門池学事振興課長】15名のうち、県立大学に入学していただいた方については、9名が入学していただいたというところです。

残りの方々については、ほかの大学に入学されたとか、そういったところで、県立大学については入学されなかったということです。

【外間委員】わかりました。じゃ、15名の行方についても、一定お話によって、私としては理解ができました。

答弁によって、いずれにしてもこの方々に対するミスはミスとしても、後の処理については適切に行ったということでありますので、今後、こういった合格判定のミスというのは、極めて大きなことでありますので、以後、十分に注意をなされてご対応していただきますようお願いいたします。理解しました。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時35分 休憩

-----  
午前 11時35分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務関係の審査を終了いたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

総務部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

-----  
午前 11時36分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【下条委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中崎教育長】本日、出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【下条委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【下条分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

教育長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【中崎教育長】 それでは、お手元に予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料をよろしく願いたいします。

1ページでございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、それと追加1にございますけれども、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係により、いわゆる骨格予算であったため、今回の補正において、「新しい長崎県づくり」の実現に向け、必要な経費を計上いたしております。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、合計1,325万円の増、歳出予算では、合計10億7,724万2,000円の増であります。

続きまして、2ページでございます。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

（県立学校の環境整備について）

1 県立高等学校及び特別支援学校の校舎やグラウンド整備等に係る経費として、高等学校校地等整備費1億7,189万7,000円の増、高等学校校舎等整備費8億1,298万3,000円の増、特別

支援学校施設整備費1,284万3,000円の増。

2 農業高校において1人1台パソコンの更なる有効活用を図るため、農場への教育用LAN整備に係る経費として、高等学校校舎等整備費844万9,000円の増を計上いたしております。

（学校教育について）

1 小中学校において、離島部と本土部の実践モデル校を指定し、ICT等を活用しながら、学校外での自主的な学習の充実を図り、子どもたちの「学びに向かう力」を育成するための経費として、学力向上対策事業費410万2,000円の増。

2 高等学校において、生徒の英語による発信力の強化を図るため、1人1台端末を活用した実践研究や、海外留学等への興味・関心を持つきっかけをつくるための留学支援フェアの開催に係る経費として、国際理解教育推進費1,073万4,000円の増。

3 高等学校において、DX・IoT・Society5.0への対応など産業界が求める人材の変化に対応した人材育成のため、各専門高校の得意分野を生かした共同学習の展開等に係る経費として、教育指導費271万3,000円の増を計上いたしております。

（特別支援学校のキャリア教育について）

企業による日常的な学校見学会や企業向けフォーラムの開催など生徒と企業の相互理解を深める取組を実施し、就労先となる職域の拡大と就労率向上を目指すための経費として、特別支援学校教育振興費157万8,000円の増を計上いたしております。

（学校における教育相談体制の充実について）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上やコーディネーターとの連携強化を通して、学校における教育相談体制の

一層の充実を図るための経費として、いじめ不登校対策事業費224万1,000円の増を計上いたしております。

（社会教育の振興について）

1 各市町における幅広い地域住民の参画からなる「地域学校協働本部」の整備を支援するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するため、地域住民による放課後・休業日における学習支援を行う取組を補助する経費として、学校・家庭・地域教育力向上推進費1,148万1,000円の増。

2 ミライo n図書館及び郷土資料センターにおいて、電子図書館システムの導入、郷土資料のデジタル化等を行うための経費として、ミライo n図書館管理運営費3,822万1,000円の増を計上いたしております。

また、繰越明許費については、長崎西高校の第1体育館外部改修工事において、年度内に適正な工事期間を確保することが困難であるため、一般校舎等整備費7,976万1,000円を設定しようとするものであります。

追加1をよろしくお願いいいたします。1ページ中ほどからでございます。

次に、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算では、合計2,017万2,000円の増であります。

この結果、令和4年度の教育委員会所管の予算総額は、1,310億4,306万9,000円となります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたしま

す。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立高校の寄宿舎運営に対する支援に要する経費として、1,052万4,000円の増、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立学校に対する給食費及び舎食費の支援に要する経費として、964万8,000円の増を計上いたしております。

また本文の4ページ、下の方からでございます。

次に、先の3月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。「令和3年度長崎県一般会計補正予算」について、令和4年3月31日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、合計8,881万2,000円の減、歳出予算では、合計15億9,097万3,000円の減であります。

歳入予算の主なものは、記載のとおりでございます。

歳出予算の主なものは、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、『政策的 新規事業の計上状況』」について、説明を求めます。

【桑宮総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました教育委員会関係の資料について、ご説明い

たします。

今回、ご報告いたしますのは、「政策的新規事業の計上状況」についてであります。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会関係では、上から8つ目の長崎県「学びの活性化」プロジェクト費以下4事業を新規事業として要求を行い、全ての事業において要求額どおりの予算を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松本委員】 それでは、分科会説明資料、横長資料の10ページから、まず聞きます。

新規になるんですかね、長崎の未来を創るワクワク産業教育実践事業について、質問いたします。

まず、事業名があまりない表現なんですけど、そもそもこの「ワクワク」の意味から、まずお尋ねいたします。

【田川高校教育課長】 今、ご質問いただきました事業について、「ワクワク」という言葉はなかなか馴染みのない言葉ということでご質問をいただきました。

この事業の中には、教師向けの事業と生徒向けの事業と大きく二本立てになっております。今の時代、生徒にせよ、教師にせよ、どのような人材が伸びるかといいますと、やはりワクワクする感性や好奇心を持った人材、こういった方が一番、これからの時代、伸びていくのではなからうかという考えを持っております。

そういった中でこの事業には、社会が大きく変化する中で、楽しく、ワクワクしながら学ん

でもらい、それがよき産業人材の育成につながればという願いを込めて、このような名称を使っております。

【松本委員】 ワクワク、楽しくと、そういう思いですということなんですが、要するに産業人材ということで、先端分野の企業へ教員とかを派遣するとあります。そこがワクワクなのか、まあ、いいとしても、今までにない試みであることは確かであります。

大事なことは、じゃ、先端企業に派遣をして、具体的に何を教員が学んで、それが県内の教育にどう影響するのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】 まず、長崎にも産業の先端をいく企業がたくさんございます。そういった企業の一つひとつといったものを教師が勉強するといったことが、まず一つ大きな柱になるかなと思っております。

現在の変化の激しい時代の中で、こういうようなすばらしい企業があるんだということ、約2週間の研修期間の中で教師が学んでいくと。そういう中で、長崎にもこういうすばらしい企業があるんだということ、また授業の中で紹介する。あるいは、またそういう企業の方が講師となって生徒の前で講義を行う。そういう中でワクワク感を醸成させたり、次の新たな学びにつなげたりというようなことで、一本目は考えているところでございます。

二本目としまして、生徒対象の事業を構築しております。こちらの方は、農業、工業、商業、それぞれの専門高校がそれぞれの学習をやってきたわけですが、これからは、現在もそうですけれども、例えば農協が商工会や工業団体と連携をすることが求められる時代になっております。

そういうような社会の中で、やはり専門高校

の学びも、農業なら農業だけではなく、工業なら工業だけではなくということで、社会の大きな課題を専門高校の枠を取っ払って、それぞれが協力し合いながら課題の解決に努めていく。そういう中で、本県の産業の振興に資するような産業人材を輩出していきたいと、そういう事業構成でございます。

【松本委員】まず、先端企業の教員研修に関しては、やはり先端技術を教員の方が学んだとして、大事なのは、それをどう教育に落とし込んでいけるかということなんですよ。先端ということは、今はもう開発中のものであり、最先端のもの、それをいかに教材として地元の高校生がかみ砕いてそれを理解して、そして主体的な学習に結びつけるかと。だから、研修しただけでは効果はないものでありますから、その部分を、新しい事業でもありますので、しっかり取り組んでいただきたい。

あと、農・工・商の連携ネットワークということ、確かに農業だけとか、工業だけではなくて、6次産業化も今進んでいますので、そのネットワークというのは重要であると思いますが、これもまだ確たるものがなくて、今から始めていくものですから、やはり連携できる体制づくりというのもないと、学校もそれぞれ違いますし、その部分で、生徒に対してどこまで具体的に、結果としてゴールというか目標を持っているのか、お尋ねします。

【田川高校教育課長】少しばかり事例としてご紹介いたしますと、農業高校の実験・実習の中で、植物の栽培の中で鉢物の土の中の水分の含有量は、どれくらいが一番成長していく最適な水分量なのかということ調べるに当たって、実際、工業高校で測定器を開発してもらって、そして、それをもとに商品化というんでしょう

か、植物の栽培の最適化、そういったことを調べていくというようなことで、工業と農業とのコラボレーションの事例が実際あっておりまして、そういうようなことを教員の組織体制も含めましてしっかり培いながら、こういった事例の積み重ねをやっていきたいというふうに考えております。

【松本委員】非常にすばらしい事業だと思いますので、タブレットも支給されていますし、ITを活用して、そして、やはりAIシステム導入の先端技術等を学んでいただいて、ぜひ、縦割りではなくて横断的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、12ページの、先ほど説明がありましたスクールソーシャルワーカー活用事業のところでございます。

依然として、いじめと不登校はなかなか大きな課題になっている中で、今回は研修会を実施するというものでございました。教育相談体制の一層の充実を図るために研修会を実施すると思いますが、実際、この研修会を通じて、どうやって教育相談体制の一層の充実を図るのか、お尋ねいたします。

【大川児童生徒支援課長】教育相談体制の一層の充実とありますが、その一層の充実とは、何を具体的にどうやっていくのか、あるいは、専門的な内容の研修によって相談体制の充実がどのように図られていくのかというご質問でございます。

一つは、学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びその両者をつなぐ教員であるコーディネーター、この三者の連携体制の強化を図ることは急務であるというふうに考えております。

現在、スクールカウンセラー、スクールソー

シャルワーカーの研修会は、それぞれ職種ごとに分かれて実施しております。また、学校における児童生徒の相談体制は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加えてコーディネーターの教員が両者を調整するようになっておりますが、これらの職員が一堂に会して連携体制を確認するような研修の場がこれまでございませんでした。

この課題に対応するため、三者が一堂に会する研修会を実施いたしまして、この中でいじめ解消や不登校支援の成功事例をしっかりと共有いたしまして、チーム学校としての連携のあり方について、グループワーク等による討論、討議を深めることで一層の教育相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

【松本委員】いじめ・不登校はスクールカウンセラーが対応して、そして、経済的な家庭的な事情はスクールソーシャルワーカーが、それぞれの配分はコーディネーターがされるということで、それが今までは縦割りで研修をしていた。それを一堂に会してやるということですが、かなりの人数になると思うんですね、一堂に会すると、県内全域であれば。そういったものが、このコロナ禍の中で、しかも現場の実務をしながらしなきゃいけないわけですが、そちらに対してはどのような実施計画を持たれているのか、お尋ねします。

【大川児童生徒支援課長】研修の二つ目の柱として、高い専門性を有する講師による講義を考えております。

最新の情報であったり、あるいは新たな社会的課題にもしっかりと対応できるように、いじめ問題、不登校支援に精通している専門家を招聘したいと考えております。

チーム学校としての連携の強化、あるいは高

い専門性を有する講師招聘による資質向上を通して、効果的な支援をつなげてまいりたいというふうに考えておりますが、今回、スクールカウンセラーが104名、スクールソーシャルワーカーが34名、そして、学校配置のコーディネーターが322校ございますので、ざっと考えても500名弱ぐらいの人数になります。当然、このコロナ禍にあって、なかなか一堂に会して集合というのは難しゅうございますので、ぜひオンラインを活用しながら研修会を実施していきたいというふうに考えております。

併せて、令和4年度は、新規のスクールカウンセラーを9名、そしてスクールソーシャルワーカーは6名採用しておりますので、今後、段階的に世代交代を図っていく必要もあることから、ベテラン職員と若手職員を一つのグループに編成し、それをグループとしてグループワークを実施することで研修の効果を高めてまいりたいと考えております。

【松本委員】新人の方が入ってこられても、やはり経験がない方にとっては、非常にカウンセリングとかは大変だと思います。今回のようにグループワークで連携してすることによって、やはり得るものもあると思いますし、それとあと、不登校から復帰した事例ですね、これをやはり共有化することによって、不登校対策に対しての具体的な手法というのがとれていくと思います。ただ、ネットの中でやっていくというのはなかなか不便もあると思いますが、しっかりとした結果を出せるようお願いいたします。

最後に、13ページの地域学校協働活動推進事業費について、質問いたします。

まず、そもそも「地域学校協働本部」というものの整備を目的としているということですが、この地域学校協働本部の意義、役割について質



問いたします。

【山崎生涯学習課長】現在、地域においてつながりの希薄化や地域の教育力の低下が課題となっております。

そういった中で、幅広い地域住民や団体等がつながりネットワークを形成することで、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、持続可能な地域づくりを推進するために、各市町において幅広い地域住民や団体等が参画する、この地域学校協働本部の整備を支援して、地域学校協働活動のさらなる推進を図っていかうと考えているところです。

【松本委員】大変重要なことだと思います。普段から、これまでも地域と学校というのは密接な関係を持っていましたが、やはりコロナ禍の中で、関係をさらに密接にするのはなかなか難しい状況になっていると思います。

ここで、各市町の取組を推進ということで、資料を取り寄せて確認したんですけど、地域学校協働本部を21市町でできているところとできてないところの格差がかなり広がっています。

例えば佐世保市においては100%、全ての学校で地域学校協働本部をつくっているんですけど、長崎市は0%になっています。全体を見ても、100%の自治体が21分の7に対して、0%の自治体が21分の4あるということで、このような大きな格差はどういう要因があるのか、お尋ねをいたします。

【山崎生涯学習課長】地域学校協働本部は、先ほど申しましたように、幅広い地域住民が、あるいは団体等がつながるネットワーク体制であるために、次の3つの要件が重要になってきます。

1つ目が、コーディネート機能です。2つ目が、より多くの地域住民の参画による多彩な活動の

実施、そして3つ目が、継続的・安定的な活動ということで、この3つが重要になってくるわけですが、それぞれの地域の中には、例えば地域コーディネーターの人材の確保が難しい地域があったり、あるいは、現在のところ活動がまだ継続的・安定的というところまでいかず単発的であったり、一部の活動にとどまっていたりするような地域があるというようなことが考えられるかと思います。

【松本委員】そういった背景があるからこそ、今回の事業が、市町向けの説明会・研修会を実施されるということであります。

ただ、やはり市町の実情も、先ほどの答弁にあると思いますが、100%のところも実際出ているわけでございまして、ここはやはり県としても、率先して働きかけを強めていただきたいと思います。

それと最後に、地域未来塾への補助というふうにあります。これも国、県、市で補助をしていくということですが、具体的な内容についてお尋ねいたします。

【山崎生涯学習課長】地域未来塾は、中学生を対象として、地域住民の協力を得て学習支援や相談など、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるような、そういう活動です。

また、この地域未来塾の活動をすること、この事業によって、地域において人と人のつながりがさらに深まっていったり、あるいは地域住民と子どもたち、あるいは地域住民同士がつながるきっかけにもなるのではないかというふうに思っております。

【松本委員】非常にこれは国、県、市の負担になりますし、地域にとって、やはり経済的な理由で学習塾に行けないとか、また、不登校であって学習が遅れているとか、様々な課題がある

ときに、やはりこういった学習支援の事業を地域でやることによって、非常に大きな効果はあると思います。

ただ、動き出すのは非常に労力がかかると思いますので、ぜひとも、県の方からも成功事例とか推進事例を示していただいて働きかけをしていただいて、少しでも多くの方が地域で、どうしてもコロナ禍の中で希薄になっているところがあると思いますので、そういった中で、やはり学校だけではなく、地域全体で子どもたちを育てるという機運を高めていただきたいと思います。

以上です。

【下条委員長】ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】それでは、2～3、お聞きいたします。

教育長説明資料の3ページになります。特別支援学校のキャリア教育について、お聞きいたします。

非常に大事な取組であると認識しております。いろいろいただいた資料もありますが、これは新規事業ではないようで、もちろん今までも、特別支援学校における企業向けの就労先の拡大であったりとか、就労率を上げるための取組というのはされてきてらっしゃったかと思います。

これは事業費で言いますと150万円ですかね、予算規模としてはそう高くないようですが、具体的に今までのものと違う取組が今年度あるならば教えていただきたいということと、併せて、今現状、特別支援学校における就労の状況というのはどのようになっているのかを聞かせてください。

【分藤特別支援教育課長】ただいまのご質問に対しまして、ご説明をいたします。

高等部卒業生の進路のニーズとしましては、

就職のほか大学等進学や福祉施設の利用がございます。

第3期の長崎県教育振興基本計画では、高等部生徒の進路希望に沿った進路実現率を目指す成果指標に掲げております。毎年95%以上を維持するとしております。本年3月の高等部卒業生も、進路実現95%以上を達成することができました。

その中で、就職希望者は、例年100名ほどおります。そのほとんどが就職をしております。ここ数年の課題としまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定をしておりました医療や介護施設での職場実習が中止または延期となりまして、障害のある生徒にとって、職場実習が実質的な就職試験の機会であるのに、その場がなくなりました。それで企業側から、年度内に採用の判断が得られなかったケースがございました。

委員のご質問の答えですが、新しい時代のキャリア教育推進事業の中で、今回補正予算を計上した部分、職場実習以外にも企業の日常的な学校見学、または企業フォーラムを実施することで生徒の働く力を見ていただく、判断していただく、そういう機会を増やしまして、就職を希望する生徒の確実な進路実現につなげたいというふうに思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。大事な視点ですね。やっぱりコロナでいろいろ影響が出ているというのは、やはり特別支援学校に通ってらっしゃる生徒さんたちにも出ているということですね。改めて、今日、認識をさせていただきました。

先ほど言われていた、日常的にこういった企業があるんだよと触れ合うような機会ということですが、ちなみに、県内で積極的に就労

に携わっていらっしゃるような企業は、数は、年々増えているんですかね。それをちょっと確認させてください。

【分藤特別支援育課長】長崎労働局令和3年度障害者雇用状況集計結果によりますと、県内民間企業の障害者雇用数は過去最高だそうです。

企業の法定雇用率は2.3%ですが、県内企業の障害者実雇用率は2.64%、対象企業数も1,046社から、前年度比29社増しているということで、障害者を雇用している企業というのが増えているということで、しっかりとそこの企業への就職というところに希望者をつなげていきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。増えているということも確認できましたし、非常にいい傾向にあるんだなと思えますが、一方で、課長がおっしゃったように、コロナ禍でなかなか行きたいところにも行けないという現状があるので、コロナも少しずつ回復してきて、そういったところにどんどん行けるようになればいいんでしょうが、こういった新しい取組で、引き続き就労支援に尽力していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、4ページになりますが、ミライオン図書館について、確認をさせていただきます。

いよいよ電子図書館システムの導入ということで、ミライオン図書館管理運営費3,822万円計上されています。これは事業内容をもう少し具体的にお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【三好生涯学習課企画監】ミライオン図書館管理運営費3,822万1,000円の内訳ですが、大きく言いますと2点、事業内容がございます。

1つは、ミライオン図書館における電子図書館システムの導入、もう一つの柱が、郷土資料

センターにおきまして、郷土資料のデジタル化の推進の2点になります。

電子図書館のシステム導入につきましては、現在、使用しております図書館システムを電子化させるための改修費、また、実際電子書籍を購入する費用、その後の通信費などを計上しております。

デジタル化におきましては、デジタル化に必要な費用、また、サイトの構築費などを計上している内容となっております。

【宮本委員】ありがとうございました。電子図書館システムの導入ということで、この中には購入費も入っているんでしょうか、どれくらいの書籍を、まずは購入という形で見込まれているのかも教えていただければと思います。

【三好生涯学習課企画監】今回のこの事業においては、電子書籍の購入費として1,000万円を計上しております。選書の方はこれから進めていくことになっていきますが、見込みとしては、およそ1,000冊程度ではなかろうかと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。1,000万円規模で、大体1,000冊という形です。

今からちょっとずつ増やしていかれる計画であろうと思いますが、これは来館しなくて、電子書籍なので、スマートフォンとかタブレット、もしくはパソコンから電子書籍を、家にいて借りられるようなものが離島、そしてへき地を含めて長崎県内でできるということでの理解でよろしいでしょうか。

【三好生涯学習課企画監】おっしゃるとおりでございます。今回、このデジタル化を進めることによって、ミライオン図書館にこれまで来館が難しかった離島地区における皆様であるとか、半島地区の皆様、また、仕事やその他の事情で

開館時間に図書館が利用できなかった皆様についても、インターネットを通してパソコンやスマホ、またタブレットなどで図書の貸出しを、読書を行うことが可能となります。

【宮本委員】ありがとうございました。

最後1点、スケジュール感を教えていただければと思いますが、これで補正予算が成立をして、今年度どれくらいの時期に、今から書物を選んだりとか、入札とかという作業が入ってくるかと思いますが、どれくらいからスタートできるようなスケジュールになりますか。

【三好生涯学習課企画監】今回議決をいただきましたら、すぐ動き出したいと考えております。年明け2月中には電子図書館をスタートできるように取組を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。書物、電子書籍を選ぶというのも非常に難しい作業かと思えます、どれを選ぶかというのはですね。ニーズにに応じていかれるということもあるんでしょうが、まずはこれからと、この書物からという判断になるのかと思いますが、郷土資料のデジタル化と併せて、県庁内でもデジタル化、DXというものも進んできていますので、一日も早くこの電子図書館システムというのがスムーズに導入できますように、引き続き尽力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、最後もう一点だけよろしいでしょうか。ちょっと戻りますが、2ページになります。

学力向上対策事業費で410万円計上されています。いただいた資料のポンチ絵もあるんですけど、新規事業、長崎県学びの活性化プロジェクト費ということであります。これはよく見えますと、事業の概要が1番、2番があるんですが、これは最終的に子どもたちの「学びに向かう力」を育成と書いてあります。なかなか理解

がしにくいところであって、学びの習慣メソッドを作成とかあるんですが、これはもう少しわかりやすくご説明をいただければと思います。

【加藤義務教育課長】長崎県学びの活性化プロジェクトといたしまして、子どもたちの学校外での学習の充実を図り、本県小中学生の「学びに向かう力」を育成する研究に取り組んでいきたいと思っております。

学習指導要領の改訂や家庭環境の変化、また、1人1台端末の導入など、子どもたちを取り巻く環境が変化しております。

このような中、本事業では、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちが学校外でも自主的な学習に取り組んでいくモデル校を本土部と離島部に指定し、その研究を深めていきたいと考えております。

その際、AIドリルを活用したり、異なる地域にあるモデル校の子どもたちや教職員がオンラインでつながり情報交換をするなど、ICTを活用しながら事業を展開し、その成果を学びの習慣化メソッドとして取りまとめ、県内の小中学校に広げていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。一般質問でもいろいろ議論がなされたと思いますが、これは学校外ということは、学校外での自主的な学習の充実を図るということですが、この中に、学びの活性化応援会議というのが設置されて、幅広くPTAも構成メンバーとして入っているようです。PTAの位置づけというか役割について、教えていただけますか。

【加藤義務教育課長】この学校外での学習と申しますのが、大きな内容を占めるのが、子どもたちの家庭学習という形になってまいります。そのほかにも、地域での学習支援などがございますので、学校外での学習と置いております。

このようなことから、家庭学習を進める上では、PTAの役割が大変大きなものになってくると考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ちょっとずれるかもしれませんが、PTAの活動も、コロナによってかなり激減していて、私も、今、メンバーなんですけど、小学校、中学校やっていますけど、ほとんどやってないですもんね、2年間。事業というのはほとんどやっていません。よって、ここで参画するのが可能なのかなと、ちょっと懐疑的なものもあったりとか、こういった形で関わるのかというのがあります。

今後、いろいろ協議しながらということになるんでしょうけれども、できる限りわかりやすく、こういったものをするというのを提示していただきながら、この「学びに向かう力」というのを育成していただければと思います。

あと、学びの習慣化メソッドを作成して、これは、将来的には全県に展開をするというようなことになりませんか。

【加藤義務教育課長】この「学びの習慣化」という言葉ですが、子どもたちの家庭学習の充実を図るということで、実は平成18年度に、県のPTAと県の校長会、そして県の教育委員会で一緒になって取り組んだことがございました。そこで子どもたちの家庭学習が高まっていったのですが、やはり今、時代の変化によって、例えば共働きの家庭が増えたり、また、子どもたちの状況にも様々な変化があったり、そして何より、端末を自宅に持ち帰るような環境が生まれております。

こういった中で、これからの時代における子どもたちの学習というものがどのようにあるべきかということ、保護者の方々も一緒になって考えていくことができればというふうに思っ

ております。

【宮本委員】ありがとうございました。私も3子どもがおるんですけど、家庭学習しませんもんね、なかなか。よって、この事業によって、親も一緒にできるようになるというものが構築できればいいですね。それがまさしく「学びに向かう力」を子どもが養っていきながら、親も養うということですよ。すばらしい取組に期待をします。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】3点ほど質問します。

まず、地域学校協働活動推進事業費です。

先ほどやり取りがありましたけれども、学校と地域を結ぶ様々な事業というのは、既にこれまでもいろいろあっているんじゃないかというふうな気がしています。もう既に、今年度も当初予算にあります。例えば地域子ども教室推進事業、何か似ているような感じがして、これまでも県が主体的にやったりとか、あるいは市町が学校と地域をつなぐ、保護者をつなぐ、そういったことは結構いろいろされているんじゃないかというふうな気がしていて、そういう事業とのすみ分けというんですか、区分けというのか、そこら辺をどう考えたらいいのかなという感じがしていて、既に、これは平成30年度から始まって、今年度も当初予算でついていた地域子ども教室推進事業ですね、例えばこれとの兼ね合いといいますか、関連性というのをどういうふうに理解したらいいのかなというふうに思いました。

例えば地域で老人会があるのに、またサロンができたり、メンバーは一緒とか、何かそんなものもあるわけですよ。何かそんなのをふっと思いついたものですから、そういう兼ね合いと

というのは、これはこれで大事だと思うんですけど、そういう兼ね合いをきちんとしてないと、先ほどあったように、各市町で非常に取組がアンバランスということにもつながっているんじゃないかなという気がしたものですから、そこら辺はいかがですか。

【山崎生涯学習課長】先ほどおっしゃっていただきました地域子ども教室、こちら地域学校協働活動の一部になるかと思えます。

教室の方は小学生を中心に、そして、今度行きます地域未来塾につきましては中学生を対象にというような形で進めていくこととなります。

それからまた、これまでも、例えば学校を支援していただくような取組というのはたくさんあったかと思えます。ただ、その取組が、例えばその老人会であったり、あるいはPTAであったり、その団体と学校と1対1での取組のような形になっているケースもあったかと思えます。

今後、この地域学校協働活動を通じて横のつながりも深めていただいて、横のつながりも図っていただいて進めていただければと思っておりますし、また、学校も支援していただくだけでなく、学校と地域がウィン・ウィンの関係でいろんな取組・活動をしていけるような形を推進していければというふうに思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうすると、先ほどあった地域子ども教室推進事業というのは、この地域学校協働活動の一部になるというふうなイメージだということですね。

次に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用事業費なんですけれども、これは遅かれしじゃないかなという気がして、いわゆる資質の向上を目指すというふうなことで、今までそういう合同の研修会みたいなのがなかったという、さっき答弁だったですよ。

ええと思ったんですけれども、恐らくこの5年～10年ぐらいは、随分と子どもの心のケアだとか含めて、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーも長い事業じゃないかなというふうに思ったんですけれども、今回、額的には224万円というふうなことで多くはないんですけれども、今年度の当初予算の全体像からすれば、これはもちろん人件費かれこれが入っていると思いますから、ないんですけれども、これを、今回の6月補正予算ということで拡充という形にしたというその理由というんですかね、そもそもこういうのは早くせないかんやったはずなんですけど、それがたまたま今回になったのか、あえてこの6月補正ということで拡充した、その理由というのは、何か明確にありますか。

【大川児童生徒支援課長】今、委員おっしゃるとおり、もっと早く、この三者の合同の研修会に取り組むべきだったと、そういうふうな思いもございます。

ただ、これまでスクールカウンセラーに対しては、年間、新規採用職員を含めまして3回、それからスクールソーシャルワーカーにおいては全体研修、そしてブロック別の研修を個別に3回、県主催で実施をしまりました。

ただ、やはり今後、スクールカウンセラーの心理からアプローチする部分と、ソーシャルワーカーの福祉的な視点でアプローチする部分というのが、意外と連携しないとなかなかうまくいかない。例えば、最初はスクールカウンセラーの相談を受けていた。しかし、次第に、話を聞いていくうちに、これはどうも家庭的に問題があるな、そういった部分もあるし、逆の場合もございます。そういったことの穴埋めをしっかりとやって、お互いに意思疎通、共通理解のも

と、チームで研修をすることによって、不登校児童生徒、あるいはじめに悩む子どもたちへの支援に資するというふうな位置づけで、今回の補正を組み、三者の合同を企画しております。これは、ぜひ、継続していきたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。いろんな方法があるかと思って、今回は合同でやっていくというふうなことでありますけれども、私はそもそも論として、もう少しカウンセラーとかソーシャルワーカーをきちんと、もう少し配置を、要するに、複数校またがったという形ではなくて、1学校に一人という、もちろん予算があればですけども、そういうふうにきちんと配置することによって、さらに、三者の合同でやるという意味が本当に見えてくるんじゃないかと思っておりますので。この事業はこの事業でわかりましたので、人材を増やすということも、ぜひ、平行して努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後に、3つ目ですが、ながさきデジタルライブラリー事業費ということで、これもやり取りがありましたけれども、郷土資料のデジタル化ということで、郷土新聞とか県の広報とか、各地域の郷土誌等をデジタル化したライブラリー構築ということですが、これがいわゆる公文書コーナーという位置づけでよかったですかね。長崎に今度開館した郷土資料センターに配置をすると、ここにある公文書コーナーの一画という理解でいいんですか。それとはまた違うんですかね。

【三好生涯学習課企画監】公文書コーナーにつきましては、郷土資料センターの一画にございます。

ただ、今回のデジタルライブラリー事業にお

けるものは、あくまで郷土資料センターが所管・所有する資料のデジタル化を進めておりまして、総務文書課が所管する公文書等については、今回対象とはなっておりません。

【坂本(浩)委員】わかりました。あくまでも今までであった資料をデジタル化するというのが、今回の事業ということですね。

そうしたら、公文書コーナーについてはどんな感じに、今現状なっているんですか。教えてください。

【三好生涯学習課企画監】現在、公文書コーナーについては、総務文書課から職員が1名配置されておりまして、窓口等の対応を行っております。

資料については、郷土資料センターに書庫がございますが、その一画をご利用いただいているところです。

【坂本(浩)委員】わかりました。この公文書コーナーは、また別途、質問させていただければと思います。

以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第85号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分は、原案のとおり、可決、承認することにご異議ご

ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ  
可決・承認すべきものと決定されました。

【下条委員】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、教育長より総括説明を求めます。

【中崎教育長】 それでは、お手元に文教厚生委員会議案説明資料追加2から、よろしくお願  
いいたします。

教育委員会関係の議案についてご説明いた  
します。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、  
第86号議案「職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例」のうち関係部分であり  
ます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関  
する法律の改正に伴い、所要の改正をしよう  
とするものであります。

改正の内容は、育児休業の取得回数制限の  
緩和に伴う措置、非常勤職員の子の出生後  
8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及  
び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の  
取得の柔軟化を行うものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項につ  
いてご説明いたします。

それでは、本体の関係説明資料でござい  
ます。

（全国及び県学力調査について）

全国及び県学力調査については、いずれ  
の調査につきましても、県内児童生徒の学  
習の定着状況を把握し、今後の学習指導に  
生かすための貴重な機会となっております。  
県教育委員会といたしましては、県内児童  
生徒の学力向上のため、市町教育委員会及  
び学校において有効に調査結果を活用する  
ことができるよう支援してまいります。

（教職員の体罰について）

令和3年度の調査結果では、体罰件数が  
22件、体罰を受けた児童生徒は46人で、  
前年度と比較し、件数で8件、児童生徒  
数で6人減少しました。しかし、懲戒処分  
を受けた教職員は、令和2年度0人から  
令和3年度は5人と増加しました。この5  
人のうち3人は過去にも体罰等において  
指導を受けた者であり、1人は1年間に  
2件体罰等を行っております。このよう  
な状況から、令和4年4月より体罰等の  
再発防止を強化するために、「教職員の懲  
戒処分基準」の一部を改定し、再発の  
教職員に対する処分を厳罰化いたしました。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる  
機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強  
力に推進するとともに、体罰を許さない  
環境づくりを目指し、教職員の意識改  
革を進めてまいります。

（令和5年度長崎県公立学校教員採用選  
考試験について）

令和5年度の教員採用予定者数は、退  
職者数や児童・生徒数の推移等を見込  
んで、昨年度より43名多い503名とし  
ております。

今後とも、選考試験の制度改善を図り  
ながら、優れた資質と豊かな人間性を  
備え、長崎県の教員として強い使命感  
と情熱あふれる人材の確保に努めて  
まいります。

（高校生の進路状況について）

公立高校の県内就職割合は69.9%で、  
昨年同期と比較し2.5ポイント増加し、  
過去最高となっております。

今後、県教育委員会としましては、新  
型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
企業の採用状況を注視しながら、県立  
学校に配置しているキャ



リアサポートスタッフに対しても、県内企業の求人情報収集や進路相談への対応など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。

また、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について、子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、令和4年度長崎県高等学校総合体育大会について、競技力の向上については、記載のとおりでございます。

それでは、追加1でございます。

（令和5年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について）

少子化が進行する中、県内の児童生徒数も年々減少傾向にあり、令和5年3月の中学校卒業予定者数は、本年3月の卒業生数より52人減少することが見込まれております。これに伴い、令和5年度の県立高等学校の総募集定員は、令和4年度より40人少ない9,800人といたしました。

なお、昨年6月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第9次実施計画」に基づき、令和5年度から長崎北陽台高校、佐世保南高校、島原高校、大村高校、猶興館高校の5校に「文理探究科」を設置いたします。AIなど急速な技術の進展により多様な課題が生じている今日、様々な情報を分析しながら自ら課題を発見し、解決していく能力が求められています。文理探究科においては、探究型学習を通じた主体的、協働的な学びへの取組により、科学的思考力や国際性を身につけさせ、ふるさと長崎や世界の未来を拓くリーダーの育成を目指してまいります。

それでは、本体の5ページでございます。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

主な取組内容は、記載のとおりであります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

7ページ中ほどです。

（教職員の不祥事について）

記載のとおりであります。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対して深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効性のある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】 以上で説明が終わりました。

質疑に入る前に、若干休憩を入れたいと思います。

再開は、14時40分からといたします。

-----  
午後 2時30分 休憩  
-----

午後 2時40分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

先ほど教育長のご説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第86号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【桑宮総務課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明申し上げます。

対象期間は、令和4年3月から5月まででございます。

まず、資料の1ページをお開きください。

1ページから7ページにかけては、県が箇所づ

けを行って市町等に対し内示を行った補助金についての実績でございます。

直接補助金は、長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金など77件、間接補助金、指定文化財保存整備事業補助金の6件となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件の実績でございます。計6件となっております。

このうち、競争入札につきましては1件であり、結果につきましては、9ページに記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

10ページから15ページにつきましては、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は、海運・船員の政策諸課題に関する申し入れなど5件となっております。

最後に、16ページをお開きください。

16ページと17ページにつきましては、附属機関等会議結果の報告であり、長崎県教科用図書選定審議会1件の会議結果を掲載しております。

続きまして、別紙の1枚紙になります、「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」、教育委員会の要望結果をご説明申し上げます。

教育委員会関係におきましては、新型コロナウイルス感染症対策について、離島の学校教育の充実について、水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化についての3項目の重点項目及び義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障についてなど6項目の一般項目について要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省、文化庁、スポーツ庁、国土交通省の4省庁であり、末松文部科学大臣ほか27名に対し要望書を配布いたしました。

また、これに加え、7月下旬に上京しての要望活動も予定をしております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ではございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

報告は、以上です。

【下条委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は17・19です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宮本委員】 陳情書一覧の17番、松浦市からの分でお尋ねをさせていただきます。

そこに記載のとおり、鷹島神崎遺跡の保存と活用について、継続ということで、松浦市から重要要望項目として上がってきています。

これが出されているのが、令和4年5月23日、松浦市長と市議会議長から出ていますが、これの要望とは別に、今月6日、6月6日にも松浦の方から、松浦市歴史観光推進協議会から、この鷹島神崎遺跡についての要望が提出されているようですが、今回、この市から出ている要望と、6月6日に出された松浦市歴史観光推進協議会からの要望書の内容についてどのようなものだったのか、違いがあるのかないのかも含めて、確認をさせていただければと思います。

【日高学芸文化課長】 松浦市から5月23日に県宛てに要望がございました。また、それとは別に、委員ご指摘のとおり、松浦市歴史観光推進協議会、こちらは松浦市の商工会議所ですとか文化協議会、物産協会がメンバーで構成員となっておりますけれども、こちらの方につきまし

ては、鷹島海底遺跡を文化観光などの地域経済活性化につながる資源として活用したいというような形で前文がございまして、要望に至った経緯がございます。

要望の中身につきましては、松浦市からの要望と同じで6項目ございまして、水中遺跡保護に関する組織・部署を九州国立博物館に設置することですとか、松浦鷹島に専門調査機関を設置すること、それから、水中遺跡の調査保存を国策として取り組むなど6項目につきましては、松浦市要望と全く同じでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。6項目同じということで確認をいたしました。引き続き、県としても取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。

それともう一点、陳情番号19番ですが、これは佐世保市から、令和4年5月に出されている要望になります。県立武道館の機能拡充についてということで出ています。

先ほど課長から説明がありましたところにも、県の対応と書いてあります。今回、佐世保市から出た分は、19番に書いていますが、県立武道館弓道場遠的用競技施設の佐世保市中央公園への整備ということで、去年に比べるとちょっと具体的になったんじゃないかと思ひまして、整備要望も具体的にこれだったと、前年よりちょっと違うのかなという感じもしますが、県の対応としては、遠的弓道場を新たに整備するのは財政上難しいということの対応です。

恐らく、この対応はずっと一緒だったような気がします。仮に佐世保市中央公園にこういう要望があるような遠的用の競技施設を整備するとするならば、どれくらいかかるのかというのは試算とかはされているのかを確認させていただければと思います。

【松山体育保健課長】仮に新たに整備をしますと、1億3,000万円ほどの整備費用がかかるのではないかと見込んでおります。

【宮本委員】ありがとうございました。県立武道館なので県に対する要望であるということは確か、真っ当だと思います。しかしながら、財政状況を踏まえるとやっぱり困難であるということはあると思いますが、整備による効果については、遠的競技者も、多くはないけれども一定いますよというような内容にもなっているかと思いますが、これは今後、どうなんでしょうか。

ずっとこの要望は上がってきていますが、県としては財政状況は厳しい、ずっとこのやり取りできているので、どこかで折り合いをつけるべきかなと思うんですけど、今後、これについては佐世保市と何か意見交換をすとか、ちょっと難しいですよとか、これだけかかりますよとか、例えば半分半分ならできますよというような話し合いの場というのは、設けるようなことはありますか。

【松山体育保健課長】佐世保市の方から、平成27年度から整備についてのご要望をいただいているところでございますが、提出資料の14ページにも記載をしておりますとおり、県内の、高校生を除く弓道の競技人口というのが368名でございます。うち県北地域が64人という状況になっております。

また、遠的競技でございますけれども、国民体育大会と有段者で5段以上の方が出場できる全日本弓道遠的選手権というこの2種目に限られているというところが、一つ大きな課題かなと思っております。

また、現在、県内の遠的競技用の施設でございますが、下の方に記載しておりますとおり、長

崎市、島原市、大村市に市営の弓道場がございます。近的競技に合わせて遠的競技の施設を有しているという状況でございます。現在、大村市の弓道場の方が選手強化の拠点となっております。大会の会場としても使用されているという状況でございます。

先ほど約1億3,000万円が見込まれるということでございますけれども、私たちが所管をしております体育施設でございますが、野球場ですとか、総合体育館とか、武道場もそうなんです。やはり改修等が急務になっておりますので、そちらが必要になってくるかと思っております。

このような状況につきましては、今後、佐世保市の担当の方ともしっかり協議をさせていただきながらご理解をいただきたいというふうに考えております。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

教育委員会関係の審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から再開し、引き続き教育委員会関係の審査を行います。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時54分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月21日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時 11分  
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 下条 博文 君  
副委員長（副会長） 山口 経正 君  
委 員 外間 雅広 君  
" 前田 哲也 君  
" 山本 啓介 君  
" 松本 洋介 君  
" 坂本 浩 君  
" 大場 博文 君  
" 宮本 法広 君  
" ■庭 敦子 君  
" 久保田将誠 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長 中崎 謙司 君  
政 策 監 島村 秀世 君  
教 育 次 長 狩野 博臣 君  
総 務 課 長 桑宮 直彦 君  
総 務 課 竹之内 覚 君  
県立学校改革推進室長  
福 利 厚 生 室 長 市瀬加緒理 君  
教 育 環 境 整 備 課 長 山崎 賢一 君  
教 職 員 課 長 高稲 稔也 君

義務教育課長 加藤 盛彦 君  
義務教育課人事管理監 谷口 昭文 君  
高校教育課長 田川耕太郎 君  
高校教育課人事管理監 初村 一郎 君  
高校教育課 I C T 教育推進室長 岩坪 正裕 君  
特別支援教育課長 分藤 賢之 君  
児童生徒支援課長 大川 周一 君  
生涯学習課長 山崎 由美 君  
生涯学習課企画監 三好 素子 君  
学芸文化課長 日高 真吾 君  
体育保健課長 松山 度良 君  
体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君  
教育センター所長 立木 貴文 君

福祉保健部長 寺原 朋裕 君  
福祉保健部次長 石田 智久 君  
福祉保健部次長 中尾美恵子 君  
福祉保健課長 安藝雄一郎 君  
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当) 猿渡 圭子 君  
監査指導課長 松尾 実 君  
医療政策課長 加藤 一征 君  
感染症対策室長 長谷川麻衣子君  
感染症対策室企画監 (宿泊自宅療養・検査体制担当) 本土 靖 君  
感染症対策室企画監 (ワクチン接種担当) 林田 直浩 君  
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君  
薬務行政室長 斉宮 広知 君  
国保・健康増進課長 川内野寿美子君  
国保・健康増進課医療監 (健康づくり担当) 宗 陽子 君  
長寿社会課長 尾崎 正英 君  
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当) 山口 香織 君  
障害福祉課長 吉田 稔 君  
原爆被爆者援護課長 犬塚 尚志 君

-----  
こども政策局長 田中紀久美 君  
こども未来課長 徳永 憲達 君  
こども未来課企画監 村崎 佳代 君  
こども家庭課長 平川 顕作 君  
-----

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

それでは、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【■庭委員】 おはようございます。

昨日、ご説明いただいた議案外についてご質問をさせていただきます。

教職員の体罰についてお伺いしたいと思います。

昨日、県内私立学校の方も質問させていただきましたけれども、この体罰がなかなかゼロになっていかない。この中で、今回は3人の方が過去も体罰をされて指導を受けておられるというところでは、どのような再発防止をされているのか、教えてください。

【初村高校教育課人事管理監】再発防止に向けては、この教職員に対して、その後の1年間、

学校で計画を立てて、管理職による年3回以上の面談をまずすることになっております。

教職員につきましては、自分を見つめ直して人権意識を高め、生徒との信頼関係を築く方策、それから生徒に対しての心に迫る指導、そういったものをしっかりできるように、レポートを年3回提出をするといったことで、体罰によらない指導を努力していくということで義務づけしております。

それから、県教委が実施しておりますアンガーマネジメント研修、この参加も義務づけをしております。この指導力向上研修ですけれども、平成29年度から実施しております。そのうちの12名が体罰を繰り返していると、そういう状況になっております。

【■庭委員】 様々な研修とか、レポートも書いていただいているけれども、その中でもやはりなかなか再発防止につながっていないのかなと思うんですが、その面談を通してどこに課題があるというふうに取り扱われていますか。

【初村高校教育課人事管理監】そのレポートを見まして、校長の方がしっかり精査をして、不適当な部分とかについては修正をさせながら、少しずつ指導力を向上するように、校長の方も工夫をしているところです。

それから、体罰にかかる懲戒処分を6月7日に行ったところですが、過去にそういう体罰の指導を受けた教職員が在籍する高校については、校長の方にその情報をしっかり提供しまして、把握をした上で個別の面談等していただいて、見守り指導を徹底するようお願いをしているところです。

【■庭委員】 体罰を繰り返さないために、もっと具体的な対応が必要かなと思うんです。その

3人の方のお一人お一人、課題が若干違うのかなと思うんですけれども、そのあたりまで県としては把握できていますでしょうか。

【初村高校教育課人事管理監】そのレポートとが面談の記録は県の方にも提出をいただいています、それをもとに、こちらでもそれを見ながら、不適切な部分は訂正をして、しっかり指導をするように校長の方をお願いしているところです。

【■庭委員】ぜひ再発防止につなげていただきたいと思います。

では、この体罰を受けた児童生徒の方のその後のフォローはどのような形でされていますか。

【初村高校教育課人事管理監】寄り添った指導を心がけておりまして、生徒に異変があれば、まず担任等が面談をします。それでもまだ十分回復できてないとか、そういった場合はスクールカウンセラーの方に相談をさせまして、メンタル面でのフォローをしているところです。

【■庭委員】その中で、児童生徒46人ということですが、その方々が不登校につながるということにはなっていないのか、確認をしたいと思います。

【初村高校教育課人事管理監】高校の方では、不登校等につながったケースは把握しておりません。

【■庭委員】それでは、その46人の生徒さんは、体罰を受けてちょっとフォローをしたことによって不登校にもならず、元のというか、心の健康も保たれているということで理解してよろしいでしょうか。

【初村高校教育課人事管理監】見守り続けながら、通常の生活ができるように各学校で工夫をしてもらっているところです。

【■庭委員】今後も、その生徒さんのフォロー

も続けていただきながら、ぜひこの体罰がゼロになるようにしていただければと思います。

もう一点、3ページの長崎っ子の心を見つめる教育週間についてお尋ねをいたします。

この中の「SNSノート・ながさき」を活用してというところを、もう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】「SNSノート・ながさき」は、小学校は低学年、中学年、高学年、そして中学校用、高等学校用、特別支援学校用と、それぞれの校種、それから発達段階に応じてノートを作成しております。

特に、まず自己理解と他者理解、要するに自分の考えていることは他人とは違うんだということをしっかり理解させた上で情報モラルの教育へつなげていくという形をとっております。また、教師用の指導書も作っておりますし、特に低学年の子どもたちに対しては、保護者とご自宅で、一応タブレットの方にも入れ込んで使えるようにしておりますので、保護者と一緒にSNSの取扱いについてであるとか、他者理解について一緒に学べるような教材になっております。

【■庭委員】自己理解とか他者理解とか、かなり難しいかと思うんですけれども、それも小学校低学年のうちからずっとしていただいて、自分のことを自分で理解できるようにするというところでよろしいのでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】そのとおりでございます。とにかく小さいうちからそういった感覚をしっかり身に着けて人権意識を高めていく、これがやっぱりいじめ防止にもつながっていくというふうに理解しておりますので、今後、このノートを活用した情報モラル教育、いじめ防止教育に努めてまいりたいと考えております。



【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【前田委員】昨日の補正予算にも上がっておたので、少し細かい内容に入るので議案外で質問させてもらいます。

いじめ・不登校対策事業費が上がっていましたけれども、そもそも、不登校の数の推移を少し、まずご答弁いただけますか。

【大川児童生徒支援課長】不登校の児童生徒数の推移でございますが、令和2年度の状況で申しますと、小学校が536名、中学校が1,373名、高等学校が370名、合計2,279名の不登校というふうになっております。この2,279名につきましては5年連続増加で、平成18年度の調査以降、過去最多の推移というふうになっております。

令和2年度の不登校児童生徒については、元年度に比べまして、前年比、小学校では81名増加、中学校では38名増加、高等学校では3名減少となっております。全体で前年比116人の増加というふうになっております。

【前田委員】不登校対策について、教育相談対策の充実以外にも不登校の対策があると思うんですが、やはり今、ご答弁があったように一向に減らないということについて、まずはその認識というか、どこに課題があるというふうに思われているのかお聞かせいただけますか。

【大川児童生徒支援課長】特に、不登校の推移を見てみますと、まず小学校では、小学校2年生から3年生に上がる時に少し数のピークが一つあります。それから、小学校で言いますと、今度は6年生を卒業して中学1年生に入学する時、いわゆる「中1ギャップ」というふうに言われておりますけれども、この時にも一つピークがございます。したがって、全体的な傾向としては、今、不登校の低年齢化が少し進んでいるというふうに理解をしておりますので、まずは

今年度、不登校支援協議会を立ち上げまして、この小3のピーク、そして中1ギャップ、この辺に力点を置いて、こういった効果的な支援が必要であるかというのを今検討しているところでございます。

【前田委員】県がそういう認識を持つ中で、各市の教育委員会、各自治体の教育委員会等も同様に課題認識していると思うんですが、その辺の連携や施策の展開については、どういう棲み分け、定期的に会合をやっているとか、そういうことがあったら少しお知らせをいただきたいと思います。

【大川児童生徒支援課長】まず、21市町の教育委員会の中には、この不登校支援に特化した教育支援センターというのを14市町で設置をされております。まず、そういった不登校支援のセンターの方と県教委が協力しながら、まずは不登校の復帰事例、好事例、こういったものをしっかり共有しつつ、今後の具体的な対策を講じているところでございます。

それから、不登校支援の教育支援センターが7市町まだ設置されていないところがございまして、これについては我々が訪問したり、あるいは年に2回、市町の生徒指導主事が集まる協議会が7月と12月にございますので、そこで意見交換、情報交換しながら、対策についても講じているところでございます。

【前田委員】そうしたら、具体的に、昨日少し説明もあってきたスクールソーシャルワーカーについてお尋ねしたいんですけども、不勉強ですみません、そもそもスクールソーシャルワーカーになられている方々の資格というか、どういう方々になられているのか。国家資格か何かありますよね。どういう方々になられているのか、どういう採用をするのか、少し教えてください。

さい。

【大川児童生徒支援課長】スクールソーシャルワーカーのまず応募資格でございますが、社会福祉士、あるいは精神保健福祉士の資格を有する方、それと教育、福祉等の両方に関して専門的な知識、技能を有するとともに、過去、教育や福祉分野において活動実績があられる方、こういった方を応募資格として任用しております。

職務内容につきましては、委員もご承知のとおり、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、あるいは関係機関とのネットワークの構築・連携、そして学校内における組織体制の支援、あるいは保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供等を行うというふうになっております。

【前田委員】次に、恐縮ですが、そのスクールソーシャルワーカーの方々は、今現在、県下に何人おられて、それは市町の教育委員会の採用になるんですか。それと、実績というか、一人当たり何校受け持っているとかということについて少しお知らせいただいてもいいですか。

【大川児童生徒支援課長】まず、配置状況におきましては、令和4年度、57か所に配置をしております。その57か所の内訳としては、中核市を除く19市町、まずここに一人ずつ配置をしております。それから、県立学校37校に配置をしております。合計57か所に34名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。

中核市である長崎市、佐世保市につきましては、国の補助事業を活用され、長崎市については単独で8名、佐世保市については7名の配置をしているというふうにお聞きしております。

このほか市町において単独予算によって大村市2名、西海市1名、東彼杵町1名、川棚町1名の配置がなされるというふう聞いております。

スクールソーシャルワーカーの実績については、特に相談件数が令和2年度では2,099件ございまして、その相談件数の主なものとしては家庭環境の問題、不登校、それから心身の健康等が主な相談件数になっております。

成果としては、例年、年度末に各市町、県立学校の方から評価をしていただいて成果をまとめておりますけれども、児童生徒、保護者、教職員への支援につきましては、効果があったという評価が94.2%、関係機関とのネットワーク構築がうまくできたというのが88.5%、学校内における組織体制の構築支援については94.2%が効果があったというふうな評価を得ております。

また、勤務実績、これは各学校の校長が当該校に派遣、配置されているスクールソーシャルワーカーの勤務実績を4段階で評価をいたしますが、令和3年度については3.7という評価をいただいております。

【前田委員】こういう質問をさせていただいたのは、スクールソーシャルワーカーの役割がこれからもさらに大きいという中で、私が聞くところは多分長崎市だったと、今言う中核市の8名のところだと思っておりますけれども、どうも待遇というか、福利厚生含めて、県とか、ほかの市町と多分それぞればらばらなんでしょう。聞いているのは、間違いがあったら訂正してほしいんですけども、県は時給3,000円に対して長崎市はその半額だということと、掛け持ちの学校が多くて大変だという話、それから、通勤も車はだめということで公共交通機関を使って、働き方も含めて時間のロスも多いし、ちょっと大変だという話が聞こえてきていて、これは中核市のことなのかもしれませんけれども、よって辞める方が多いんですよという話も聞く中で、

そもそも、さっきご答弁があった数が、私の認識ではもっと増やしてほしいなというか、増えるべきだなと思っているんですが、まずはそういった環境を整備してあげないと、なかなかスクールソーシャルワーカーの方が、資質向上とかコーディネーターとかいう補正予算が上がっていたけれども、そもそも論として、意識の高い方が仕事をする中で、そこを整えてあげる役割というのはどうしても必要だと思うんですが、その辺については、私の聞いた話は聞いた話なので、違っていれば違っているとってほしいんですけれども、どういう実態があるのかということと、できれば、こういう機会に採用するところも違うんでしょうから、一旦実態調査をしてもらって、働ける環境を、取り巻く環境をよくしてほしいと思うんですが、その辺についてお考えがあれば担当の課長、もしくは次長からお答えいただければと思います。

【大川児童生徒支援課長】今、委員ご指摘のとおり、本県のスクールソーシャルワーカーの報酬は時給3,000円ということになっております。長崎市についてはこちらの方では十分把握ができておりませんが、今後、そういった中核市の事情があるということであるならば、中核市とも協議をしながら、限られた予算の中ではございますが、その辺は協議を進めて、子どもたちの支援のためにどういうふうな効果的な配置ができるのかというのを検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】ぜひそうしてほしいんですが、例えば37高校は県立ですよ。これはスクールソーシャルワーカーが通うのは車でいいんですか。

【大川児童生徒支援課長】基本的には公共交通機関を使っただいて、交通費については実費支給をしておりますが、必要に応じて車の使

用は認めております。

【前田委員】スクールソーシャルワーカーの身分保障というのは何ですか。嘱託、何になるんですか。

【大川児童生徒支援課長】身分につきましては、会計年度任用職員という身分になります。

【前田委員】まずは、今言ったようなことも含めて、県の採用における環境面を整えてほしいという中でいけば、必ずしも多い人数だと思っていないし、もっともっと活動を広げてほしいという中でいけば、車の通勤等も一定検討してほしいと思うんですけれども、改めて中核市とか、それ以外の市も含めて、やっぱり県下の中でばらばらで、同じ仕事をしていて条件が違うというのはあまり望ましくないと思うし、整えてあげることが、またこれからスクールソーシャルワーカーを目指す方も出てくると思うんですね。例えば私立の小学校だったら、スクールソーシャルワーカーにかかる子どもたちからお金を取っているケースがあるんですね。それは多分私立の経営が厳しいということかもしれないけれども、1回当たり1,000円とか取っている学校もあるということで、それも私立と公立の中でそんな違いがあってどうなのかなという思いもありますので、少し部署もまたがるでしょうけれども、一遍きちんとアンケートをとってあげて、スクールソーシャルワーカーの方々が働きやすい環境というのを整えることに努めていただきたいと思いますけれども、このことについて、次長か教育長か、少し見解とかあればお知らせいただきたいと思います。

【狩野教育次長】今、委員から、特に不登校が増えていると、また、いじめも根絶できないという状況において、スクールソーシャルワーカーの役割というのは非常に大きいものと思って

おります。

今、辞める方も多いというご発言もありました。それは非常に大きな課題だなと思っておりますので、市町と県、または公立と私立において環境が違うというのは大きな問題かなと思っておりますので、実態を把握しながら、また進めてまいりたいと思っております。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【松本委員】それでは、関係説明資料の追加1のところに記載されております令和5年度県立高校・中学校の募集定員の部分の文理探究科の設置についてお尋ねをいたします。

一般質問でも質疑が交わされておりましたが、まず、この文理探究科設置の目的と、また定員の変更の状況についてお尋ねをいたします。

【竹之内県立学校改革推進室長】文理探究科の狙いですが、大学入学者選抜改革等により、学力検査だけではなく、高校時代に取り組んだ課題研究の内容、または実績、そういったものが総合的に評価される入試方法への移行が進んでおり、これら多様な入試制度に幅広く対応できる学科といたしまして、県立高校5校に文理探究科を設置するものでございます。

文理探究科では、例えば国際的な課題となっている環境問題や食糧問題など、簡単に答えの出ない課題に対しまして、文系・理系の枠にとらわれないアプローチを行い、大学や企業等、外部機関と連携しながら探究型学習に取り組むとともに、高いレベルの授業を通しまして、最先端の研究を行う大学の学びにつながる資質能力の育成を図りたいというふうに考えております。そのことによって生徒の大学への進学意欲を向上させまして、それぞれの高い進路目標の実現につなげることで、ふるさと長崎、世界の未来を拓くリーダー育成を目指してまいりたい

と考えております。

文理探究科を設置する5校につきましては、猶興館高校のみ40人の募集定員の設定といたしまして、残りの4校、長崎北陽台高校、佐世保南高校、島原高校、大村高校につきましては80名の募集定員というふうにしております。

【松本委員】私がここで気になるのは、80名にするということですが、例えば島原高校、大村高校は、もともとの理数科の40名を文理探究科80名、島原高校は40名を80名、大村高校も数理探究科を40名から80名に倍にします。

その時に気になるのは、理数科が文理探究科になるわけですが、この理数科の定員がずっと割れ込んでいるんですね。大村高校の方では、理数科が厳しいということで数理探究科というのに新たに平成23年度に変更したんですが、40名の定員に対して、令和2年は36名、令和3年、40名に対して28名、令和4年は40名に対して23名。行きたい人がいないという状況です。この状態で、さらに80名の定員にする。

島原高校の理数科に至っても、令和2年は40名、40名なんですけど、令和3年は40名が27名、令和4年は40名が23名、ここも半分ほどしか希望者がいない。要するにこれも定員割れをしているという状況、これを80名にするということなんです。

さらに、その増えた分をどうするかというと、普通科を減らしているんですね。島原高校も普通科200名を160名、大村高校も普通科240名を200名にしているわけですね。減らせば確かに普通科の方の定員割れは何とかカバーできるんですけれども、倍増して、ただでさえ定員の半分しか希望者がいない学科を2倍の定員に増やしたところで、果たしてそこに生徒が集まるのかという疑問を持つわけです。その辺に対して

は、これだけ来るといふ見込みがあつてやつて  
いるのか、見解をお尋ねします。

【竹之内県立学校改革推進室長】委員ご指摘の  
とおり、現在、理数科が設置されている高校4校  
のうち、大村高校を含めて3校が定員割れとい  
う状況でございます。

理数科におきましては、これまでも大学と連  
携した教育活動を充実させまして、進学実績に  
ついても一定その成果を収めてまいりましたけ  
れども、中学校の段階で進路希望が明確でない  
生徒も多く、理数系の分野を主に学習する学科  
に進学することに対しての不安があり、理数科  
への進学を決断できない生徒が多いという声も  
中学校から伺つたところです。

そのために、猶興館高校を除く4校につきま  
しては、定員を80名、2クラス編制といたしまし  
て、これまでの理数科の伝統や実績を継承しつ  
つ、2年次から科学的視点で探究学習に取り組  
む理数の探究、またグローバルな視点で探究学  
習に取り組む国際探究のいずれかを選択できる  
ようにいたしまして、理数科・国際科の学びに  
軸足を置きながらも、教科横断的な学びに取り  
組む新しい学科というふうな改編をいたしました。

この文理探究科における学びが、先ほども申  
し上げましたけれども、総合型の選抜ですとか、  
または学校推薦型の選抜の割合が大きくなって  
いる多様な大学入試に対して、幅広く対応がで  
きること、または予測不能で変化の激しい社会  
の中で生きる力といったようなものがしっかりと  
身につくことなどを学校説明会、またはオー  
プンスクール等によって中学生や保護者に対し  
ましてしっかりと伝えて、入学したい、させたい、  
そういった学科にしていくことで志願者を  
集めたいというふう考えております。

【松本委員】数理探究科の設置の時も同じよう  
な話をされました。理数科の希望者がいないか  
ら数理探究科に改編したと。しかし、実際にな  
ぜ入学者が定員の半分なのかというところを、  
やはり島原高校の理数科もそうなんですけど、  
考えた中での文理探究科だと思いますが、保護  
者や生徒からしたら、その部分が伝わってい  
ないところがあるのかなと。

それだけ、大村高校も、実際にスーパーサイ  
エンスハイスクールと申して、長崎西高もやっ  
ていますけれども、文科省の認可をいただきました。  
これにも大きく期待をしたところですが、  
大村高校全体でも令和2年317人の入学、令和3  
年270人、令和4年273人ということで、ここも  
スーパーサイエンスハイスクールをとっていない  
ながらも入学者がどんどん激減していると。

このような状況は、猶興館高校はもっと深刻  
で、160名に対して令和2年が85名、令和3年91  
名、令和4年107名ということで、こちらもやは  
り5割から6割というところ。これが、少子化が  
どんどん進んでいった場合に、普通高校の定員  
割れが進んでいくと、地域に残る方もやはり少  
なくなっていくわけでありまして、そこに対す  
る定員割れの対応というのも今後重要になって  
きますし、今回、大々的に5校で文理探究科を出  
していらっしゃるけれども、今回のオープンス  
クールでかなり強く言わないと、なかなか伝わ  
っていかないかなと思ふんですけど、教育次長  
は高校教育課長もされていたと思うので、ご見  
解はいかがでしょうか。

【狩野教育次長】今回の文理探究科というのは、  
時代の要請というのは一つあるだろうと思つて  
います。理数科というのは、先ほど県立学校改  
革推進室長も申し上げたとおり、理系というの  
を中学校時代から決めておかないといけないと

ということで、今回の文理探究科というのは文系でも理系でもということで、将来が広がるという学科でございます。

また、大村高校は、理数科から数理探究科と名称も変更しましたけれども、その当時よりも探究というのは今の高校教育においては一つのテーマになっています。それは社会の、申し上げたとおり要請であるということです。

これまでは、優秀な生徒というのは正解のある問いに、いかに早く正解にたどり着くかということ、そのためにいかにたくさんの知識を頭に詰め込んでおくかということが一つの優秀である物差しであったんですけども、これからは違うんだろうと思っています。

産業界の方に聞いてみても、社会的な評価の高い、いわゆる偏差値の高い大学を出た学生が就職しても、なかなか使い物にならないという声を聞きます。それはコミュニケーション力が低いとかという声も聞いております。そういったことに対応するためにも、こういった人材を今からつくっていかないといけないのかということ、まず教員と思いを共有しないとダメだし、また、これから入学してくる生徒、中学生、保護者とも思いを共有したいと思っています。なぜ、今、探究というのが必要なのかということ、今から広報してまいりたいと考えております。

【松本委員】 文科省が新学習指導要領の中で、今答弁にありましたとおり、探究型学習を推進している。今後、教育のあり方も、詰め込みではなくて、主体的な探究をしていくという趣旨のもとで、大学入試も探究型に今後推移していくという経過があると思うんですね。ただ、そのことが、まだ保護者の方には伝わっていないところがあるんじゃないかと。

というのが、公立の中高一貫校の人気は依然として高く、長崎東、佐世保北、諫早高校は倍率が3倍なんですよね、同じ普通校なのに。だから、その部分は、一定公立の中高一貫は3倍なのに、普通科の公立高校は定員割れというのは、やはり公立の中高一貫の大学合格実績とか、もちろん中高一貫の6年間でしっかりと学習が公立でできるというところで人気の高さがあると思うんですね。だから、探究型学習に推移していくことが、まだ中学の段階でも理解されていないところが、果たしてこの文理探究科が今年80名の定員に対して20名という状況が続いた場合は非常にもったいないし、今後またそれを見直さなければいけなくなってくるわけですよ。だから、そこも今期が初めてですので、中学校に対しても、市町の教育委員会に対しても周知をしっかりとさせていただきたいということ、これだけ成果が上がる内容なんですよというのがいかに伝えられるか、新しいことですので、そこは非常に重きを置いていただきたいと思います。

それと関連して、令和7年度の大学入学共通テストが、令和4年、今年高校に入学する生徒から変わるというふうに聞きました。これも先ほどの話と同じように新学習指導要領に基づいて大学入試が変更になるということですが、具体的にどこが変更になるのかお尋ねします。

【田川高校教育課長】 大学入試の変化についてのお尋ねをいただきました。

現在、大学入学共通テストにつきましては、5教科7科目が課されているところでございますけれども、今年度入学した高校1年生が受験をします令和7年度の大学入学共通テストにおきましては、6教科8科目が課される予定になっております。

その1教科1科目増えた分については、新たに今年度から学んでおります情報という科目になります。この情報という科目、大きな変更点はプログラミングと言われる領域が入ってきたということが大きな変更点になります。

これまでより、より専門的な知識が必要になったということで、教える側、つまり教員の指導力向上も不可欠だろうと考えております。

そのため、高校教育課としましては、昨年度から県立大学の情報システム学部と連携をいたしまして、情報エキスパート教員養成研修といったものを実施しております。昨年度は11名、今年度は20名を予定しております、オンライン型とオンデマンド型の組み合わせにより、それぞれのレベルや、あるいは忙しさに応じた研修ができるように工夫をしております、これにより、大学入試レベルの授業ができるように対応しているところでございます。

【松本委員】もう一つ社会の科目が変わるといふふうに聞いたんですが、そこはどういうふうになるんでしょうか。

【田川高校教育課長】社会につきましては、公民で新たに公共という科目、それから地理・歴史につきましては、日本史探究、世界史探究、地理探究という形で、先ほどから話題になっております「探究」という言葉がついております。課題解決に向けて、様々なグラフですとか資料ですとか統計ですとか、そういったものを組み合わせながら、問題の中でこういったものが課題なのか、そして、それをクリアするためにはどういう解決がふさわしいのかといったものを選択させるような、より問題解決型に近い、そういう問題が出題されるというふう聞いております。

【松本委員】つまり、今年度の新1年生と2年生、

3年生の場合は、大学入学共通テストを受ける科目の内容が違うということですから、当然1年生と2・3年生のカリキュラムも変えなきゃいけないわけですよ、当然。そこの部分で、一つは社会に対しては、今おっしゃった探究が入ったということは、やはりそこに対応した教育メニューを入れていかなきゃいけないという中で、さっきの話に戻りますけど、やはり文理探究科の部分の教育カリキュラムというのは時代に合っていると思うんですね。

ただ、このことも、中学生にはまだ伝わっていないところがあるので、だから、そこはやはり説明をしっかりと、今後、ただの詰め込みの社会の暗記で、年号を覚えるとか用語を覚えるではなくて、先ほどおっしゃったとおりデータとか、そういったものから、統計的なものから主体的な学習で課題を解決する、回答を導くという能力が必要になるんですよというところも伝えることによって、やはり文理探究に対しての希望者が増えると思いますし、もう一つは情報、プログラミングが入るといふことは、もう高校生で実際にプログラミングが大学入試の共通テストに入るということも、やはり教員のスキルも上げていかなければいけないし、幸い、長崎は県立大学に専門がありますので、そちらの教員のスキルも上げて、やはりこれからの新1年生というのは大変になると思うんですよ、今までとは違う入試を受けなきゃいけないですから。そこに対してもしっかりと説明をしていただきたいと思いますが、その対応については、今、どのように考えていますか。

【田川高校教育課長】この新高校1年生から導入されております新学習指導要領の一番の大きな指摘されている点と申しますのは、これまで高校で学んできたことが実社会の中でなかなか

かつながっていないと、その接続のところが大きく指摘されたところでございます。そういった中で、いわゆる変化の激しい社会の中で、そこに課題を見つけ、日々の学習と関連づけていくということは非常に大切でございますし、そういった中で探究といったものが新しい学びだといったことにつきましては、今年度、高校教育課では、学校訪問、30校予定をしております。そういった学びの必要性につきましては、学校訪問の中で指導してまいりたいと思っておりますし、先ほど来ご指摘いただいております文理探究科の後方支援としましては、高校教育課では、この6月補正でグローバル人材育成についての新しい事業を立てております。そういった中でネイティブスピーカーと英会話を通して発信力を強めていくような事業を目指しております。そういったこともこの5校の文理探求科の生徒につきましては、対象校としてネイティブのスピーカーとオンライン学習ができるような、そういうインセンティブを与えながら、この学校に入学してくる志願者を増やしてまいりたいと考えております。

【松本委員】その思いというのが、県内の市町の教育委員会の中学校と共有できているかというのも大事になってくると思うんですね。市町のそれぞれの小・中学校の教育委員会での考え方というのにかなりの開きがあると、なかなか高校に行くところの判断基準にもなりにくい。要するに、中高の連携というものもしっかり取って、そこを中学校にご理解いただきながら説明をしていくように取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】おはようございます。議案外で2～3点質問させていただきます。

私の方からも、先ほど■庭委員からもありましたが、教職員の体罰、そして不祥事についてですが、先ほどいろいろ対応も確認をさせていただいたので、先日の学事振興課、私立の方でも確認をさせていただきましたけれども、新しい取組で不祥事、そして体罰がゼロになることを願っておりますし、根絶に向けて努力をしていただきたいということを併せてお願いいたします。

この体罰とか不祥事を踏まえて、教育長説明資料の2ページに教職員の採用選考試験があるんですけども、難しいのかどうかわかりませんが、入り口で新しい先生、教職員の方々を採用する際に、やっていらっしゃるのか、すみません、勉強不足ですが、例えば怒りっぽいとか短気であるとか、その人の適性をよりよく判断するような仕組みづくりをされているのかどうか。

そして、併せて、ここでは適性検査をオンラインで実施に変更するとあります。この目的は、書いてあるとおり受験者の負担軽減を図るためでしょうけれども、このオンラインでの適性検査に変更することによって、より志願されている方の適性を深く、今までよりも深く洞察し、確認することができるという認識でいいのか、まず、この選考試験についてお尋ねをいたします。

【初村高校教育課人事管理監】適性検査につきましては、従来から実施しております。今回、オンラインということで、その検査内容については、分析をした結果が手元に届きます。それを受けて、2次試験の面接の中で、その結果をもとに面接をします。そういう形で本人の性格的なもの、行動についてもしっかり確認をした上で選考する形が整っているところです。



【宮本委員】 小論文を廃止するというのは、2次試験では、そうすれば小論文なしで適性検査のみになるんですか。そこも確認をさせてください。

【初村高校教育課人事管理監】 面接を行います。小・中学校の方は一般面接で、そこに課題面接という形で課題を与える形、高校、特別支援学校の方は、一般面接と模擬授業、2種類の面接を行います。そういう形で2次試験については対応しているところです。

【宮本委員】 もう一回確認、それを全部オンラインですと。例えば受けた人は、自宅にしながらできるということで、要は離島の自宅でもできるし、本土にいても自宅からできるということになりますかね。

【初村高校教育課人事管理監】 2次の試験につきましては対面で実施させていただきます。教育センターを会場にしまして実施しているところです。

【宮本委員】 ありがとうございます。対面です。そうしたら、この適性検査をオンラインですということですね。

ここで、今までの適性検査とオンラインですることの違い、その負担軽減だけになるものなのか。例えばオンラインですることによって、AIを使って、この人はこういった特性があるんだとか判断できるもの、そういったデジタル化を駆使してしますよ、画期的なものですよとか、そういったものにこれにつながるんですか。それも併せて確認させてください。

【初村高校教育課人事管理監】 基本的には、受験生の負担軽減が一番の目的で実施をさせていただきます。ただ、今おっしゃったように、今後実施をしていく中で、そういった工夫もしていければと思っています。

【宮本委員】 以前、所属していた時も確認したんですけれども、教職員の方々のなり手が不足してくるという実情がある中で、いろんな方々が受けに来て、今までハードルが高かったものがぐっと低くなってきて結構入りやすくなってくるような状況もある中で、その方の特性を見る、適性を見る、人格を見る、性格を見るというのは、やはり大事なことだろうと思いますので、できるだけ体罰や不祥事が生じないためにも、入り口で判断というのは難しいんでしょうけれども、そういったのができて、ちょっとこの方は教員には向かないなと、生徒を教えるのに向かないなと、今もやっぺらっぺらるんでしょうけど、そういったものが、さらによりよくスピーディーに的確にできるような仕組みづくりがあればと思っておりますので、引き続き、また選考試験については厳格に適性検査をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

前回の委員会でも確認いたしました、いじめの重大事態が発生して、その後の取組について、まずは聞かせてください。

【大川児童生徒支援課長】 令和2年度に県立高校で発生したようないじめ重大事態を二度と起こしてはならないというふうな思いで、現在取組を進めているところです。

まず、昨年11月に公表されました第三者調査委員会の報告書の中には、「全教職員に対するいじめ防止の研修の必要性」、それから「学校いじめ防止基本方針の見直し」、この2点について特に提言が挙げられております。

その内容を踏まえまして、今年4月12日から14日の3日間、全ての県立高等学校長を対象にしたいじめ重大事態にかかる研修会を実施しております。

今回のこの重大事態の事例をもとにした、いじめ問題への対応についてのグループ協議、さらに第三者委員会の委員をお務めになられました方からの講義、これらを通して校長のいじめ問題に向き合う姿勢、あるいは危機意識の醸成を図ったところでございます。

同様に、令和4年5月10日には、全ての公・私立高等学校、特別支援学校の教頭、副校長を対象に同様の研修会を実施し、いじめ防止に対する周知徹底、理解を深めたところでございます。

なお、研修会終了後、文部科学省からのいじめ対応のさらなる強化、改善に向けての通知を発出したすとともに、学校のいじめ防止の取組を一層推進するため、県作成のチェックリストを各学校の方に送付いたしまして、学校いじめ防止基本方針の見直し、校内研修の実施、これらにつきまして、いじめ防止対策の取組を総点検するように指導したところでございます。

同様のチェックリストについては、各市町にも送付いたしまして、積極的に活用していただくようお願いしているところでございます。

【宮本委員】引き続き、こういったことが起こらないように、今回でやって終わりではなくて、継続性のあるもの、そして、今言われたようなチェックリストが生きてくるような対策を引き続き取っていただければと思いますが、ちなみに、今後は年に1回とか、年に2回とか、そういった校長会や教頭会、副校長会というのをまた実施される予定はありますか。

【大川児童生徒支援課長】校長会は夏、秋、冬とございます。また、教頭会、副校長会についても、秋の全体が集まる会議がありますので、市町、県立学校含めまして、その点については学事振興課とも連携しながら、周知徹底に努めてまいりたいと思います。

【宮本委員】昨日も学事振興課の方にもいろいろ確認したところですので、公立、私立ともに教職員の不祥事だとか、体罰、そしていじめ根絶に向けて鋭意努力していただければと思いますし、私も随時確認をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

今回、予算計上はなかったんですが、夜間中学についてお聞きいたします。今年度の夜間中学の取組、何かあれば教えてください。

【田川高校教育課長】今年度の夜間中学の取組につきましては、まず、昨年度実施予定でありましたシンポジウムが1月に実施できませんでした。まず、そのシンポジウムを7月16日に佐世保で、そして17日は長崎で、2日連続で行うようにしております。

基調講演としましては、NHKの「仕事の流儀」に出られました入江陽子先生と言われる方をお招きしまして、夜間中学についての機運を高めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】シンポジウムを計画されていて、ずっとコロナで延びているという状況も確認しておりましたが、いよいよ開催ということですが、この周知は、できるだけ広い県民の皆様方に来ていただきたいという思いがあります。どのような形で周知なされるのか、教えてください。

【田川高校教育課長】現在、シンポジウムのチラシにつきましては、NPO法人、あるいは公民館、そういった関係機関を通じましてチラシを配布しているところでございますし、また、本課のホームページにも掲載をして参加者を募っているという状況でございます。

【宮本委員】わかりました。ありがとうございました。できるだけ多くの方が来ていただくように、そしてまた、その時の感染状況にもよる

んでしょうけれども、感染対策を取りながら開催していただければと思います。

併せて、夜間中学に関連して、2020年の国勢調査から義務教育未就学者数の把握もするようになったかと思います。これは報道でも出ていましたが、夜間中学の設置のためというものも一部あるかと思いますが、これについて本県で義務教育を終えていらっしゃる方の数というのは新たにわかりますか。わかれば教えてください。

【田川高校教育課長】先月、国勢調査の結果が判明いたしましたのでお知らせをしたいと思います。

今、委員おっしゃいましたとおり、10年前の国勢調査とは異なりまして、いわゆる未就学者と最終学歴が小学校の者という2つに分類がなされました。未就学者、つまり小学校を卒業していない者につきましては1,183名、そして最終学歴が小学校の者、つまり中学校を卒業していない方が1万2,078名となっております、合わせまして1万3,261名という形になっております。

【宮本委員】かなり増えていませんか。たしか私が把握しているのは1,820人が、この前の国勢調査でわかっていた人数では1,830名ぐらいが義務教育を終えていらっしゃる方が本県にいたと認識していますが、それからすると、1万3,261名ということですからかなり増えているということではよろしいですか。再度確認させてください。

【田川高校教育課長】10年前の国勢調査で未就学者は1,868名ということでございました。つぶさに年齢別の度数分布あたりも見ながら分析をいたしましたけれども、現在、今年で87歳になられる方以上は、当時の尋常小学校を卒業

されているということで、当時の制度でいきますと尋常小学校を卒業された方というのは義務教育を終了されていると、一応制度上はそういう区分になっているようでございます。ですので、年齢階層でいきますと、85歳以上の方をその度数分布から差し引きますと、2,846名という数字になりまして、ご高齢の方が大半を占めるといった状況でございます。

【宮本委員】いずれにしても増えているという状況ですね。やはりこういった調査で明らかになってくるとということで、改めてその夜間中学に対するニーズというのは一定高まっていると確認をさせていただきました。よって必要性は増してきているということが言えると思います。夜間中学は、また一般質問で取り上げさせていただきますので、引き続き、ご対応をよろしくお願いしたいと思います。

最後に1点だけ教育長にお尋ねいたします。

前の委員会で前教育長の平田教育長の時に、学校を訪問してくださいと。いじめの重大事態を踏まえてどんどん訪問してくださいというお願いをしておりました。

中崎教育長におかれては、4月から1か月ちょっとであります、その後、県立学校の訪問、どうなされているか、確認だけさせていただければと思いますが、教育長よろしいですか。

【中崎教育長】私、教育行政は初めてでございますので、まずはしっかり学校を訪問して、現場の実情をくみ上げていきたいと思っております。

4月、5月、できるだけ時間を取りまして、今6市町、それから20校近く学校を訪問させてもらったところでございます。これは全体が70校近くありますので、4分の1の学校は回らせていただきました。

私たちの時代になかった一人1台端末であるとか、中国語、韓国語であるとか、特色ある教育も拝見させてもらいましたし、また、特別支援学校、ろう学校も訪問させてもらって、ハンディがありながらも頑張る子どもたち、あるいはそれを支える先生たちも拝見して元気もらったところでございます。

ただ、先ほどから、委員の皆様からご指摘があったように、非常に人口減少が色濃く教育行政にも反映しておりまして、特に離島・半島部の高校におきましては、都市部に生徒が流れるということもあって、非常に定員の確保に苦勞しているという状況もお聞きしたところでございます。町に高校があることで、非常にその町は元気になると思いますので、ぜひ魅力ある学校づくり、あるいは特色ある教育を推進してまいりたいと思っています。

特に、これもご指摘がございましたように、私が学校訪問した時には、できるだけ地元の首長さんと市町の教育長さんと意見交換をさせてもらうようにしております。これはいろんな課題解決に向けては、小・中の義務教育と高校教育がしっかり一体化した推進が必要だと思っております。今後とも、しっかり現地を訪問しながら、そういった現場の思いを教育行政の方に反映させていきたいと思っております。

【宮本委員】教育長、ありがとうございました。20校というのはかなりペースが速いかなと思っています。やはり現場に行くことによっていろんな感じ方もあらわれるかと思っておりますので、引き続き、校長先生、そしてまた教頭先生、現場の方と対話をしていただきたいと思いますし、教育長は以前、文化観光国際部におられたので、新しい学校づくりということからすれば、学校掛ける文化・芸術、観光というのが新しい

長崎県の起爆剤となることもあり得ると思っていますので、新しい視点からの教育改革を推進していただければと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上です。

【下条委員長】質問の途中ですが、ここで少し休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時 9分 再開  
-----

【下条委員長】それでは、再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】私から2点、特別支援教育の関係でお尋ねをいたします。

まず、特別支援学校の環境整備の関係ですけれども、諫早の特別支援学校が今、改築というんですか、増築というんですか、整備をされています。それから、今年度は鶴南の時津分校、それから虹の原特別支援学校の増築に向けた準備ということでされておりますけれども、佐世保の特別支援学校、あそこはそれなりに数もいらっしゃって、私も行ったことがあるんですけれども、かなり造りが複雑といいますが、かつ、お聞きしましたら非常に手狭だということで、何とかしてほしいという声も伺いました。

まず、佐世保特別支援学校の増築、新築というんですか、そういう計画が何かあるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】佐世保特別支援学校の校舎の整備につきましては、現在、教室不足ということで文部科学省が調査をした結果によりますと、23教室不足しているという状況でございます。今後、計画的にこれをどう解消していくかということで、現在検討をしているとこ

るでございます。

【坂本(浩)委員】23教室不足ということで、本当に私もそういう感じがしたんですけども、具体的に年次計画的なものはないのか。今は、ただ抽象的な検討中ということなんですか。

【山崎教育環境整備課長】本年2月に策定いたしました第二期の特別支援教育推進基本計画、第1次の実施計画におきましては、現在、この令和6年度までの教室不足への対応ということで、虹の原特別支援学校と鶴南特別支援学校時津分校、こちらの方の改修を予定しております。それ以降の計画ということで、佐世保特別支援学校については検討してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】令和6年度に、今ありました鶴南の時津分校と虹の原、その後ということなんですか。かなりあそこも建物そのものが増築・改築の重ねで複雑な造りになっているというのを、私も行ってびっくりしたんですよ、大変だなと。先生方も大変ですし、特にそこで学んでいる子どもたちも大変なんだなというふうに思いました。

私も現地のことはよくわかりませんが、あそこの周辺はかなり広々とした空き地があります。民間も含めてそれなりのいろんな計画もあるんでしょうけれども、かなり広い空き地もあるなという感じもしましたので、そうなる、敷地を含めて、どういうふうにするかということを含めて、かなり年数がかかると思いますので、できるだけ早い段階からそうした現地の状況も含めて、現場の声も聞いていただいて、できるだけ早い時期の計画というのを進めていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

次に、インクルーシブ教育の関係なんですが、

これは教育委員会が毎年発行している「教育行政施策の概要」ということで、今年度分は今作成中ということなんですけれども、昨年度の分には「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実を図る」ということになっているんですけども、文科省の方でも今、いわゆるインクルーシブに関わって通級教室の充実ということで有識者会議をつくって議論を進めているようなんですけども、特に発達障害のある児童生徒の支援のためにということで、要するに通級指導を拡充をするということなんだろうと思うんですが、そういうことに関する県教委としての認識と、それから施策の方向性というんですか、そこら辺の基本的なところをまず教えてください。

【分藤特別支援教育課長】委員ご指摘のとおり、最近、文部科学省で有識者会議が新しく立ち上がって、特に通級指導の充実ということで通常の学級の特別支援教育を含めて検討が進められているところでございます。

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育ということで、「学びの連続性」というのが今キーワードになっております。小学校に入学した子どもたちが、ずっと6年間特別支援学級に在籍しているのじゃなくて、そのお子さんの成長・発達を、今促していくために、どの学びの場が大切なのかということ、学校、そして市町としっかりと話し合っ、保護者も含めて話し合っ進めていくということが大切になっております。

そういう中で、特別支援学級で個別指導で学びの力を高めて、そして通常の学級で、かつ通級による指導を加えて学べるような子どもたちもおりますので、そういった場合には通級指導教室の存在というのが非常に大事になってまい

ります。

通級指導教室では、コミュニケーションや人間関係、また心理的な安定、集団の中で落ち着いて学べるように、少し落ち着く方法を通級指導教室で学んで、そして通常の学級でも集団の中で学べるようにするというような、両輪で教育をしていく子どもたち、発達障害の子どもたちが全国調査で6.7%おります。

そういう中で我々県教育委員会としましても、通級指導教室の必要性というのは十分に認識しておりますし、通級指導教室の場という数も増えております。引き続き、通級指導教室の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】それで、今、全国的にそういう発達障害の可能性がある児童生徒の割合というのが6.7%ということでありませけれども、県内の実態といいますか、県内の例えばそうした可能性がある割合をどういうふうに捉えられているのかということと、それから、実際、通級指導を現在、これは実態調査を毎年しているのかどうかわかりませけれども、通級指導を受けている児童生徒数が、例えば小学校で何人とか、中学校で何人とか、高校で何人とか、そういうことは把握されていますか。

【分藤特別支援教育課長】毎年度、通級による指導を利用している児童生徒数、また学級数、これについては調査をしております。

通級指導教室の設置数につきましては、令和4年度は201学級、そこに在籍する児童生徒数は令和4年度2,739名、学級数におきましては昨年度198教室から201教室、プラス3学級増えております。

児童生徒数につきましては、昨年度は2,782名が2,739名と、こちらは若干減っております

が、さっき申した減った理由につきましては、通級指導教室で十分学んだ子どもたちが、その指導の成果を踏まえて通常学級のための指導で学べるようになってきたということで若干減っております。利用者の数は以上になっております。

また、国が十数年ぶりに全国調査を行っております。この通常の学級に発達障害を含めた支援が必要な児童生徒が何人いるのか、何割ぐらいいるのか、この結果が今年12月ぐらいに公表されるということです。公表された時にはまたその数値をしっかりと踏まえて、何ができるか考えていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】今、通級の学級数と、そこで指導を受けている児童生徒数ということでトータルでありましたけれども、できれば、後からでもいいんですが、小・中・高の内訳を教えてくださいたいというのと、それから通級学級は、例えば在籍校で受ける自校とか、あるいはほかの学校に行って受ける他校通級とか、それから教員が訪問する巡回指導というふうにいる種類があるんだろうと思うんですけれども、実際、今、先ほどあった2,739人に対して通級指導を行っている教員というのが何人ぐらいいらっしゃるのかわかりますか。

【谷口義務教育課人事管理監】義務教育関係で言いますと、201名、今年度配置をしております。

【坂本(浩)委員】今、義務教育関係、小・中で201名ということですが、例えば義務教育関係で201名という数字は、教員一人当たりに対して何人ぐらいの児童生徒数ということになるんですか。

【谷口義務教育課人事管理監】編制の基準としましては、原則として13名を基準としております。13名に1名ということです。

【坂本(浩)委員】わかりました。今、私が言い

ました、文科省で充実に向けて進めているということなんですけれども、そうすると、生徒13名に対して先生が一人という基準というのは、例えば10名に対して一人とか、そういうふうな方向性になってくるかどうかというのは、まだわからないんですよ。

【分藤特別支援教育課長】委員ご指摘のとおり、現段階ではわかりません。

【坂本(浩)委員】わかりました。この通級指導、通級教室を充実させていくためには、それに対応する先生というのが必要だろうと思うんですけれども、私もいろいろお話を聞きましたら、いわゆる一人の先生が何校か受け持ってとか、結構そういうのもあるようで、可能な限り自校でできるような体制を確保していく必要が、充実させるならばですね。現段階でもなかなか大変だという声も聞いておりますので、そこはやっぱり自校で基本的に対応できるというふうな、例えば先ほど言いました、子どもさんがほかの学校に行くということじゃなくて、自校で何とかできるような、そういう体制を確保する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の認識というのはいかがですか。なかなか対応できないところも、生徒数が少なくできない部分もあるんじゃないかとは思っていますけれども、そこら辺の基本的な認識というのはいかがですか。

【分藤特別支援教育課長】長崎県の場合は、先ほど人数を申しましたけれども、自校の通級を受けている子どもの数というのが2,078名、他校で通級を受けている子どもが541名、巡回による指導、つまり先生が子どものいる学校を訪問して、そこで指導を受けている巡回による指導の子どもが120名ということで、本県では自校通級の子どもが多いという傾向があります。

委員おっしゃるとおり、541名は自分の学校の授業を抜けて、通級をやっている他校に出向いているため、その時間、通級以外の学習が受けられないような子どもたちも、移動時間を含めておりますので、委員ご指摘のとおり、やはり巡回か自校で通級を受けた方がよろしいということは十分理解しております。国の方に施策要望等で、しっかりと充実した定数をいただけるように要求をしていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。今、答弁があったとおりでいいと思います。特に、他校に通級するという事は、子どもたちにとって慣れない環境を嫌がったりとか、あるいは保護者が送迎したりとか、そういう負担もかかってくると思っております。十分に必要な指導が受けられないという事例もあると伺っておりますので、そのところは国に対する要望ということもされていると思っておりますので、ぜひ十分な対策をよろしくお願い申し上げまして、終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【外間委員】1点質問をいたしますが、本会議場でも一般質問で中崎新教育長に抱負を述べていただきまして、畑の違う教育行政のトップリーダーとして登壇した際に、ご質問にお答えしていただいております。

今、同僚議員の質問の中にもご自身のふるさと教育をはじめ、魅力ある学校づくりであるとか、個性豊かな教育づくりに邁進をしたいようなお話をされて、もう既に20校の現場に出られているということで、やっぱり新知事が現場に積極的に出られて、新教育長も現場に出て、まず確認をして動いておられるなということで、一定評価をしたいと思っております。

その中崎教育長だからこそ、大石知事だからこそ、これからの時代にどういう教育行政を求

められているのかということが、先ほどの教育次長のご答弁を聞いていて、学力向上対策をもって勉強して、どういう企業に就職をしていくのか、そういう人材育成のための探求ということについて、ここにおられる全ての幹部職員の方々も、子どもたちのことを真剣に考えられて、様々な今までの専門性を活かしながら、どういう子どもたちを育てていかなければいけないかということの本気で考えておられるんだなと、こう思ってお話を聞いておりました中に、以前、私は前田議員と一度、手をつないで沖縄にある学校に訪問に行きまして、実に興味ある学校でして、その学校のことを報告書にまとめて、当時の教育長に一般質問で質問を行ったんです。ちなみに、中崎教育長、イマージョン教育ということを知ったことがありますか。

【中崎教育長】 その名称を、すみません、存じ上げておりません。

【外間委員】 知らないからといって、別にどうこうではないんです。知らなければ知らないで結構なんですけれども、要するに英語を学ぶのではなくて、英語で全て学ぶということです。母国語以外の第2外国語で教育を行うという教育によって、新しい人材発掘が必要なこれからの時代に、今こそそういうイマージョン教育が必要なのではないかと。決して文科省の今までの英語教育に対して、私はどうこうということではありませんが、ただ、グローバルな人材育成に必要な子どもの教育の中で、新たに皆様方が今抱えている所管の中にあっても、英語でこういうイマージョン教育を行うことによって子どもたちを、人材発掘していくようなことが、今まさに必要ではないかというふうに思って、当時の教育長への質問が、早い話が佐世保にキングスクールというアメリカのスクールがあって、

ぜひそういう外国語が身近な佐世保にあるわけだから、何とかそういったところに日本の子どもたちが生徒として受験して学べないかなということを質問したことがありまして、なかなか仕組みの中で難しかったので、思いどおりのご答弁もいただけなかったんですけども、ぜひそういうイマージョン教育、沖縄に前田委員と手をつないで行った内容をです。民間の企業が経営をしているアミークスインターナショナルは、クラスが3クラスあって、幼稚園から小学校、中学校まで、一定それぞれの教育要領を得た学校でして、クラスがアメリカ人だけと日本人だけと、アメリカ人と日本人とのミックスのクラスの3クラスで1年生から6年生まであり、全ての教育が英語で行われておりました。国語、算数、社会、理科、体育、音楽も全て英語で行うということで、学校の先生もインドネシアや東南アジアの人、人件費の関係でいろんなアジアの先生方を集めて教育をされている学校でした。

結果、その子どもたちが義務教育を終えて社会に出ていって、今どういうグローバルな人材となっているのかというその後の追いかけもしてみたいと思っているんですけども。

参考までに、本県もよく上海あたりに知事以下みんなで固まって行きますよね。行った時に本県の大学を卒業した留学生を集めて、上海でその後の就職先を聞いたら、やはり超一流の企業に就職をされて、それはやはりイマージョン教育と同じように、外国語で学んだその資格が企業に活かされているということで、これからも積極的に海外に出ていって、自分の持つそういう得た教育を活かすと。そういうふうなグローバルな社会で新時代に向けた教育のあり方というものも、どこか教育庁の皆様方のお考えの



中に、今後入れていながら教育のあり方というものを考えていかなければいけない時代に改めてきているのではないかと。手をつないで行ったというのは駄弁だったんですけれども、今だからこそそういうものも積極的に取り入れて、本県の特化した教育ということで、案外、教育長の魅力ある教育の挑戦にも通用するのではないかとということなんですけれども、私の言い分について、教育長、ご答弁いただければと思います。

【中崎教育長】今お話を聞いておりまして、委員ご指摘のとおりだと思っています。

グローバル人材を育てるということで、様々、今教育をやっておりますけれども、やっぱりそこは語学力だけじゃなくて、国際的なコミュニケーション能力を育成していくというのはすごく大事な視点だと思っています。

実は、本会議場で8つの横断プロジェクトというお話をいたしましたけれども、実はそのうちの一つが国際コミュニケーション向上プロジェクトというのを立ち上げております。このきっかけは、先ほどのような視点の中で、いろんな経済界の皆さん等と話をする中で、例えば英語教育につきましては、今、佐世保の方で、これもお話にありましたように米軍基地があるので、そこを活用して、いわゆる英語漬けの生活というか、そういう中で語学だけじゃなくて、コミュニケーションを磨くことができないかと、あるいは中国の総領事館をお訪ねした時に、総領事から、実は県内の高校生に460人中国語を学んでいる生徒がいるんですよというお話をしましたら、総領事の方から、ぜひ総領事館にその子どもたちを招きたいと。そして、中国の言葉だけじゃなくて、中国の文化ということも知ってもらおうようなことができないかというお話

もいただいております。

佐世保の米軍キャンプであるとか、あるいは総領事館というのは、国際県長崎が保有する長崎ならではの国際的な魅力の一つだと思っていますので、そういったことを活用することによって、そのような人材を育てる、あるいは長崎の国際的歴史に触れるということも、これはふるさと教育の一つだと思っていますので、少し経済界、あるいは総領事館のお力も借りながら、少しこういったプロジェクトを進めることによって、委員が今ご指摘なさったような人材の育成に努めてまいりたいと思っていますのでございます。

【外間委員】まさに、中崎教育長ならではの答弁をいただいて、改めて8つのプロジェクトの一つにこういったことのご答弁をいただけたら大変ありがたい、質問してよかったなと思ったところであります。

ある大学の学長さんのお話の中で、これからの社会というのは、「女性」と「ダイバーシティ」と「高学歴」という3つの柱を挙げておられて、高学歴、いい大学を出て、それがこれからの社会にどう役に立つのかという、この3つの柱に挙げられたというのは非常に私は興味を持っておりまして、せっかく大学は出たけれども、大学院まで行ったのに何の役にも立ってないということではなくて、これからの時代は、まさに高学歴と。その表現は、例えばシリコンバレーであるとか、中国の今、世界を席卷するようなユニコーンと呼ばれる1,000億円以上の時価総額を稼ぎ出している、世界にある400の企業のうち、アメリカと中国で250ぐらい、日本はわずか2~3社と。将来の経済をこれから伸ばしていくために、そういう会社をつくっていった人たちの学歴というのは、まさに勉強して大学に

行って、院生になって、そこで学んだことを考え、創造し、ダイバーシティで企業を起こし、イノベーションを起こして行って新しい社会をつくっていき、それがフェイスブックであったり、グーグルであったり、センテンスであったり、アリババであったり、全てサービス産業を、世界の企業のほとんどをつくり上げていったと。勉強して勉強して、考えて、そして学校で学んだことが世界の経済の社会に活かされていると。日本の30年間の取り残されたこの状況は、まさにアメリカや中国がやってきた教育の中に、日本の教育はさあどうだったのかというふうなところの遅れをこれから取り戻すための必定の柱として、その高学歴と、もっと勉強するんだというふうなところの、それと女性というものが入ってありましたけれども、そういうことを訴えられている教育のリーダーもおられるわけでありまして、ぜひともそういうものに向かっていくためには、やっぱり教育というものが最も大切な分野にあるというふうに思っております。

どうか、今、私はどちらかという、詳細をうまく皆様方から引き出して取り組む、課題を解決するような質疑がなかなかできなくて申し訳ないんですけども、一つの切り口としてイマージョン教育というものがあって、そういうものが基地の街佐世保の中であって、それがうまく皆様方がやっておられる教育の中にある、そういうものにうまく取り入れられるといいなと。できれば、教育長におかれては、そういう学校に本県の子どもたちが自由に幼稚園から入学できるような、そういう仕組みなんかがあったら、面白い人材が生まれていくのではないかと。ここまでは法的なことがいろいろありますので述べられませんが、そういうものをどこか頭の中に入れていただいて、

ぜひ教育行政の中に取り入れていただきたいことを要望して終わりたいと思います。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【山口(経)副委員長】教職員の不祥事についてという報告がっておりますけれども、今回の4件の報告のうち、1件は逮捕事案という形で報告がしております。

そういう中で、過去の教職員の処分の推移についてお尋ねをしたいと思います。

【桑宮総務課長】お尋ねの過去10年程度の懲戒処分の推移につきましては、平成25年度に12件発生しております。以降は数件程度で推移しております。令和2年度には1件ございました。ただ、令和3年度に13件発生しており、今年度は1件という状況になっております。

【山口(経)副委員長】平成25年に12件という形で、その後は数件ずつということですが、数件ずつ続いたということで前々教育長が令和元年に「教育長のメッセージ」ということで不祥事根絶のためにメッセージを発出されました。その次の年には極端に減って、令和3年にまた13件になったということで、そういう推移の中で13件というのは10年来で一番多いわけですね。そのことについて、分析とか対応とか、どうなさっておられますか。

【初村高校教育課人事管理監】昨年度の不祥事につきましては、教諭以外で船員とか、会計年度任用職員の不祥事が多発しております。これまで、会計年度任用職員については、授業のみでパートタイム的な働きということになっておりましたので、例えば全職員が集まる職員朝会とか、職員会議、職員研修、そういったところに参加をしてなかったというところがあります。したがって、そういう不祥事防止のための研修の機会が与えられてなかったということになり

ます。

今回、これを受けまして、昨年度中に会計年度任用職員等についても職員会議、職員研修等に参加をして、出席をさせて、そういう不祥事防止のための研修を受けてもらうということをお願いをしているところです。

【山口(経)副委員長】雇用形態が違うとは言いながら、やっぱり同じ教職員という形で社会では捉えがちですよ。そういった中で、そういう原因があったんだろうということなんですけれども、13件というのはちょっと多すぎるなというふうに思います。

そして、行為別ですけれども、体罰、わいせつ、酒気帯び、その他という形で分類をしておられますけれども、やっぱり一番減らないのは体罰、わいせつ、そういった関係ですよ。そのことについて、どう捉えておられますか。

【初村高校教育課人事管理監】わいせつ行為、それから体罰の懲戒処分が多い状況というのは、研修等で指導はしているところなんですけど、なかなか減らない。本当に申し訳なく思っております。

そこで、この4月から懲戒処分の基準を厳罰化しております。わいせつ行為につきましては生徒とかの同意の有無等に関わらず処分の対象にすると。それから、体罰につきましても、これまでは負傷とか精神的苦痛が認められないものにつきましては、校長による厳重注意と、そういうことを想定しておりましたけれども、そういった体罰についても県教委による指導措置以上と、そういうことでの厳罰化をしているところです。

それから、特に、先ほど体罰については申し上げましたけれども、わいせつ行為につきましては、その防止について専門家の医学的アプロ

ーチによる自己分析チェックシートというものを実施しているところです。これについては短いシナリオを示して、その主人公であると、そういう想定をさせまして、それに対してどういう行動をとるか、その可能性をチェックする、そういう分析シートになります。これは全職員、教員が実施することで、自らが陥りやすい危険性を認識して、その抑止につなげていく、そういうことで実施をしているところです。

そういう実施をするにもかかわらず、まだこうやって不祥事が起きていることにつきまして、本当におわびを申し上げたいと思っております。

【山口(経)副委員長】長与でも10年ちょっと前でしたか、そういう不祥事が発生したわけです。それも長与で行われた件ではなくて、前任地の他市でもう一人おって、その人から発覚して長与の方も芋づる式に挙げられたということなんですけれども、そういった時、児童生徒への影響、そしてまた保護者、地域への影響というのが大きいわけですよ。信頼回復に努めると言いながらも、やっぱり保護者には自分の子どもがわいせつ画像の被写体になったんじゃないかとか、そういった不安がつきまとうわけですよ。そういう中で、個人のモラルと言ってしまうばおしまいかもしれないけれども、やっぱり教職員というのは聖職ということ、人を教えるという誇り高き仕事であるということをも十分踏まえながら、そういう不祥事根絶に当たってほしいという思いがあるわけなんですけれども、再発防止という観点、そしてまた、信頼回復という観点について、教育長の所見をお聞かせいただきたいと思っております。

【中崎教育長】副委員長ご指摘のとおり、このように不祥事根絶に向けて、教育の関係者が取

り組む中で、こういった状況が起きているということについては、大変申し訳なく思っています。

本当に一部の教職員の不祥事によって、これも先ほどお話がありましたように、教育全般のイメージが悪化する、あるいは不信感を抱くというようなことを考えますと、頑張っている多くの教職員に対しても非常に申し訳ないという思いもしております。

特に、先ほど人事管理監から説明がございましたとおり、今年の4月1日で性暴力と体罰に関しては厳罰化の改定をしたにも拘わらず、また同様の案件が起きたということは、これは重く受け止めなければいけないと思っています。

本当に教職員一人ひとりが、不祥事を起こさないというような強い決意を持ってもらうということは大変大事だと思っています。

先ほど、令和元年に教育長のメッセージを出したというお話もございましたので、私、今度、新たに教育長となりましたので、少しそういったメッセージで職員の意識に強く呼びかけるといことも検討してまいりたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 メッセージの発出も検討するということなんですけれども、内向きで発せられても、外の方々もそれを見ているわけですね。内にも外にもわかるようなメッセージをしっかりと出していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

【中崎教育長】 おっしゃるとおり、内部だけではなくて、いわゆる保護者の方、地域の方が教育が安心だと、そういう方向に向かっているというようなことの思いを発出することも大事だと思っています。少し文案についても検討しながら、ぜひ今後も不祥事を起こさないというよ

うな強い思いを教育全般で取り組むような方策について、考えてまいりたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 教育長になられてすぐのこういった厳しい事案という形の中でありますので、新教育長として、そういうメッセージを発出なさって、これからそういう不祥事根絶に力を注いでいただくようお願い申し上げます。質問を終わります。

【下条委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）」の提出について、私から提案したいと思いますので、事務局、文案の配付をお願いいたします。

〔意見書案配付〕

【下条委員長】 それでは、意見書案を読み上げさせていただきます。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

2021年の法改正により、小学校の学級編制の標準は、段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校での早期実施も必要である。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生している。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実

情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

1、中学校での35人以下学級について早期の拡充を検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を促進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保したうえで、義務教育費国庫負担制度を維持すること。

以上のとおり、意見書を提出してはいかがかと存じております。

ただいまご説明いたしました「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかにご質問もないようですので、しばらく休憩をいたします。

-----  
午前11時55分 休憩

-----  
午前11時55分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

意見書案の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがでし

うか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時56分 休憩

-----  
午前11時56分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

教育委員会の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時58分 休憩

-----  
午後1時31分 再開  
-----

【下条委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む、福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部長の寺原でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった福祉保健部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いたしません。

【下条委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【下条分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

はじめに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）、福祉保健部の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第71号議案「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、報告第4号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）』」のうち関係部分、報告第16号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）』」の5件であります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の1ページ中段をご覧ください。

第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係により、いわゆる骨格予算であったため、今回の補正において、「新しい長崎県づくり」の実現に向け、必要な経費を計上しております。

歳入予算は、福祉保健部合計で10億5,691万5,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で14億3,056万9,000円となっております。

なお、各科目につきましては、1ページから2ページにかけて記載のとおりであります。

2ページをご覧ください。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（県民に寄り添った医療・福祉・介護サービスの充実について）

県民の皆様が、安全に安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、どこに住んでいても、適切な医療・福祉・介護のサービスを提供できる体制の充実に向け、県内離島の基幹病院において、ローカル5Gネットワークを構築し、専門医の遠隔サポートを活用した体制整備の支援に要する経費として、2億9,698万4,000円、患者の利便性の向上や、在宅医療における医療の質の向上を図るため、医療ICTの効果的な活用に向けた実証事業に要する経費として、832万8,000円、骨髄移植等の造血幹細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下または消失することを受け、免疫再獲得のための予防接種ワクチン再接種の支援に要する経費として、56万8,000円、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応する「医療的ケア児センター（仮称）」の設置に要する経費として、763万3,000円、生活習慣の改善など、県民自ら主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備するため、健康づくりアプリ導入等に要する経費として、3,715万3,000円、看護師等養成所の課程変更のための教育計画作成等準備に必要な専任教員配置に要する経費として、331万6,000円、チーム医療の中心を担う特定行為ができる看護師の計画的な確保と、特定行為研修修了者の支援等に

要する経費として、240万1,000円、介護施設の介護職員と同様の職務を行っている軽費老人ホームの介護職員に対する処遇改善の支援に要する経費として、421万2,000円などを計上しております。

3ページ中段をご覧ください。

（新型コロナウイルスの感染症対策について）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が中長期的に反復している中、さらなる感染拡大に備え、感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心の確保のため、重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備の助成に要する経費として、4億5,316万7,000円、疑い患者を診療する救急医療、周産期医療、小児医療などを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備の助成に要する経費として、5億3,229万円、新型コロナウイルス感染症の検査体制を維持するため、環境保健研究センターの検査用機器の整備に要する経費として、3,857万2,000円、新型コロナウイルス感染症における対応の迅速化、保健所の業務効率化を図るため、ICT環境の整備、導入に要する経費として、1,590万6,000円、クラスターが発生した高齢者入所施設や障害者入所施設の入居者及び職員の検査に使用する抗原定性検査キットの配付に要する経費として、2,423万6,000円を計上いたしております。

このほか、4ページ中段の債務負担行為につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）の福祉保健部の1ページ中段をご覧ください。

第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明

いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算、歳出予算ともに合計で8億6,637万8,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（生活福祉資金貸付金について）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業等により生活に困窮されている方に対して、緊急小口資金等の特例貸付等に要する経費として、8億3,041万円の増。

（新型コロナウイルス感染症に対するセーフティネットの強化について）

新型コロナウイルス感染症に加えて、物価高騰等の影響により生活に困窮する方を支援するため、官民が連携したプラットフォームの設置及び支援ニーズに対応するNPO法人等に対する活動支援、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯への支援金の支給に要する経費として、3,596万8,000円の増を計上いたしております。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、福祉保健部の4ページ下段をご覧ください。

第71号議案「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で519万5,000円となっております。

なお、各科目につきましては、5ページに記載

のとおりであります。

（健康長寿保健事業費について）

健康づくりアプリ導入に係る国民健康保険特別会計負担分として、519万5,000円を計上いたしております。

次に、報告第4号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で10億7,967万3,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で28億493万5,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては、5ページから6ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、新型コロナ病床確保料の実績減等によるものであります。

繰越明許費につきましては、内容は記載のとおりで、198万円の繰越明許費の設定を行ったものであります。

次に、報告第16号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）』」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに48億4,945万2,000円の減となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、こども政策局長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）のこども政策局の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）』」のうち関係部分、報告第5号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）』」の4件であります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料1ページをお開きください。

中ほどでございますが、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和4年度当初予算は、知事選挙の関係により、いわゆる骨格予算であったため、今回の補正において、「新しい長崎県づくり」の実現に向け、必要な経費を計上しております。

歳入予算は、こども政策局合計で4億222万5,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で87億2,324万9,000円の増となっております。この結果、令和4年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、264億8,287万8,000円となります。

なお、各科目につきましては、1ページの記載



のとおりであります。

次に、2ページをご覧ください。

補正予算の主な内容につきましては、結婚、妊娠・出産、子育て支援の充実について。

未婚化、晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、県民の皆様が安心して子育てできる環境の充実に取り組んでまいります。

1、若年層のライフデザイン実現に向けた結婚、子育てに関する情報発信に要する経費として、216万2,000円の増。

2、婚活アドバイザーの配置や婚活サポーターのスキルアップ養成プログラムの開催等に要する経費として、538万9,000円の増。

3、保育所等の職場環境改善を目的としたアドバイザーの派遣や成果発表等を行うフォーラムの実施に要する経費として、205万8,000円の増を計上いたしております。

（新型コロナウイルスの感染症対策への対応について）

児童福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症対策にかかる支援を実施してまいります。

1、クラスターが発生した保育所・幼稚園等の職員の検査用として、抗原定性検査キットの配付に要する経費として、3,234万円の増。

2、クラスターが発生した児童養護施設等の入所者及び職員の検査用として、抗原定性検査キットの配付に要する経費として、440万円の増を計上いたしております。

（長崎県安心こども基金事業について）

「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」にかかる国負担分財源の安心こども基金への積立に要する経費として、3億2,696万6,000円の増を計上いたしております。

（子どもの権利擁護について）

児童養護施設等に入所する子どもの声を受け止め代弁する意見表明の仕組みや、子どもの権利救済の仕組みを構築し、社会的養護が必要な子どもの権利擁護を推進するための経費として、358万7,000円の増を計上いたしております。

このほか、3ページの子ども・子育て支援新制度への対応について、私立幼稚園の振興について、4ページ、幼稚園、保育所等の耐震化の推進について、子育て家庭の経済的負担軽減について、母子保健の充実について、ひとり親家庭の支援についてで、その内容につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）、こども政策局の1ページをお開きください。

第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、こども政策局合計で660万7,000円の増となっており、この結果、令和4年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、264億8,948万5,000円となります。

続きまして、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料に戻っていただき、5ページをお開きください。

報告第4号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分につきましては、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事

専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、こども政策局合計で4億1,033万7,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で6億2,737万円の減となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、保育士修学資金貸付等事業補助金の内示減等による児童福祉費の減であります。

報告第5号「令和3年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で3,432万5,000円の減となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上もちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料『政策的新規事業の計上状況』」について説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明いたします。

今回ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

資料の1ページをお開きください。

1ページ一番上の保健所デジタル化推進事業費から、下から4つ目の医療的ケア児支援セン

ター運営事業費までの7事業であり、内容につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、福祉保健部の横長資料の10ページ、遠隔専門診療支援推進事業費について、質問させていただきます。この事業は、記載のとおり、「県内離島の基幹病院において、ローカル5Gネットワークを構築し、専門医の遠隔サポートを活用した体制を整備するための支援」ということですが、金額が2億9,698万円と、かなり大きい金額になっています。

まず、現状の4Gとローカル5Gの違い、5Gになることで何が変わるのか、お尋ねをいたします。

【峰松医療人材対策室長】4Gと5Gでの効果の違いについてですが、まずこの事業につきましては、離島の基幹病院で医師が診察する場合には、その患者の患部の画像を本土の医師にリアルタイムで送信をする、これにより本土の専門医からの助言を受けながら診察が可能となり、そういったローカル5Gによるネットワークの構築を県として支援をしようとするものです。

そのときのネットワークにつきまして、4Gと比較して、5Gを使用するメリットですけれども、5Gの方が、大容量データ、容量の大きいデータを高速で送信できるため、タイムラグ、ずれが少なくて済むということで、高速化と送信遅延の短縮により、診察をリアルタイムでできるということをメリットと考えております。

そういったことで、離島の医師のスマート型グラスの画像をずれなく本土の専門医に届ける

ことで、視診が主となる皮膚科あるいは脳神経内科、消化器内科、この3つで専門的な医療分野での診断支援が可能となると考えております。

【松本委員】見やすくなるということは、いいことではあるんですけども、この中の内訳として、国の交付金が2億円入っております。デジタル田園都市国家構想推進交付金というものとコロナの特例交付金ということでございますが、それだけの国費もつぎ込んでローカル5Gネットワークをつくるわけですから、やはりいかに活用させるかということが大事だと思います。恐らく、離島医療を今後守っていくための手段の一つとしてのこのローカル5Gだと思っておりますけれども、これを長崎県の病院企業団に導入することによって、離島の方々の医療に対して、どのような効果が上がっていくのか、今後の展開について、お尋ねいたします。

【峰松医療人材対策室長】まず、この遠隔診療がなぜ必要かということかと思っておりますけれども、離島の方が本土と比較して医師数が少ないということで、どうしても専門医の診察を受けたいという時には、本土まで足を運ぶ必要がございます。そこを離島の住民の方がお住まいの地域で受診が可能となるように、離島での診断を本土の方から遠隔でサポートすることで、離島の住民の方々の負担を軽減していきたいということを県としては進めたいと考えております。また、この高額な事業費ということですが、県としましても、これを離島の住民の方にご理解いただいて活用いただけるように、今後、周知、広報等に力を入れていきたいと思っております。

【松本委員】今後も医師不足が離島に対しても、今、偏在化も問題になっておりますけれども、そういった時に、このローカル5Gを使うことにおいて、本土の医師からも診察ができるとい

うことは、非常に画期的だと思います。ただ、やはり利用していただかないと、それが全く効果をなさないのでは、離島の市町に対して周知と、また医療機関に対しても理解と協力が、本土の医療機関が協力してくれないとできないことでもありますから、設備はいいとしても、ソフト面での周知もしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、一般質問でも質問が出ていましたが、健康革命プロジェクトについて、縦長の説明資料の3ページの5番のところに、「生活習慣の改善など、県民自ら主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備するため、健康づくりアプリ導入等に要する経費」ということで上がっております。健康づくりのためのアプリということですが、その内容と効果について、お尋ねをいたします。

【宗国保・健康増進課医療監】健康づくりアプリの内容について、お答えいたします。忙しい働き盛り世代や無関心層を含め、より多くの県民が主体的に、気軽に、楽しく健康づくりに取り組めるよう、ポイント付与によるインセンティブを設けた健康づくりアプリを導入いたします。

ポイントは、一日の歩数、毎日の血圧・体重測定、健診受診、禁煙へのチャレンジ等の健康づくりへの取組に対して付与することを考えております。このほか、市町等が実施する健康祭り等のイベントやスポーツイベントへの参加に対しても付与することを考えております。また、インセンティブとしましては、たまったポイントにより県産品等が当たる抽せんを実施する予定としております。

効果としましては、アプリを導入することで、健康づくりに係る意識の向上により、若い世代

からの生活習慣の改善を図りたいと考えております。先行して事業を行っております熊本市では、アプリを利用したことで、運動習慣等の生活習慣が改善したという結果が出されております。また、横浜市では、健診でメタボリックシンドロームと診断された方のうち、約10%が参加後に改善している、外出機会が増えているなどの効果が現れ、また参加前に「健康ではない」と回答した多くの方が、参加後に「健康である」と回答されており、健康意識が向上しているという結果がございます。

【松本委員】 ありがとうございます。

ポイントというインセンティブが今回新たに加わったということで、今までとまたちょっと違ったところになると思うんですが、ただ気にかかるのが、民間でも同趣旨のアプリがあります。例えば、携帯電話のカード会社のアプリは、歩くほどにポイントがたまるとか、また若い人から今、幅広くはやっているのが、ドラゴンクエストウォークというんですか、歩くことでゲームが進むものとか、そういった様々な民間の同趣旨のアプリもそれぞれの人気があって、もう既に先行しているわけです。ここの目的というのは、もともと歩いている方ではなくて、恐らく、あまり歩いていない方に、主体的に歩いていただくような仕掛けだと思うんですが、そういった同趣旨のアプリとの差別化、これはあくまでもダウンロードをしなければいけないわけですから、そこを県民の方に広く周知していただくための仕掛けというものとしての導入はいいんですけども、ダウンロードするための仕掛けは、どのように考えているのでしょうか。

【宗国保・健康増進課医療監】 民間でも同様のアプリがございます。県の差別化としましては、営利目的ではなく、県が実施することによる安

心感を持って参加いただきたいということで、そういったメリットについても広く周知をしていきたいと考えております。

周知のためには、新聞等のメディアによる広報スケジュール等も検討しておりまして、また庁内各課や市町との連携を強化し、毎年実施しております県内81団体からなる健康長寿日本一長崎県民会議等の中でも広く周知をし、関係の皆様にも周知を図っていただきたいと考えております。

また、このアプリの利用者を増やすための工夫としましては、これまで健康寿命延伸に向けた取組の中で、仲間と励まし合いながら健康づくりに取り組んでいただく、ながさき健康長寿メイトや、企業、団体により健康づくりを支援していただく、ながさき健康長寿サポートメンバーに登録していただいておりますが、これらの登録者やその関係者にも広く周知をすることにより、アプリの利用者を増やしてまいりたいと考えております。

【松本委員】そこは公的なアプリというところが一つ大きく違うところかなと思います。頂いた資料で思ったのが、健康イベント参加でポイント、健診受診でポイント、観光地や文化施設訪問でもポイント付与ということで、情報の発信もできますし、そういったところが民間との違いではないかと思います。ですから、非常にいい内容だと思うので、県職員の方、かなりの人数いらっしゃるから、ご自身たちがまずアプリをダウンロードしていただいて、おっしゃったように、ながさき健康長寿メイトの方々、これまで協力してくださった団体等にも積極的にアプリをダウンロードしていただいて、少しずつ増やしていくことによって波及していくと思いますので、そこの最初の取っかかりが重要

だと思しますので、積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、こども政策局の横長資料の7ページ、ながさきで家族になろう事業538万円のところで質問させていただきます。この事業は、婚活アドバイザーの配置や婚活サポーターのスキルアップ養成プログラムの開催等に係る経費ということでございます。これまで、かなり成果を上げていらっしゃる話を伺いました。会員数が、お見合いシステムで2,400名を超える状況ということで、実績も出ていることに大変期待をしますが、今回新たに婚活アドバイザーを配置ということですが、サポーターも元々いたんですけども、配置するアドバイザーの役割、目的について、お尋ねします。

【徳永こども未来課長】委員のご指摘にございましたように、婚活サポートセンターの会員につきましては、おかげさまで2,400名を超えるというような状況が発生しております。そのように会員が増えたということで、今後、その中のマッチング率と、お引き合わせの率を上げていくことが重要であると考えております。そのような中で、会員の方も、活動がうまくいく方、いかない方ございます。会員の方が悩みを抱えるというケースもありますので、そのようなことに対応できるように、会員個々の少し深めの悩みというか、そういったものに、より専門的に、より具体的にアドバイスをするというのが業務の目的であります。

具体的にどういう場面を想定しているかと申しますと、なかなかお引き合わせがうまくいかないという方のために、例えば、プロフィール写真の撮り方ですとか、プロフィールの作成の仕方、それから実際にお引き合わせがあっても、緊張されて、なかなか会話がうまく進まないとい

かというケースもありますので、そういったところのアドバイスですとか、あるいは服装とか、本人が気づかないようなところへのアドバイス、それからなかなか活動がうまくいかずに、もう自分は無理じゃないかというふうに少しモチベーションが下がられる方もいらっしゃいますので、そういった方のモチベーションを維持してあげたり、上げてあげたりということも想定をしているところであります。

【松本委員】 その部分は、かなりきめ細かいサポートだと思うんですけども、ただ、その人物がどういう人かによっても成果が変わってくると思うんですが、これから予算可決後に面談とかされて契約をするんでしょうけれども、どのような方を想定しているのか、お尋ねします。

【徳永こども未来課長】 人物の想定につきましては、専門的な技術というものが必要になりますので、結婚相談の業務の経験をされている方、かつ心理カウンセラー等の資格を持っておられる方で、私どもが今考えておりますのは、こういった業務をほかの自治体でもご経験されている方というのは実はいらっしゃいまして、そういった方を想定しております。また、そういった方だけでなくと回すのは、なかなかきつい面もありますので、現在婚活サポーターとして活動されている方の中で、非常に優秀な方、実績を持っている方の活用も考えているところでございます。

【松本委員】 サポーターという方は、引き合わせの立会いを今実際していらっしゃる方で、今後は、さらにハイレベルなアドバイザーという形で進めていくということですね。

サポーターの方もだんだん増えてくると思いますが、今回、その方のさらにスキルアップ養

成プログラムということですが、具体的にどう  
いうことをされるのか、お尋ねします。

【徳永こども未来課長】今、婚活サポーターと  
いう分野でいいますと、システムサポーターと、  
縁結び隊みたいな方もいらっしゃるんですけども、特に、システムサポーターであれば、委員  
からご指摘ありましたように、交際をする前  
のお引き合わせの時に立ち会っていただくとか、  
その後の交際の状況をフォローしていただくと  
いうような役割を持っています。前に申し上げ  
ました婚活アドバイザーは、より個別の課題に  
専門的に対応するという形になるんですけども、  
婚活サポーターに、どういうスキルアップ  
を行うのかということなんですけれども、これ  
は今年度、内閣府の方で、結婚支援ボランティ  
ア等育成プログラムというものをつくられてお  
ります。これは私どもも内閣府の方から意見照  
会があって、いろいろ協議しながらつくった部  
分も少しあるんですけども、具体的なプログ  
ラムとしては、お引き合わせ時のポイントです  
とか、会話術、あるいはアフターフォローのポ  
イントですとか、あとトラブルもたまにありま  
すので、そういうトラブル事案に対する対応な  
どを網羅したプログラムになっております。こ  
ういったものを先ほど申しました婚活アドバ  
イザーとか、サポーターの中で優秀な方を講師  
として検討しながら、こういった養成プログラム  
を実施していきたいと考えております。

【松本委員】私たちも、子どもが独身だとい  
う相談を受けて、結構紹介をしたりするん  
ですけども、しゃべらなかつたりとか、いろ  
いろな性格もあるし、マッチングというの  
は、なかなか素人がやっても難しいところ  
があると思うんです。ですから、こうい  
った専門家の方々を養成することによって、  
消極的な方をぜひ積極的

に取り組む。それで、成功事例をどんどん周  
知した方がいいと思うんです。先日も若手  
の方と話した時に、結構30代で独身の  
方が多くて、この事業を説明したら、知  
らなかつたとみんな言っていて、ネッ  
トで調べてもらって、登録したいとい  
う話になったんですけども、やはり広  
報の方も力を入れていただきたいと思  
います。

次に、その下の保育士人材確保等事業  
のところなんですけれども、保育士の  
処遇改善等は国の方で検討していただ  
いておりますが、今回のこの事業の  
内容は、「職場環境改善を目的とした  
アドバイザーの派遣」となっており  
ます。この職場環境改善を目的とし  
たアドバイザーというものを初め  
て聞くのですが、結局、何か監査  
みたいな形でチェックするのか、そ  
の目的と役割について、お尋ねを  
いたします。

【徳永こども未来課長】アドバイザーの  
派遣でございますが、基本的な目的  
としては、保育士の負担の軽減を  
図って、そのことも処遇改善の  
一つと考えておりますが、そう  
いったことで離職の防止につな  
がるというのがまず一つの  
大きな目的であります。

今回のアドバイザーにつきましては、  
保育現場に精通をされている社会  
保険労務士が結構いらっしゃいま  
して、そういった方々を想定して  
おります。どういったことを行  
うかということ、ここは管理者  
の方とのマネジメントの部分も  
少し出てくると思いますが、保  
育士の負担軽減のために、例  
えば保育士の周りで仕事をして  
いる補助者の方や、保育士の業  
務以外をやられている方の活  
用、あるいは職場の業務のICT  
化、保育士も現場でやらなけ  
ればいけない書類が非常に多  
いというようなお話も聞きます  
ので、そういったことも含めた  
働き方の改善、保育士の負担  
軽減の取組をやり

たいと思っているところであります。

また、アドバイザー以外にも、保育士の保育を実践する際の悩みというのもありますので、そういった保育士自身の悩みに対応するためにも、実践型研修というものも考えておまして、これは保育士養成校の教授の方や先生を派遣して、講義と実践とディスカッションという形で保育士を支援していきたいと考えているところであります。

今回の事業につきましては、地域性とか、施設規模、種別を考慮して、県内10園程度で実践をしていきたいと考えているところであります。

【松本委員】処遇の報酬を上げることもそうなんですけれども、私もよく聞くのは、事務作業も含めて、保育士の現場のあまりにも休む間もないハードな、子どもと接する時間が欲しいというような保育士の声も聞いたことがあります。確かに効率化がなればいいと思うんですが、ただ県内で10園だけ、それで効果が上がるのか心配に思うんですが、その点については、どのようにお考えですか。

【徳永こども未来課長】確かに委員ご指摘のとおり、全部の園で実施できればいいんですけれども、なかなか予算的な制約もありますので、今回は、10園で得られた成果については、その後、成果発表のフォーラム、要するに、事例発表会、事例共有会を開催し横展開を図っていきたいと思っているところでございます。

【松本委員】せっかく得られた効率化というのが県内全域に波及するように、この後にある成果フォーラムの実施というのがそれだと思えますけれども、やはりそこをしっかりと、これだけ効果が上がったんだというのを周知できるように、保育協会と連携して、していただきたいと思えます。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【■庭委員】それでは、質問をさせていただきます。

先ほども出ましたけれども、ローカル5Gネットワークの構築について、お伺いしたいと思います。これは離島の基幹病院と本土の専門医をネットワークで結ぶということですが、離島の基幹病院を何院ぐらい考えておられるのかと、本土でのどういうところの専門医に、何名ぐらいでネットワークを組んでいくのか、そのあたりを教えてください。

【峰松医療人材対策室長】今のご質問は離島と本土の体制の問題かと思えます。離島では、二次診療といいますか、基幹病院ということで、五島で言えば企業団病院の五島中央病院、こちらは令和2年度に、総務省の実証事業を活用いたしまして、五島中央病院と、本土の方は長大病院で実証事業をした結果があり、今回、横展開で、上五島、壱岐、対馬のそれぞれの地区の基幹病院で実施しようと計画しているものです。

具体的に申しますと、離島は、壱岐であれば壱岐病院、上五島は上五島病院、対馬は対馬病院の企業団病院、本土は、長大病院のうち視診を主とする診療科で、皮膚科、脳神経内科、消化器内科、この3つの診療科の離島病院では診ることが難しい専門領域の部分を支援していただくことで想定をしております。

【■庭委員】しまの方が地元で受けられるということで、すごくいいのかなと思うんですが、その五島中央病院で行った結果は、どれくらいの方が受けられて、効果がどれくらい出ているのか、教えてください。

【峰松医療人材対策室長】令和2年度1年かけて整備をしまして、令和3年度に実際に実装したかったんですけれども、コロナの影響で、実

際の診療まではできていないのが現状です。今後の目標として、今年度から外来を開設して、その外来の患者さんの程度に応じて、週2回程度、一回開設ごとに5人の患者さんを診るようなペースで診察を進めていきたいと考えております。

【■庭委員】 令和3年度はコロナだからできないということだったですけれども、ネットワークでつなぐので、コロナだからできるのかなと思うんですけれども、そのあたりは、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

【峰松医療人材対策室長】 すみません、説明が不足しておりました。その体制といいますのが、5Gネットワークを使うということで、今まだ医師単独で機器操作が難しく、機器メーカーの方々との調整が必要になってきます。そういった方々が県外や本土の方から渡るということが、難しかったりして、診察までは行き着かなかったと聞いております。

【■庭委員】 了解しました。

やはりするからには、先ほどもありましたが、利用していただくのが目的だと思うので、どんなふうにしたらできるのかなと思ってお聞きしました。

次に、これも健康づくりアプリ導入ということで、先ほど出ましたけれども、この健康づくりに関しては、市や町でもいろんな事業を展開しているかと思うんですけれども、県がこれをすることによって、市町との差別化じゃないですけれども、市町の分とは違うという面があるのか、市町でしているものが、県で県産品があると、こっちへ流れていくのか、そのあたりはどのようにお考えか、教えてください。

【宗国保・健康増進課医療監】 健康づくりアプリにつきましては、昨年度、導入を検討し始め

た時期から、全市町と検討する場を持ちながら、市町のご意見もいただきながら検討を進めてまいりました。この健康づくりアプリのインセンティブにつきましては、県内でそういったアプリを既に導入している自治体もございますが、そういった自治体と併せてポイントをためることができるということと、アプリの内容も若干異なっておりますので、そういったところも併せて、県のアプリの方と一緒に活用しながら進めていきたいということで、合意をいただいております。

また、そういったアプリを導入していない市町につきましては、住民の方にインセンティブを与えることができるということで、そういった仕組みづくりも健康づくりの中で国の方から求められている部分もございますので、そこも併せて、市町の皆様と連携をしながら、今後、インセンティブの付与などについても一緒に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

【■庭委員】 そうなりますと、だんだん連携をしていくと、市や町も一緒になって、ほぼ県下同じような健康づくりができるというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

【宗国保・健康増進課医療監】 健康づくりににつきましては、この健康づくりアプリ以外にも様々な保健事業を各市町ごとに、また県としても行っておりますので、健康づくりの事業全体として進めてまいりますが、この健康づくりアプリにつきましては、特に市町で健康づくりに関するイベントを行った場合にもポイントを付与するなど、市町の健康づくりを推進していくことと、また健康づくりアプリには、居住地を入力していただくような仕組みを考えているんですけれども、県内の市町別のダウンロード数を公表しながら、多くの方に参加していただく



ような仕組みも検討しております。

【■庭委員】 了解しました。多くの方が健康づくりに興味を持って参加していただけたのかなと思います。

次に、ここの8番、介護施設の介護職員と同様の職務を行っている軽費老人ホームの介護職員に対する処遇改善の支援として421万2,000円上がっているんですけども、この処遇改善の内容を詳しく教えていただけてよろしいでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】 今回の補正予算でお願いしておりますのは、県が所管する軽費老人ホームにおいて介護職員として働いている方の処遇改善、いわゆる賃金の引上げを支援する補助金ということになっております。対象施設数は県下で16施設ございまして、対象として見込まれる介護職員の数は県下で39名となっております。

基本的には今年度からということで、4月から遡って賃金の引上げをやっていただいた施設に対しては、軽費老人ホームの常勤換算1名当たり月額9,000円の処遇改善に要する経費を補助するというふうなことで予定しているところでございまして、その予算を今回計上させていただいております。

【■庭委員】 わかりました。

勉強不足でわかっていないところがあって、もともと介護施設の方は先に処遇改善がされたと思うんですけども、この軽費老人ホームのところちょっと遅れたというか、今になったのは、どんな理由があるのか、教えてください。

【尾崎長寿社会課長】 特別養護老人ホームなどの介護保険施設につきましては、国の方から補助金が参りまして、それは当初予算の方で補助金の予算として計上させていただいたところで

ございます。軽費老人ホームにつきましては、県の方に財源が移譲されているということもありまして、交付税措置が今回国の方から来たということで、県の方で予算措置をする必要があったということで、県の所管施設については今回の6月補正で予算計上させていただいたということになります。

なお、軽費老人ホームについては、県内に中核市所管のものもございまして、長崎市で14施設、それから佐世保市で8施設ございます。そちらにつきましては、それぞれの市での予算措置が必要でございまして、県の方のこの補正予算の対応について、両市の方に情報提供いたしまして、両市においても予算措置をしていただくように依頼をしているところでございまして、今のところ、両市とも今年度、そうした処遇改善の支援を行う方向で調整しているとお伺いしております。

【■庭委員】 人材不足でもあろうかと思っておりますので、より働きやすい環境になるために、やはり処遇改善は同じようにしていただければと思います。

【下条分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、一般質問とか、予算総括質疑、今の質疑でもありましたけれども、私も確認の意味で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、福祉保健部からですけれども、頂いた資料の2ページの2になりますけれども、これを確認させていただきます。医療ICT活用促進事業費832万円になりますが、これは医療の分野でもICTがやっと活用が進んでくるなという思いであります。オンライン診療等遠隔医療において少しずつ進んでくるのかなと思いますが、頂いたポンチ絵とかを見ておりますけれど

も、事業の概要、2つほど書いてあるんですけども、この事業は、在宅医療を行う事業者に対しての事業になりますか。いやいや、在宅だけではないですよということであれば、それはそれでいいのですが、まず、どういったところにこれを使われるのかを教えてください。

【加藤医療政策課長】今回の実証事業の概要でございますけれども、今回は在宅医療を対象としております。目的は、在宅医療の質の向上を図ること、また離島・へき地での受診機会の確保を図るということで、在宅の事業者に対して、そういった機器を貸与するということです。実際は、診療情報を共有するあじさいネットにつながる、例えば体重計であったり、血圧、パルスオキシメーター、そういったものを医療施設であったり、訪問看護ステーション、介護事業所などに貸与をして、在宅で測った時に、リアルタイムであじさいネットで医師が見れるというようなことで実証事業をしよう、ということで好事例の集積であるとか、課題があるのか、そういったことを分析していこうというふうな取組でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

あじさいネットに接続するということは、あじさいネットに入っている方は、そのデータも共有できるという理解でよろしいですか。

【加藤医療政策課長】患者の同意が得られた場合に、あじさいネット加入の医療機関等が見ることができる。現在、あじさいネットには400を超える施設が登録をされておりますので、そういった方に対して実証事業をしていこうというのが今回の取組でございます。

【宮本委員】 そうするならば、この832万円の予算額は、先ほどご答弁いただいた貸与する機器、Bluetooth対応の脈拍だとか、血圧計、パル

スオキシメーターなどの費用と考えていいのでしょうか。

【加藤医療政策課長】 今回、10事業所を想定しておりまして、1事業所当たり3セット、ですから30事例やろうかというふうに考えております。その内訳ですけれども、機器の整備につきまして、先ほど言いましたBluetooth対応の機器とか、あじさいネットのシステム改修費、そういったことに650万円ほど、あとは在宅の患者さんとか医師等にアンケート調査をして分析をしようと思っておりますので、そのアンケート調査代が130万円ほど、それと医療ICTの活用を促進するために検討会を立ち上げようと思っております、その検討会の開催費用で43万円ほど計上しているというような状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

もう一つ、大変語弊があるかもしれませんが、離島とかへき地に対しての事業であるということは、こういったところはICT基盤、正直申しまして、離島でも遠くに離れたところだったら、なかなかインターネットが入りにくいところがあったり、へき地であっても、そういったところがまだ長崎でもあるんじゃないかと思いますが、そういったところは想定されていない、そういったところはないということで実証されるということでしょうか。

【加藤医療政策課長】 ネットワークが通じていれば可能でございますので、今のところ、離島でネットワークが通じていない箇所があるというふうにはお聞きしておりませんので、これこそ離島・へき地での効果を検証するためでございますので、そういった形でやっていきたいと思っております。確かに携帯が一部つながらないところが若干あるとは聞いておりますけれど

も、医療機関と自宅の間で通じないというのは聞いたことがないので、大丈夫じゃないかと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。たまに、行った時につながりにくいところがあるので、確認だけさせていただきます。

そうするならば、これは実証実験が終わった後は、アンケート調査をやって、検討会等々やった後は、全県に展開ということも想定されているということによろしかったでしょうか。

【加藤医療政策課長】この実証実験を2年間やると思っておりまして、その2年間の結果を踏まえて、次のステップに行こうと考えております。ぜひ全県的に取り組んでいきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。

長崎にとっては、これはいち早く取り組んでいただきたい事業ですので、ぜひ全県展開をお願いします。

それと、同じく説明資料の3ページの5、長崎健康革命プロジェクト事業費です。先ほどからもいろいろ質疑があっておりまして、一般質問、総括質疑でもありましたけれども、県民の運動促進について確認をさせてください。いよいよノルディックウォーキングが県内に普及促進してくるということで、ノルディックウォーキングをされていらっしゃる方をよく見かけますが、県内でこれを普及していただきたいと思えます。どのような形で普及されるのか、今現在、ノルディックウォーキングをされていらっしゃる方が実際にどれだけいらっしゃるのか、またこれを全県展開、非常に大事なんですけども、どのような形で展開されるのかをお聞かせください。

【宗国保・健康増進課医療監】ながぶらディッ

クウォーク事業につきましては、スポーツ振興課が所管をしております。昨年度、スポーツ振興に係るアイデアコンテストを実施し、その優秀作品ということで、今年度事業化したものでございます。ノルディックウォーキングを県内に普及することで、スポーツの実施率の向上を図るものです。現在、ノルディックウォーキングに取り組まれている方の人数等、申し訳ありません、手元に数値を持ち合わせておりません。

【宮本委員】ありがとうございました。いろんな課でまたがってということもあるんですけども、非常にいい取組なのでですね。ただ、どうやってやっていくかというのは考えなければいけないところでしょうし、なぜ効果があるかということも併せていかないと運動推進にはならないかと思えますので、取りかかりの導入部分をしっかりしていただければと思います。

もう一個、スーパー等におけるイベント、これも質問であっていましたが、スーパーにおいて野菜摂取推進のイベントを開催ということで、長崎県は野菜の摂取量が少ないということもあっていたので、それに対する取組であろうと考えておりますが、非常に大事な取組です。

ちなみに、野菜の摂取を推進ということは、ほかのところにも影響があるのかなと思います。要は、県産品を使ったものをどんどん消費していけば、農業の取組の推進にもなるし、なおかつ健康推進にもなるかと思いますが、使われる農産品、野菜摂取のスーパーでのイベント、これはこういった形になりますか。もう少し詳しく教えていただければと思います。

【宗国保・健康増進課医療監】スーパーにおける減塩、野菜摂取のイベントにつきましては、県内の大手スーパーのチェーン店を含めまして、

減塩及び野菜摂取促進に係るクイズラリー等のイベントの開催を主に考えております。委員おっしゃいましたとおり、長崎県民は野菜摂取量、直近では全国ワースト1位ということで、野菜摂取量が少ない、高血圧が多いということが大きな健康課題となっております。このため、スーパー等で野菜摂取の促進のイベントとしまして、毎月8日を「減塩・野菜の日」と設定しまして、数か月かけて実施していきたいと考えております。地元県産野菜の販売促進につきましては、農林部や水産部とも連携をしながら販売促進につなげていきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひとも県産野菜を使っていただきたいと思いますが、一方で、今、野菜は高いですね。たまねぎ3個でも289円ぐらいしますので、なかなか消費者にすれば難しいところもあるのかもしれませんが、そこはクイズとかをすることによって消費拡大にもつなげていただきたいですし、大々的なアピール、広報活動もしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、これはコロナ対策になりますけれども、4ページの保健所のデジタル化1,590万円になります。これも確認をさせていただければと思いますが、保健所の業務も非常に厳しい状況で、人員を増加したりだとかいう対策も取られておりますけれども、デジタル化、予算が今回計上されています。保健所の方々は相当長時間労働をされていらっしゃると思いますが、まず確認ですが、長崎県内でピーク時、感染が最も高かった時の保健所の方々の時間外の勤務時間というのはどれくらいだったのかというのはわかりますでしょうか。わかれば確認させてください。

【安藝福祉保健課長】県立保健所の時間外勤務につきましては、オミクロン株の流行による第6波を迎えた令和4年1月がピークでございまして、感染症対応業務の中心となる地域保健部門の保健所平均で約47時間の時間外勤務の実績がございまして、これは2年前の令和2年1月と比べますと10倍近くとなる数字でございまして、これに対しまして、疫学調査の重点化や一部業務の外部委託化のほか、保健師の会計年度任用職員の応援派遣などを行いまして、令和4年4月につきましては、県立保健所の地域保健部門平均で約35時間と減少した状況になっております。

【宮本委員】ありがとうございました。全国的にも問題になっておりましたが、長崎県でもあったということを確認させていただきました。

そうするならば、このデジタル化によって、いろいろデジタルでなるということですが、そういった時間外勤務も減るといふことの単純な認識でよろしいでしょうか。まず、そこも確認させてください。

【安藝福祉保健課長】保健所デジタル化推進事業の内容について、簡単に説明させていただきますけれども、まず国の感染者情報管理システム・ハースのデータを活用して公表資料等を自動作成するツールの導入や疫学調査を効率的に入力、管理するシステムの導入を予定しております。ほかにも、新規感染者の状況確認に当たりましては、これまで職員がお一人お一人に電話連絡を行ってまいりましたけれども、重症化リスクが高い方を除いて、ショートメールによる連絡、ショートメールからリンクしたウェブ入力フォームによる調査に見直すこととしております。これらに加えて、モバイル端末や電子黒板等のICT環境を整備して業務の効率化を図ることによって、保健所職員の負担を減

らせると考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

先ほどあったハース、これは国の感染者情報システム、非常に使いにくいということを聞いていまして、それを活用した公表資料の自動作成、これは逆に手間取るんじゃないかと感じるんですけども、それについてはハースを使ってする、それよりも断然使い勝手がいいという、もちろんそうなんでしょうけれども、その違いというか、ハースの使いにくさ、煩わしさは解消できるという認識でよろしかったですか。

【安藝福祉保健課長】 公表資料の自動作成ツールでございますけれども、今まで、まずハースから取り出したデータを保健所職員が公表資料用にエクセルに落として集約しておりましたけれども、今回の自動作成ツールでは、ハースから抜いたデータそのものをツールの方に取り込んで、公表資料用に加工する形で考えておりますので、負担は減るものと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

よかったですね。こういったもので大分業務が改善して、そしてまた我々に来る情報も、疫学調査なんかシステムで管理するという、そしてまたいち早く新規感染者にも情報が来るというのは非常にいいことですので、いち早くデジタル化を推進していただければと思います。

最後に1点、こども政策局の部分だけ聞かせてください。説明資料の3ページになります。子どもの権利擁護について、1点だけ確認をさせていただきますが、これは児童養護施設に入所する子どもの声を反映するというところでありますが、これについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

【平川こども家庭課長】 子どもの権利擁護の推

進の取組の内容でありますけれども、大きく申し上げまして2つあります。まず1つ目が、児童養護施設に入所する子どもの声を受け止めて、それを代弁する意見表明支援員を養成します。また、こういった支援員を施設等へ派遣するというふうな内容。それからもう一つが、子どもの権利救済の仕組みをつくるということで、子どもの権利擁護部会といったものをつくりまして、子どもからの申立てに対して、それに応えていくというふうな仕組みづくり、この2つが内容であります。

【宮本委員】 ありがとうございます。

そもそも、今まで児童養護施設に入っている子どもの声を代弁する機関というか、そういうものは児童養護施設に勤めていらっしゃる支援員の方々が聞いていらっしゃる程度ですか。それよりも、今回この予算で、より子どもの声を聞いて、意見表明ができると、そういった専門職の方ができるということで、今までは、長崎ではこういった機関はなかったということですか。

【平川こども家庭課長】 子どもの意見を受け止めるといった機関があったかということに関しては、そういった機関はございませんでした。従来の取組といたしましては、まず子どもが施設等に入所される場合に、子どもの権利ノートをお渡ししまして、その中で、封筒を一緒にしておいて、何か意見があったら、この封筒に入れて送ってくださいというふうなことでお配りしていたものがあります。またそれ以外にも、養護施設等には、子どもからの意見を入れてもらう意見箱というのがあります。ただ、これは施設の方が管理しておりますので、その箱を開けるのは施設の職員というふうなことにもなります。そうしたことで、そういった意見箱の扱

い等については、第三者性といいますか、そういったものが少し欠ける部分があったのかなというふうには思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

先ほど言われた意見表明支援員、何名ほど養成される予定でしょうか。

【平川こども家庭課長】 意見表明支援員でございますが、10名程度を考えております。対象といたしましては、福祉系の大学の学生でありますとか、また子どもに関わる活動をなさっておられるNPO法人の方、そういった方々を考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

いろんな声があろうかと思しますので、まずは聞きやすい環境づくりですよ。話しやすいようなお兄さん、お姉さんとか、おじちゃん、おばちゃんという形になろうかと思いますが、その人たちの研修等ももちろんされる予定ではありましょけれども、引き続き、児童養護施設に入っていらっしゃる子どもさんの声をしっかり受け止める長崎県であってほしいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【下条分科会長】 質疑の途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。14時55分から再開をいたします。

-----  
午後 2時43分 休憩

-----  
午後 2時53分 再開  
-----

【下条分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 質問するのがちょっと気が引けるんですけれども、長崎健康革命プロジェクト事業費、当時、私の記憶では、当時の部長が委員会の中で、健康日本一を目指すということと言われて、本当にできるのかというような話の中

からスタートしていたと思うんですが、いつ日本一を目指すということと言われて、その時の長崎県の男女別の順位と直近の順位というのをまずお知らせください。

【宗国保・健康増進課医療監】 健康長寿日本一を目指した取組は、平成30年から行ってあります。平成30年の前の平成28年の健康寿命につきまして、男性が30位、女性が28位という状況でした。直近の健康寿命につきましては、令和3年12月に令和元年分が公表されております。令和元年の順位につきまして、男性が34位、女性が29位という順位でございました。

【前田委員】 順位にこだわることはないと思うんですが、意気込みというか、目標として日本一を目指すんだというのは、さきの本会議の中でも大石知事が、引き続きそこは継承して日本一を目指すという話、されましたね。今、順位の話もありましたけれども、私が問題だなと思っているのは、令和4年度の予算の内容も、ほかの委員も質問していますけれども、やっているものに対しては特に異論はありません。「どうぞ」という感じです。ただ、平成30年から取り組み始めた時に、施策の積み上げとか、進化が全然見えないんです。何かその都度、その都度少しずつ、こういう言い方は悪いけれども、小手先を変えてきて、アプリをしたり、今回もそうですけれども、今回特に「健康革命プロジェクト」とタイトルまですごく大仰になった中でやるのであれば、この予算はいいですけども、少し体系的にきちんと位置づけて、どういうところを目指していくのかというのを示してもらわないと、日本一を目指しているという実感、全然ないですよ。そのあたりは、どういう認識でいるのかなと思うし、私は過去において、先進的に進めている神奈川県事例なんかも担

当部署にはお話ししながら、せめてこれくらいやったら、みたいな話もしてきましたけれども、大石知事になっても、まだこんな、さっき■庭委員が言っていたけれども、こういうことは市町でもう既にやっていますものね。合算するとか言うけれども、合算する以前に、県として日本一を目指すのであれば、それぞれの運動や食事、健康、未病、いろんな分野に分けて、企業の健康経営も含めて、どうやって進化させていくかというプロセスを示してもらわないとまずいなという気がしていますので、この件に関しては部長か次長が答弁いただければと思います。

【寺原福祉保健部長】まず、今回、長崎健康革命の前回までの3MYチャレンジとの大きな違いですが、委員の方々ご存じのとおり、これまで3MYチャレンジということで、運動と栄養と健診という3本柱でしたが、それに今回、禁煙というものを加えて4本の柱にしたということが1つございます。たばこに関しては、日本の疫学調査に出ておりますけれども、日本の死亡リスクの1位ということもありますし、今回、本県において健康長寿がなかなか伸び悩んでいるという理由の大きな一つであろうと分析をしております。その意味で、今回、禁煙を加えたということ、それから3MYチャレンジの認知度が非常に低くて約15%、しかも内容も知っているということになると3%というような調査もございましたので、しっかり県民の皆様には知事からもいろんな形で周知をしていただいて、認識していただくということが大きな内容というふうに考えております。

もう一つは、しっかり県民運動として盛り上げるために、ボトムアップといえますか、しっかり各市町の皆さんにもご理解をいただいて、各自治体でこういった活動を強めたいと思って

いまして、そういう意味で、アプリも使って地道に活動を広げたいと考えております。

【前田委員】そういう答弁は、4年も5年もかかって言うような答弁じゃないと私は思うんです。スタートする時点から、いろんな課題というのはわかっているのだから、今のような部長の答弁をされるのであれば、きちんとペーパーにして、どんなところを目指すかというのを示してもらわないと、その都度、その都度、課題が見えてきた、見えてきたはいいけれども、こういう課題が見えたから、こうやってきましたというものを平成30年から積み上げて、次の委員会でいいから、一度資料として提出してみてください。要望しておきます。

医療的ケア児支援センターの運営事業費ですが、この763万3,000円は、具体には内訳として、どういう予算になっているのですか。

【吉田障害福祉課長】医療的ケア児支援センターの763万3,000円の内訳でございますが、人件費が514万1,000円、職員の旅費が24万2,000円、あとセンターの設置運営に係る事務費等、設備等に係る経費が225万円でございます。

【前田委員】人件費が500万円近くある。これは人数にして2人、1人分、そこはどうなっていますか。

【吉田障害福祉課長】人数は3名でございます。まず、専任の相談員を1名常駐しております。そのほか、医師が月10日間、事務兼相談員が月20日間勤務する予定としております。

【前田委員】医療的ケア児の支援についても、ここ数年、その必要性が求められてくる中で、一定アンケート等も取って現状がわかったということは一歩前進したと思うんですが、その上で、支援センターができたということも評価しますけれども、そうなった時に、先だって取っ

たアンケートの結果から見える施策とか、相談事の内容で、本当に困っている親御さんとか子どもさんに対する優先的な施策というのは、どんな形で打っていくのですか。

【吉田障害福祉課長】昨年度、実態調査をさせていただいております、その中で、なかなか短期で預けることができる施設がない、あと病院に預けることができない、通所でも放課後等デイサービスとか身近にそういう預ける場所がないということが実態として明らかになっております。今回、センターを設置した、これは法律の一番の趣旨でもありますが、まず医療的ケアに係る相談というのをどこにしたらいいかわからないというのが大きな声としてございました。そこで、今回センターを設置することによって相談窓口を一元化していく。あとこれらの課題につきましては、例えば施設の入所に関して、短期で預けるとなっても、24時間の体制を確保していく必要がございます。なかなか施設の採算にも合わないところがあって、すぐすぐはできないのではないかと考えております。県におきましては、まずは通所支援事業所、そういうところに日中だけでも預けることができないか。これまでは介護福祉士のたんの吸引であったり、そういう介護に当たっていただけるような職員の養成を行っておりますので、今後、通所事業所に対して、そういう研修を受けていただくことによって、まずは通所での日中の保護者の方が休む時間の確保とか、そういうことに努めていきたいと思っております。

先ほどの短期入所施設の方でございますが、これは病院に預ける時の入院の診療報酬と障害福祉サービス報酬に、差がございまして、九州各県で今、国の方にも、入院の診療報酬と同程度に引き上げていただくよう要望を行っている

ところでございます。

【前田委員】支援センターをつくることで一元化して相談がしやすい体制、もしくはその次につなぐ体制ができたというのは大きな前進だと思えます。

ただ、先ほど答弁もあったように、実態調査する中で、一定課題が見えてきています。この課題の解決のためには、この表にもありますけれども、県だけではなくて市町と認識共通することと、市町で一義的に何ができるかということを考えていく中では、センターができれば、今回の実態調査の中で出たような相談が、ますます伝える機会が増える中で、そこに対する対応ができないとなってくると、相談された方も不満に思われたりするということもあり得るので、そこは市町と、センターの設置と同時に中短期でやれることをどんどん前に進めてほしいと思えます。そこだけ要望しておきたいと思えます。答弁はいいです。

最後に1つだけ、こども政策局長に聞きたいと思えますが、乳幼児医療費助成費の質問が本会議でもたくさん出ておりました。今回、予算計上はされておりますけれども、知事が、18歳まで無料化したいんだということは、今回の答弁を聞いたら、知事自身が答弁がトーンダウンしているんだけれども、それでも18歳、これは目指すということであれば、実務のやり方として、こども政策局長、担当部署は、やれる方法の選択肢を幾つか提示すべきだと思うんですけれども、逆に、私たちがあの質疑を聞いていたら、やれない理由をたくさん並べ立てて、調整することがたくさんあるということだけを知事にレクチャーして、一向に進んでいないというのはいかがなものかという気が私もするんです。

なおかつ、この間あって、各市町が知事が言



ったことに対して、どういう所感を持っているかというのは私たちもおおよそ聞いています。であるならば、やはり案をつくって示すという前に、そこは内々水面下でヒアリングをしながら、市町が納得できるような案がどのようなものがあるのかというのをやるという方向で検討を進めないに進まないんじゃないですか。知事のこの間の答弁を見ても、何度そこを確認されても、しっかりした答弁が出なかったというのは、どうしたものかと思えますよ。公約で掲げたものを、現場がそれを否定しているということにつながらないですか。答弁を求めます。

【田中こども政策局長】子どもの医療費を含みます子育て支援の充実につきましては、先日の一般質問、総括質疑等でも答弁をいたしましたとおり、今、県庁の内部で、様々な関係部局と議論をしているところでございます。市町との調整というのが非常に重要になってくるというふうに考えておりました、そういった面で、予断を招くようなあやふやなもので市町の方にお話をするというのは非常に混乱を招くおそれもあるため、一定整理をした上でお話をしたいと考えております。その後で、市町の方々とは丁寧な議論を実施しまして、こういった形で実現が可能なかというふうな部分をお話ししていきたいと考えております。

【前田委員】であるとするならば、その整理する課題というのは何ですか。

【田中こども政策局長】子育て支援の充実につきましては、市町の方々のご理解も必要ですし、それから財源といったものの調整も必要でございます。ですから、そういったものにつきまして一定庁内でも整理をいたしまして、それから市町の方々にも丁寧にお話をしていくというふうなことで考えております。知事も申しており

ましたとおり、子どもの医療費を含みます子育て支援の充実につきましては、ぜひ実現をしたいというふうな知事の思いもございまして、そういった方向で私どもも話をさせていただきたいと考えております。

【前田委員】現状の市町の状況というのがもちろんはっきりわかっているわけで、何も無いゼロスタートの話じゃないので、何も無いゼロスタートじゃないから難しいという話なのかもしれないけれども、財源はどこから取ってくるかという話はあるかもしれないけれども、整理する内容というのは、何か月もかけてやるようなことではないと思うんですが、じゃ、いつまでに成案出すんですか。

【田中こども政策局長】現在、庁内で議論をしております、一般質問等でもお答えいたしましたとおり、できるだけ早くというふうに考えております。

【前田委員】サマーレビューがあって、県もですけれども、各市町が令和5年度の予算を上げてくる時期というのは秋口じゃないんですか。そうであるならば、もう早急に出さないで、来年度の予算には反映できないと思いますが、その辺のタイムスケジュール感は、どんな認識されているのですか。

【田中こども政策局長】当然、来年度の予算のスケジュールというふうなものもございまして、できるだけ市町の方々とも早く議論をいたしまして、丁寧に議論をしていきたいと考えております。

【前田委員】県民の方から見たら一丁目一番地みたいな公約なんですよ。私は、仮に結果的にできなくても、そこはそこで致し方ないというか、それは検討した結果だからいいんだけど、それをずるずる延ばして、結局、来年度の

予算の計上もできなかった、再来年、形としてできればいいけれども、できなかったという話になったら目も当てられないじゃないですか。本当に公約のイの一番であるならば、もっとこども政策局が積極的に、できないのだったら、できないと言ってあげなきゃいけないし、できるのだったら、できる方法を早急に考えて、本来はやっぱり令和5年に反映すべきですよ。もう一遍、その認識、確認したいと思います。

【田中こども政策局長】来年度の予算のスケジュールもございますので、私どもも、ただだらといつまでも庁内で議論をするというふうなことでは考えておりません。できるだけ早く市町と協議に入れるようにしたいと考えております。

【前田委員】それを望みますけれども、あと個別でいいので、どこまで検討したかを資料として後で提出を求めます。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第71号議案、第85号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第5号及び報告第16号は、原案のとおり可決、承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

福祉保健部関係の審査の途中ですが、本日の審査はこれにてとどめ、あさって木曜日は、午前10時から再開し、引き続き、福祉保健部関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時11分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月23日

自 午前10時 0分  
至 午前11時41分  
於 委員会室2

感染症対策室企画監  
(ワクチン接種担当) 林田 直浩 君  
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君  
薬務行政室長 斉宮 広知 君  
国保・健康増進課長 川内野寿美子 君  
国保・健康増進課医療監  
(健康づくり担当) 宗 陽子 君  
長寿社会課長 尾崎 正英 君  
長寿社会課企画監  
(地域包括ケア担当) 山口 香織 君  
障害福祉課長 吉田 稔 君  
原爆被爆者援護課長 犬塚 尚志 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 下条 博文 君  
副委員長（副会長） 山口 経正 君  
委 員 外間 雅広 君  
" 前田 哲也 君  
" 松本 洋介 君  
" 坂本 浩 君  
" 大場 博文 君  
" 宮本 法広 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 久保田将誠 君

-----  
こども政策局長 田中紀久美 君  
こども未来課長 徳永 憲達 君  
こども未来課企画監 村崎 佳代 君  
こども家庭課長 平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 寺原 朋裕 君  
福祉保健部次長 石田 智久 君  
福祉保健部次長 中尾美恵子 君  
福祉保健課長 安藝雄一朗 君  
福祉保健課企画監  
(地域福祉・計画担当) 猿渡 圭子 君  
監査指導課長 松尾 実 君  
医療政策課長 加藤 一征 君  
感染症対策室長 長谷川麻衣子 君  
感染症対策室企画監  
(宿泊自宅療養・検査体制担当) 本土 靖 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【下条委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

一昨日に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

こども政策局を含む福祉保健部においては、今回、委員会付託議案がないことから、福祉保健部長及びこども政策局長より所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、福祉保健部長より所管事項説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】 今回、予算議案を除く福祉保健部関係の議案はございませんので、議案

外の主な所管事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月以降、感染力が非常に強いとされるオミクロン株の流行により、感染が爆発的に拡大いたしました。

その後、まん延防止等重点措置の効果等により、一時は減少傾向にありましたが、3月下旬から再び増加傾向に転じております。加えて、今後、オミクロン株のBA.2系統への置き換わりがさらに進むことも懸念され、しばらくの間、新規感染者数は高いレベルで推移していくことが予想されるところであります。

本県では、感染拡大に備え、離島を含めて県内87か所の医療機関や検査機関で、1日約5,700件の検査を実施できる体制を整備するとともに、感染防止対策を講じた上で、発熱患者等の診療・検査を行う493施設を「診療・検査医療機関」として指定し、感染者をいち早く発見し、医療につなぐ体制を構築しております。

入院医療提供体制につきましては、保健・医療提供体制確保計画に基づき、入院病床のさらなる確保や宿泊療養施設の拡充を行うとともに、感染まん延期には入院病床を補完する施設として、長崎と佐世保地区の宿泊療養施設内に臨時の診療所を開設しております。

また、自宅療養者に対しては、血中の酸素飽和濃度を測定する「パルスオキシメーター」を配布するとともに、食糧品の調達が困難な方には、保存が可能な食料品セットを提供するなど、市町と連携して生活支援を行っております。加えて、医師による診療を希望される方には自宅療養サポート医による電話診療等により速やか

に受入医療機関につなげる体制を確保しているところです。

保健所体制については、既に疫学調査の重点化や一部業務の外部委託等を行っておりますが、デジタル化や国の感染者情報管理システムの効果的な活用を進め、感染者への迅速な対応ができるよう、コロナ対策のさらなる効率化と、保健所業務の負担軽減を図るとともに、通常業務の再開に努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、昨年12月から3回目の接種を進めておりますが、現時点で、高齢者については接種者の割合が9割を超えたものの、若い世代においては伸び悩んでいることから、接種を促進するため、大学や短期大学を通じて学生に周知を行ったほか、知事から若者へ接種を呼びかける動画を作成し、プロスポーツ会場やイベント会場等で放映するなどの取組を進めております。

さらに、県におきましては、3回目接種を促進するため、長崎市と佐世保市に設置している県ワクチン接種センターの設置期間を5月末まで延長し、2月5日の設置以降、約4万人の方々に対して接種を実施したところです。

また、3回目接種から5か月を経過した方の4回目接種については、60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患のある方等を対象として、県内市町においても徐々に接種が始まっており、高齢者施設の入所者をはじめ、希望する方々が早期に接種できるよう、市町に対して、引き続き接種券の早期発送や高齢者施設及び協力医に対する早期接種の働きかけなどを行ってまいります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に対しましては、長崎大学や県医師会をはじめとする関係機関や各市町と積極的な連携を図り、検査体制、保健・医療提供体制の拡充・強化をはじめ

めとする各種対策に取り組むとともに、ワクチン接種の積極的な推進に努めてまいります。

そのほかの所管事項につきましては、2ページ下段（長崎県ねんりんピックの開催について）、3ページ（障害者のスポーツ振興について）、同ページ下段（社会福祉法人等に対する行政処分について）及び4ページ（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）であり、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、子ども政策局長より所管事項説明を求めます。

【田中子ども政策局長】今回、予算議案を除く、子ども政策局関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」子ども政策局の1ページをご覧ください。

（車座集会「こんな長崎どがんです会」について）

今後の県政運営や施策展開に当たっては、県民の皆様の声の声を聞かせていただき、長崎の今を知ることが大切であることから、去る5月28日に、子育てをテーマに「こんな長崎どがんです会」を開催し、子育て中の方や、子供や子育てに関わる方の声をお聞きしました。

当日は、「地域で安心して子供を産み育てるためには何が大切か」などについて意見を交わしたところであります。

今後、県民の皆様のご意見をお聞きしながら

ら、市町とも連携し、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に努めてまいります。

（長崎県子ども・若者応援団表彰式の開催について）

去る6月2日に、長崎県子ども・若者応援団表彰式を実施いたしました。

この表彰は、県内の子ども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功績があった企業や団体、または個人の方を毎年表彰しているものです。

今年度の表彰では、一般社団法人フードバンク協和様、「えほん侍」様、長崎県少年合唱団育成会連合会様、諫早子ども自然学校様などが受賞されました。

このような表彰等を通じて、今後とも、子どもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する機運の醸成に努めてまいります。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の子ども政策局の1ページをお開きください。

（合計特殊出生率について）

去る6月3日に、国から「合計特殊出生率」の令和3年の概数が公表され、本県の数値は1.60となりました。令和2年に比べると、全国的に数値が下がっている中、本県においても0.01低下しております。

合計特殊出生率2の達成に向けては、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化し、これまで以上に未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と県民の皆様が安心して子育てできる環境の充実を両輪として取り組んでまいります。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に戻っていただきまして、2ページをお開

きください。

（婚活サポートセンターの愛称決定について）

「長崎県婚活サポートセンター」については、今年1月に県庁2階に移転・リニューアルオープンし、「お見合いシステム」の会員数が2,400名を超えるなど、大変ご好評をいただいているところであります。

今般、愛称募集を行った結果、「あいたか」を愛称とすることにいたしました。

愛称決定により、「長崎県婚活サポートセンター」により親しんでいただきますとともに、今後とも出会いの機会の提供を通して、結婚を希望する方々をサポートしてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症対策について、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

1の相談体制につきましては、令和2年11月から「受診・相談センター」を開設し、県内全域を対象に、土日・祝日を含む24時間体制で相談を受け付けているところであります。

2ページ目をご覧ください。

2の診療・検査体制につきましては、発熱患者等の診療・検査を行う地域の医療機関を「診療・検査医療機関」として、現時点で493施設を指定しているところであります。

の一日当たりの検査可能件数ですが、5月末現在で、1日約5,700件の検査を実施できる体制を整備しております。

3ページをご覧ください。

の地域外来・検査センターにつきましては、ドライブスルー方式等で検体採取及び検査を集約して実施する拠点として、県内全ての医療圏に設置しているところであります。

3の医療提供体制ですが、コロナ医療と一般医療の両立を図りつつ、感染から回復・療養解除まで切れ目なくコロナ患者に対応可能な医療提供体制を整備するため、これまでの「病床確保計画」を新たに「保健・医療提供体制確保計画」として令和3年12月に見直しを行い、第6波における感染拡大の状況等も踏まえて、随時、体制の充実・強化を図りながら対応しているところであります。

（1）に記載のとおり、緊急時の最大確保病床として、現在、570床を確保しております。

4ページの下段をご覧ください。

（2）の宿泊療養施設・自宅療養の受入体制の強化につきましては、全ての医療圏において、宿泊療養施設を確保しており、16施設で920室となっております。

5ページ、下段をご覧ください。

自宅療養者に対しましては、複数名のサポート医による24時間体制での対応や、パルスオキシメーターの貸与による健康観察などを行っているところであります。

6ページ目をご覧ください。

（3）の感染ピーク時の医療体制としましては、病床が逼迫する緊急時には、長崎と佐世保地区の宿泊療養施設内に、県が臨時の医療施設を設置するとともに、長崎CovMATとして登録いただいた医師、看護師による医療人材の応援体制を構築しております。

また、（4）の感染拡大に応じた保健所体制の強化として、感染拡大の段階に応じて他部署から応援職員を確保するなど、保健所体制の強化

を行うための計画を作成し、全庁的な応援体制を構築するとともに、保健所業務の効率化を推進するため、自宅療養者に対する健康観察業務の一部外部委託や、HER-SYSの活用・促進、新規感染者等へSNS送信などを行っているところであります。

高齢者施設への医療支援として、配置医やかかりつけ医等での対応が難しい場合の対応として、県医師会や郡市医師会の協力のもと、往診・派遣のできる協力医療機関のリスト化に向けて調整を行っているところであります。

また、後遺症にかかる診療につきましては、かかりつけ医や最寄りの医療機関を一次医療機関と位置づけるとともに、より専門性の高い診療が必要となる場合に備えて、各医療圏に二次医療としての外来医療機関を設置したほか、長崎大学病院に三次医療機関としての役割を担っていただくなど、その体制整備を図ったところであります。

7ページをご覧ください。

4の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、(1)の初回接種については、の一般接種に記載しているとおり、6月7日時点で80.9%の接種率となっております。

小児接種は、3月5日から接種を開始しており、13.3%の接種率となっております。

8ページの(2)追加接種(3回目)につきましては、63.3%の接種率となっております。

(3)追加接種(4回目)につきましては、各市町による接種が、5月27日から順次開始されているところであり、6月7日までに87人の方が接種を行っております。

(4)県新型コロナウイルスワクチン接種センターでございますが、初回接種につきましては、令和3年6月12日から11月23日までに約5万

2,000人の方に接種を行ったところであります。

追加接種(3回目)につきましては、令和4年2月5日から5月28日まで接種センターを設置しておりましたが、3万5,770人の方に接種を行っております。

以上、簡単でございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

【下条委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、令和4年3月から令和4年5月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから63ページに記載のとおりで計409件、間接補助金は、資料64ページに記載のとおりで計3件でございます。

次に、65ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、令和4年3月から令和4年5月分の実績を記載しております。資料65ページから70ページに記載のとおりで計34件であります。

入札結果については、71ページから72ページに記載しております。



次に、73ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長に宛てにも同様の要望が行われたものについて、佐世保市から計3件あり、それに対する県の対応は、73ページから77ページに記載のとおりであります。

次に、78ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和4年3月から令和4年5月の実績は、長崎県医療審議会など計15件となっており、その内容については、資料79ページから93ページに記載のとおりであります。

決議に基づく資料の説明は、以上でございます。

続きまして、去る6月上旬に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（福祉保健部関係）」の要望結果をご説明いたします。

福祉保健部関係におきましては、「新型コロナウイルス感染症対策について」、「原爆被爆者援護対策等の充実について」の2項目の重点項目、及び「離島・へき地における医師・看護師確保の充実について」、「離島地域における介護保険サービス提供体制の維持と利用者の負担軽減について」、「介護人材の確保に関する施策の充実強化及び介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて」、「重度障害者医療費助成制度の創設について」の4項目の一般項目について要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が厚生労働省であり、後藤大臣ほか22名に対し、要望書を配付いたしました。

また、これに加え、7月下旬に上京しての要望活動も予定しております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染

症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【徳永こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしましたこども政策局関係資料についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が内示を行った補助金について記載しております。

令和4年3月から令和4年5月の実績は、直接補助金が17件、3ページになりますが、間接補助金につきましては7件であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、実績は7件であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。

附属機関等会議結果については、実績は1件でございます。

その内容については、6ページに記載をしているところでございます。

続きまして、令和5年度政府施策に関する提案・要望の実施結果についてですが、1枚ものの「令和5年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）」をご覧ください。

去る6月上旬に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」、こども政策局関係の要望結果をご説明いたします。

こども政策局関係におきましては、「新型コロナウイルス感染症対策について」、「更なる少子化対策の充実について」、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」、

「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」など、4項目の重点項目について要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省、厚生労働省、内閣府の3府省であり、末松大臣ほか35名に対し、要望書の配付を実施いたしました。

また、これに加えて、7月下旬に上京しての要望活動も予定しておりますが、現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症の確認等も必要でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【下条委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、12、13、19、25です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、陳情書については承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、こども政策局の関係議案説明資料(追加1)の合計特殊出生率について

質問いたします。

こちらに記載されているのは、令和3年の概数で、本県が1.6ということであります。出生率2の達成に向けてということで県が目標にしておりますが、この1.6という数字も、全国で考えれば5位ということで、決して低い数字ではないと思いますが、その中で2を目指していくというのは大変高いハードルになるのかなと思います。

ただ、一つ、ちょっと視点を変えてみたいんですけれども、県全体ではなくて、県内の市町の出生率というのも、それぞれ違うと思いますが、県内の市町で出生率の高いところ、低いところを把握しておられたらご回答いただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】 今、ご指摘のございましたことは、合計特殊出生率についての県内市町ごとの数字がどのようになっているかというお尋ねかと思います。

市町別の合計特殊出生率につきましては、最新のものです平成25年から29年の数字がございます。これにつきましては市町の数字は人口規模も小さいということで平成25年から29年までの5年間のものを平均して、それをさらにベイズ推計という変数を掛けて出すという形になっておりまして、この平成25年から29年の平均が最新となっております。

そのような中で傾向を見ていきますと、当然高い市町、低い市町はありますが、人口規模も小さく移動も多いので、なかなか評価が難しいところがあり、あくまで相対的に言わせていただきますと、例えば長崎市などの都市部はどうしても低い傾向がございます。逆に離島・半島地域といった地域については、比較的高い数字が出ているというような状況がございます。

【松本委員】はっきりと数字が、答弁がなかったのでデータを取り寄せてみました。これもあくまでも推計ということなのですが、驚いたんですけれども、トップが対馬市で2.21、次が吉崎市で2.14、その次が平戸で2.07ということで、先ほど答弁にあったとおり、離島・半島の過疎地域と言われますが、もう既に、この時点で2を超えているということ、目標を超えているということですが、それと対照的に低いところは、長崎市が1.48ということで、県内でも高いところと低いところのあまりにも格差があるのかなというところなんです。

そこで質問なんですけど、市町で高いところはどういう政策をしているのかとか、低いところはどうやって上げようとしているか。市町も、それぞれ出生率を上げるための対策をしていると思います。そういった市町と情報の共有化をして連携した取組というのはしていないのか、お尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】合計特殊出生率と申しますか、県全体で結婚、あるいは妊娠、出産がしやすい環境を整えていくという意味では、県と市町の連携については非常に重要なものと考えております。

例えば結婚支援といった部分につきましては、私どもと市町、それから民間の団体も入っていただきまして、官民連携協議会というのを立ち上げております。

そういったところで、国の交付金の状況、県がやる事業、それから市町が取り組んでいる事業、今、委員からご指摘のございました、良い事例の共有ですとか、あるいは全体でどういう課題が今あって、どういった部分をやっていく必要があるのかということについて、かなり突っ込んだ議論をさせていただいています。

そういったところで情報共有を図りながら、市町におきましては、当然、地域の特性というのがいろいろございます。そういったところも踏まえて、市町には事業を実施していただくように今お願いをしているところでございます。

【松本委員】市町でも、それぞれ取組をしている。県としても、それを横断的にやはり把握をして、そして、地域性でそれぞれ対策が違ってくると思うんですね。その、頑張っているところに対しての支援ができないかとか、そういうところも県の役割であると思いますし、もう弱点というか、都市部が厳しいという状況がわかっているのであれば、中核市でありますけれども、長崎市や佐世保市等に対してのアプローチの仕方が変わってくると思います。

それともう一つは、私の母方の実家が産婦人科で、ずっと昔から出生率の話を聞きます。そこでよく「産みなさい、産みなさい」とおっしゃるけれども、それぞれの家庭の事情であったり、産みたくても産めない方があったり、それはいろいろ経済的な事情や家庭の事情で困難であって産めない方もいると。そのハードルになっているところに対して、行政側の支援というのがあまり手厚くないと。そこを一番知っているのは多分産婦人科の先生方だと思うんですね。

だから、本当は産めたのに産めない人もたくさん知っているとおっしゃっています。それはプライバシーで言えないところはあるけれども、結婚も大事ですけれども、結婚してても産めない方々に対してどういう課題があるのかという聞き取り、そして調査、そこから考察した上での政策の提示というのにも必要になってくると思いますが、そちらに対してはどのように考えていますか。

【徳永こども未来課長】今、委員ご指摘のとおり、やはり現状何がハードルになっているのか、あるいは何が困難なのかということの把握というのは非常に必要なことと思います。

また、こういった分野につきましては、当然、希望される方、それから個人の選択に重きを置かれるべき部分というところもございます。

私たちがいろんなアンケートや国の調査等で、そういったいろんなものを集めて見ているところですけども、積極的に結婚しないという部分と、今おっしゃられたように、結婚したいけどできないという部分の理由のすみ分けというのは必要かと思えます。

そういった部分で、障壁になっている部分、希望されているのにできないといった部分については、やはり焦点を当ててやっていくべきではないかと思えます。

今、委員からご指摘のございました産婦人科に対する聞き取り調査というのは、個別には行っておりませんが、そういったところの部分を含めて今後また検討していきたいと思えます。

【松本委員】国の方で不妊治療の保険適用も、今回前向きに進んでおりますし、状況はだんだん変わってきていると思えます。ただ、その中で産婦人科の現場の声というものを、やはりもうちょっと聞いて、そこはやっぱり時代とともに変わってくると思えますので、ぜひ調査していただいて、そこから研究していただきたいと思えます。

次に、手話言語条例について一般質問でも質疑がありましたので、質問いたします。

平成26年1月に県議会で「手話言語法の制定を求める意見書」というのを採択いたしております。こちら、平成26年に制定されて以降、まだ条例は採択されておりませんが、市町での取

組が進んでいると伺っております。この手話言語条例制定の今の経過についてお尋ねいたします。

【吉田障害福祉課長】現在の市町での手話言語条例の制定状況でございますが、8市3町で、条例が制定されているところでございます。

【松本委員】平成29年から31年にかけて、8市3町の市によって、実際に手話言語条例が制定されております。

県議会では、意見書を可決しておりますが、それを受けての県の対応についてお尋ねをいたします。

【吉田障害福祉課長】平成26年10月に県議会におきまして、手話言語法の制定に向けたところの意見書が可決されており、全国知事会においても、本県も当然加入しておりますが、手話言語法の制定に向けた働きかけを今行っているところでございます。

本県での手話言語条例の検討状況でございますが、ろうあ協会と団体様からも要望がございまして、平成28年から令和元年にかけて11回、関係団体との意見交換を実施させていただいているところでございます。

【松本委員】平成28年から11回、意見効果をされたということですが、この間に、もう既に8市3町で条例が制定をされている。しかし、11回意見交換しても条例制定ができないということに、やはりどういうことなんでしょうかという意見が寄せられております。県としての考え方をお尋ねします。

【吉田障害福祉課長】これまでの団体様との意見交換の中でも様々なご意見、課題等もお聞きしております。特に団体様からは、県民、事業者の手話言語に対する理解が不足していたり、手話言語通訳士の養成はできていますが、かな

り高齢化しているということで、その後進についての確保が困難になってきている。あと、学ぶ場の確保等のご意見もいただいているところでございます。

県におきましても、これまで聴覚障害の方に対し、聴覚障害情報センターをろうあ協会の方に指定管理として業務をお願いしておりまして、普及啓発であったり、手話言語通訳士の養成であったり、派遣であったり、様々な取組を実施しているところでございます。

これらの要望であったり、ご意見であったりというのが、これまでの取組も含めたところで、解決できないかも含めて検討していかないといけないと考えているところでございます。

この2年、ろうあ協会様と、コロナの関係もありまして意見交換ができていない状況でございますので、改めて早急に、ろうあ協会様とお会いして意見を聞かせていただき、庁内の関係課とも検討を進めてまいりたいと思います。

【松本委員】 この質問をしようと思ったのが、先週、家族で食事に行った時に、実はたまたまなんですけれども、向かい側にろうあ協会の方々方が食事を4人でしてらっしゃいまして、その中に平成26年に陳情された時の方が、私が政調会で担当した方がいらっしゃって、気づいて手を振って会釈をしたんですけれども、何か言いたがっているんですけれども、なかなか私が手話ができなかったんです。

その時に、たまたま小学5年生の娘が、学校に耳の不自由な方が来られるということで3か月間手話を勉強して、そして、その方に「松本りこです。よろしくお祈いします」と手話で話しかけたんですね。その時の4人の方々のもすごい喜びようと同時に、私が何もコミュニケーションを取れなかったことに対して、議員と

してだけじゃなくて、一人の親としてもやっぱり非常に恥ずかしく思ったんです。

この手話言語条例の目的が、「手話に対しての理解促進と学ぶ場の確保」という目的があります。私が反省すべきは、やはり必要な方がしゃべる手話言語だと思っていたんです。しかし、その時に私は何のコミュニケーションも取れなかったというのは、私自身が手話に対しての理解促進をしてなかったということも問題だと思いましたし、小学5年生の娘がしゃべれたのは、学ぶ場、学校で教えてもらったんですね。

だから、そういうことは条例制定しなくともとおっしゃいましたけれども、やはり県民の意識を変えていくことは大事なんじゃないかなと思いました。

そういう経過があるから、8市3町でも条例制定がされているわけでありまして、県としても、この共生社会、しかも、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例を県でも制定していますよね。そういうところも含めて、11回も話し合った中で、まだ何も進まないというのは、ぜひもう一歩踏み込んでほしいと思いますが、部長の見解をお尋ねいたします。

【寺原福祉保健部長】 手話言語条例は、地域共生社会に向けて、委員がおっしゃったとおりだと思いますが、ろうあ者と健常者の相互理解のためにも大変重要であると考えております。条例制定も含めて前向きに検討いたします。

【松本委員】 ありがとうございます。ぜひとも、これまでの積み上げてきた中で、県として、しっかりできることを前向きに進めていただきたいと思います。以上です。

【下条委員長】 ほかに質問はございませんか。

【大場委員】 1点、お尋ねをしたいと思います。マスク着用のルールですね、夏場において

の。

先日、国においても、特に夏場、熱中症の観点から、また、一定の条件のもと、運動とかそういうこと、あと距離的なものがあればマスクを外してもいいというような見解を国として出されております。本県として、その見解を受けてどのようにお考えでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としまして、マスクの着用は重要でありまして、会話をする際には、マスクを着用するよう県民の皆様にも今まで呼びかけてきたところであります。

ただ、このマスクの着用につきましては、表情が見えなくなるといったことなどの様々な影響であったり、熱中症のリスクが高まるといった懸念があることから、どのような場面で外すことができるのかという声もありました。

先般、国においても、マスクの着用の考え方が示されまして、基本的に、屋外では必要なしとの考えが示されたところです。

県としましても、知事記者会見やホームページやSNSなど、様々な媒体を活用して周知を図っているところであります。

加えまして、先般、厚生労働大臣からも、近距離で会話をする場合を除き、徒歩や自転車等で通勤通学する際、また、散歩やランニングなどの運動時には、マスクを外していただくということをお願いする旨の呼びかけもあっているところでございます。

保健医療部門としましては、熱中症を予防する観点からは、屋外の活動時においては、小まめな水分補給などを基本的な対策に加えて、着用が必要のない場面では、マスクを外すことについて、改めて呼びかけていくということ。

また、まずは県職員につきましては、着用の必

要性がない場面では、ルールを徹底した上でマスクを外すということを周知するなど、所管部局へも働きかけてまいりたいと考えております。

【大場委員】これは、私個人の見解なんですけど、実は私も外したいんですよ。ただ、先日の新聞の記事にも、要は、マスクを外した方を見てどう思うかというのがあって、もう6割以上の方が不快に思うとか、要はマスクしていない人のところには近づきたくないとか、そういうところがやっぱり一般の方の認識なんだろうなというふうに感じています。

なので、このマスクを外すこと自体が悪いことではなくて、その根本にあるのが、マスクをしていないことが、この人は感染防止対策について何も考えとらんとかもしれんとか、そういうふうなものに繋がりがちなんですけれども、ただ、そういうことではなくて、そういう場面場面ではきちんと考えて外されているんですよというのを、やっぱり一般の方にも広く理解をしてもらって、告知を含めて、県として、そういったことで、もっと幅広く大きな声で周知していただければというふうに思いますけど、そこら辺についてはいかがですか。

【長谷川感染症対策室長】委員おっしゃるとおり、コロナとの共存を目指す場合において、ウイルスへの対策について、恐れ過ぎず、あなどらずといった姿勢で感染症予防対策を実践していく、そういったことを個人個人、またはコミュニティで、そういった意識の醸成を図る必要があるとは考えております。

しかしながら、意識の醸成につきましては、即効性のある対策というのは非常に難しいところから、まずはマスクの着用に関してでもですけども、それぞれの判断に必要な情報、また知識というのを丁寧に提供していくという

ことを、改めて、力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

【大場委員】それは議会側もだと思いますが、一般の方と私たちも非常にそういったところには神経を使っております、マスクを外す場面、要は着用する場面というのは非常に心がけております、消毒も含めてですね。

そういったものをしながら、きちんと対策は取りながら、こういうふうな形で外していい場面、そういったところというのは認識をした上でやっていますよというのを理解してもらいたいなというのがありますので、ぜひ県としてもお願いしたいと思います。

また、もう一点、先日、教育委員会でもありました。その前には私がやり取りをしていたものですから、学校生徒、PTAの方から相談があって、要は、文科省は通学の時には外していいという。ただ、学生とすれば、先ほどあったように、やっぱり周りの人の目が非常に気になると。要は年上の人たちから、そういうふうな目で見られた時に、生徒さんの側は、そういうふうな面で非常に気になると。子供さんたちの多くもやはり外したいと思っている部分があるということです、そういったところも教育委員会とも関係してきますので、こちらの福祉保健部を含めて各部局、連携を取って、ぜひそういった対策で、特に、今回、夏場で熱中症対策というの、要は健康面にも関わる面でありますので、そういったものをどこまでできるか。こういったことで大丈夫ですと、やはりそういったところを周知徹底していただければと思いますので、要望したいと思います。お願いいたします。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】おはようございます。それでは、

県民の皆様方から寄せられた件を中心として質問をさせていただきます。

まずは、福祉保健部になります。

新型コロナウイルス感染症対策について、別冊もいただきまして、この中の6ページになりますけど、まず後遺症に係る診療体制、コロナ後遺症という理解をしておりますが、いろいろご意見というか、相談をいただいているんですけど、コロナになってから下半身がしびれるだとか、頭痛がずっと続く。頭痛の方が結構多いと、僕の中では認識していますが、診療体制も構築されていらっしゃるけれども、今現状で、県内でコロナ後遺症で苦しまれていらっしゃる方、数であったりとか、例えば相談件数がこれだけあるよというのわかれば、まず教えていただけますか。

【長谷川感染症対策室長】コロナの後遺症に関する相談件数につきまして、お答えをさせていただきます。

コロナの後遺症の相談対応というのは、保健所が担っております、また、令和4年4月1日からは長崎県の受診相談センターにおいても、この後遺症に対する一般相談を受ける体制としております。

令和4年4月1日以降の相談件数については、延べ68件ございました。

相談内容としましては、主に息切れであったり、倦怠感の症状についての相談でございました。

また、後遺症の外来医療の体制として、まずかかりつけ医や身近な医療機関で受診していただくことを体制としておりますので、そちらの方にご相談されている方もいらっしゃるのではないかと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。68件、

多いのか少ないのか、よく検討・比較ができませんけど、一定いらっしゃるんだなということを確認いたしました。

私も、ここに書いてあるとおり、相談体制はきちんと整えているんですよと、まず、かかりつけ医に相談されてくださいと、そうでなければ順々に紹介をしていただけたらと思いますと、県でも窓口はあるんですよという話をするんですけど、「ああ、そうだったんですか」ということで、やはり知らない方が結構多いというのがありますので、これは一般質問等々でも過去に質問がありましたけど、周知というか、こうなったら、ここに相談してくださいみたいな広報というのは今までされていなかったんですかね、確認させてください。

【長谷川感染症対策室長】相談窓口であったり、後遺症の医療体制の周知については、ホームページに記載をさせていただきまして、広報をしているところです。

【宮本委員】ありがとうございました。そのホームページをなかなか見られないんですもんね、僕自体もなかなか見ないので。

数日前の新聞にも、たしかコロナ後遺症のことが出てたので、できればもう少し広い範囲で、お悩みの方は、こういった体制を整えてますというようなものがあれば非常に助かるなと思うんですが、今後そういった検討とかというのはなされる予定はありますか、あれば教えてください。

【長谷川感染症対策室長】委員からのご意見もいただきましたので、今後、わかりやすい情報発信ができるように、その方法についても検討をしてまいります。

【宮本委員】ありがとうございました。ぜひとも、苦しまれていらっしゃる方、体調不良な方

がやっぱりいらっしゃると思いますので、できる限り力になっていただければと思います。

もう一点、コロナ感染症の無料検査について確認をさせてください。

無料検査、2ページにもありまして、部長説明資料にもありましたけど、検査可能件数5,700ぐらいはあるということですが、ちなみに感染拡大時の一般無料検査、長崎県民に対する検査、それともう一個、ワクチン検査パッケージの分と2つあるかと思いますが、これが恐らくこの2ページの分に当たるんだろうと思いますが、3ページの実施件数がそれに当たるんじゃないかなと思いますが、まず、その確認と、ちなみに無料検査、今後、まだ少しずつ長崎県内でもくすぶっておりますので、継続の必要性があるかと思いますが、無料検査の実施について、今の県の見解があれば教えていただければと思います。

【本土感染症対策室企画監】宮本委員のご質問にありました一日5,700件の検査体制ということでございましたけれども、これにつきましては、無料検査ではなく、感染の疑いがある方の一般のPCR検査等のことでありまして、無料検査ではございません。

無料検査につきましては、先ほど宮本委員からもご案内ありましたけれども、飲食やイベント、それから旅行等の活動に際しまして、ワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認するといった民間の取組において必要な検査費用を無料とするワクチン検査パッケージ対象者全員検査等定着促進事業、それから感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染不安を感じる方が検査に要する費用を無料とする感染拡大傾向時の一般検査事業がございます。現在、両事業とも6月末までとなっているところで



ざいます。

ワクチン検査パッケージ等定着促進事業につきましては、経済社会活動を目的とした検査需要に引き続き対応するため、先般、6月17日でございますけれども、国から8月末まで延長するとの通知がっております。

もう一つの一般検査事業につきましては、感染拡大傾向にある場合に、都道府県知事の判断により実施することができますが、実施に当たりまして、内閣官房との協議が必要となっておりますのでございます。

そこで、本県では、病床使用率は10%を下回っておりますけれども、現在も、直近、7日間平均新規感染者数は200人を超えており、また全療養者、これも約2,000人となっていることなど、現在の感染状況や他県の対応状況を踏まえまして、延長の方向で検討をしており、現在、国と協議、調整を行っているところでございます。

【宮本委員】 詳細ありがとうございました。すみません、私が間違えてましたね。2ページの分はPCR検査ですね、感染者の分。ということは、3ページの検査実施件数もそれになるという理解をいたしました。ありがとうございます。無料検査、やはりこれは大事でありますので、延長ということであれば安心したところであります。

ちなみに、先ほど私も言いました、ワクチン検査パッケージの分の無料検査と感染拡大時の分の無料検査、今どれだけやっているという件数とかというのは、それぞれでわかりますか。どれくらいあるのかがわかれば教えてください。

【本土感染症対策室企画監】 検査件数の実績でございますけれども、令和3年度の実績につきましては、12月末から3月まで行っております

けれども、検査パッケージ等定着促進事業が2,948件、それから一般検査事業が5万7,167件、合計6万115件となっております。

また、令和4年度は、実績額がまだ把握できておりませんが、検査件数につきましては、6月12日現在で検査パッケージ等定着促進事業が3,241件、それから一般検査事業が3万412件の合計3万3,653件となっております。

これは、まだ検査予定を含むこれまでの補助金の申請ベースでございますが、今のところ予定としては約5.4億円程度の申請額になっております。

【宮本委員】 ありがとうございました。感染拡大時の一般検査が多いんだなというのを、改めて確認いたしました。これが、たしか検査の対象が薬局とか医療機関であったりとか、民間検査会社であったりだと認識しておりますので、また、引き続き、そういったところについても継続の周知をできるようにお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと福祉保健部、もう一点ですけれども、これもご意見いただいた分になります。格差社会ということから生活保護についてなんです。福祉保健課があるもんですから生活保護について確認をさせてください。

これは問題提起ということで質問させていただきますけど、生活保護世帯の子どもさんがいらっしゃるって、その子どもさんが大学に進学する場合に生活保護の人数から減ると、要は世帯分離というような仕組みになっている。これは国の仕組みなので仕方ありませんけれども、「あっ、そうなんだな」ということで、そういった場合、いろんな形で進学した子どもさんに対する支援、もしくは今まで暮らしていた家計に対する支援、もちろん大学に進学すると生活保護

費が一人分減るということになりますから、ほかの方と比べているんな格差が出てくるというご意見をいただいていますね、こういった世帯分離という言葉が適当かどうかわかりませんが、生活保護世帯の子どもさんが大学に進学する、こういうことが結構増えてきているということを感じています。

ちなみに、長崎県において、生活保護受給世帯の方が、子どもが大学に進学する率というか、どれくらいいるのか、まず、その人数、割合を確認させていただければと思います。

【安藝福祉保健課長】 委員おっしゃるとおり、生活保護制度上、大学等に進学する方は既に高等学校への就学によって得られた技能や知識によって稼働能力の活用を図るべきとされておりまして、世帯内から大学等に就学する場合は、世帯分離の取扱を適用して、保護世帯の世帯員から外すという取扱になっております。また、世帯から転出して遠方の大学に就学する場合は、別世帯とすることが一般的な取扱となっております。

そのような中で、お尋ねの本県の被保護世帯における大学進学者についてですが、令和2年3月に高校等を卒業された方のうち大学・短期大学等に進学された方の割合は29.9%となっております。全国平均は37.3%でございます、全国平均を少し下回るような割合となっております。

【宮本委員】 ありがとうございます。3割ぐらいの家庭、世帯が大学に進学していらっしゃる、全国平均が37%ということであれば、やはり大学進学率というのは上がっているんだろうと考えます。

ちなみに、生活保護世帯の方が大学に進学する場合、何らかの給付型の奨学金であったりと

か、そういったものはもちろんあると思いますが、何らかのサポートのような制度、給付型奨学金も含めてですけども、そういったサポートが確立しているということがあれば教えていただければと思います。

【安藝福祉保健課長】 被保護世帯から大学等に進学する場合、進学の際に新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金として世帯から転居する方に対しては30万円、その他の方に対しては10万円が支給されることとなっております。

これに加えて、令和2年度からは、大学等に進学する低所得者世帯の学生に対する新たな制度として、授業料及び入学金の減免、給付型奨学金の支給を併せて措置する修学支援制度が実施されているところでございます。また、貸与型奨学金の利用も可能であります。

【宮本委員】 ありがとうございます。一定、そういったサポート制度があるということは確認いたしました。

いずれにしても、世帯では一人分減るということ、そして、大学進学についてはそういった制度があるということは確認いたしました、そういったサポートの現状というのが、先ほどのコロナ後遺症でもそうですけれども、なかなかご存じでない家庭というのが多いような気がするんですね。こういう制度がありますよというの、早めからの周知が大事かと思いますが、そういう何か手続というか、周知の方法は何かされていらっしゃるでしょうか、確認をさせていただきます。

【安藝福祉保健課長】 本県では、被保護世帯の大学等進学率は、先ほども申し上げたように全国平均を下回っている状況でございますけれども、生活保護を受給しているという事情や経済的な理由で、大学等への進学を諦めることがな

いようにすることは非常に大切と考えております。

従いまして、担当のケースワーカー等が家庭訪問等の機会を通じまして、奨学金など各種支援制度を積極的に周知しまして、本人の意向を酌んだ進路、生活相談に応じるなど、丁寧できめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。そうですね、周知をしていただければと思いますし、こういった問題もありながら、生活の中から一人が減って、生活費は楽になるだろうというふうに考えがちなんですけど、実はそうでもない現状があるということも認識したところなので、制度の周知の徹底を、再度、また要望させていただきます。以上です。

【下条委員長】質問の途中ですが、ここで一旦、休憩をいたします。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時 9分 再開  
-----

【下条委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】2点ですね。一つは、先ほど松本委員からも質問がありました手話言語条例に関してですけれども、私も何回か取り上げさせてもらいました。今、部長答弁から前向きに検討ということで非常にすばらしい答弁をいただいたのではないかなと思います。

それに関連して、この手話言語条例については、健常者と聴覚障害者の皆さんのコミュニケーションというのが主眼だろうと思いますけれども、一方で、聴覚障害者の皆さんとか、それから視覚障害者の皆さん方がなかなか情報格差というんですかね、健常者との。そこをどうす

るかというのが大きな課題じゃないかなと思います。

さきの国会で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのが成立したと思います。これについては障害を持たれた方に対する情報の格差の解消を目指すという趣旨でありまして、この法律が成立をしたということで、県として聴覚障害者の皆さん、あるいは視覚障害者の皆さんに対するいろんな情報格差がないようにするような取組、それが現状どうなのかということと、こういう法律ができたということで、これは国や地方公共団体の責務というふうなことに位置づけられておりますので、今後、方向性としてこういった施策に取り組もうとしているのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

【吉田障害福祉課長】今、委員からご質問ございました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのが、先日、成立しております。

今、委員からご説明ありましたとおり、あらゆる障害者に対して情報の獲得であったり、利用であったり、障害のない人と平等に利用できるような形での法律の制定となっているところでございます。

まず、本県の取組でございますが、障害者基本計画の中でも情報通信に係る情報アクセシビリティの向上ということで、ICTの利用・活用機会拡大ということで、操作の仕方であったり、ネットの利用の仕方に対する講習会等を開催しております。

また、情報提供の充実ということで、県政情報の提供につきましては、ネット広報においては、わかりやすいWebサイトを構築したり、広報誌では点字版を製作したり、広報テレビ等で

は字幕であったり、手話の挿入であったりを実施しているところがございます。

加えて、視覚・聴覚情報センター、視覚と聴覚とそれぞれ指定管理ということで指定しておりますけれども、その中でも点字刊行物であったり音訳の図書、また字幕手話入りの映像ライブラリーの貸し出しなども行っております。

このほか、意思疎通の支援の充実ということで、手話の通訳士の養成であったり、派遣であったり、そういう取組を実施しているところがございます。

【坂本(浩)委員】ありがとうございます。全国的に各地方自治体等でも取組に少し温度差があるのかなというふうな感じがしておるんですけども、本県については、今、課長答弁があったように、それなりの対応というのはされていると思いますが、現状そういう状況をやって、特にコロナ禍で、先ほどもあったように2年間ぐらい当事者団体の皆さんとのいろんな協議の場というんですかね、なかなかできていないというふうな状況が起きているんじゃないかなと思います。特に、このコロナ禍の中で、そういった本当に障害を持った方がなかなか情報を得にくいという状況が起きているということも私はたびたび伺いました。そういったコロナ禍の2年間の現状等を踏まえて、この法律ができたことによって、さらにこういった取組をしたいと考えていると、そういうのは何かありますか。

【吉田障害福祉課長】コロナ禍において、情報がなかなか入手しにくいと。例えばワクチンの接種等において、そういうご意見をいただきましたので、そこに対しましては市町の協力も得ながら、点字であったり、誘導していただいたりということで、聴覚障害者、視覚障害者の方

がお困りにならないような対応というのはさせていただいているところがございます。

今回の法律の制定趣旨というのは、あらゆる障害者、聴覚障害者、視覚障害者も含めてですが、我々障害のない者と同時期に情報を入手できる、利用できるというところが大きな視点となっているところがございます。

また、関係団体からご意見を伺いながら、今の取組で足らざる対策、施策ございましたら、それについても今後検討していきたいと思いません。

【坂本(浩)委員】わかりました。ぜひ当事者団体の皆さんとも連携を密にさせていただいて、現在の取組の足らざる面、今後の課題等、手話言語条例もその大きな一つだろうと思えますけれども、そういったことを洗い出させていただいて、今後の施策にぜひ反映をしていただきたいということをお願いいたします。

それから、2つ目が処遇改善です。前回の議会で、看護職だとか、介護職等の処遇改善がされましたけれども、これが9月までの処遇改善ということと、それから看護職等ですといろんな、ほかもそうですけれども、制限というのはおかしいですけれども、対象が、例えば3分の1だとか、そういうふうな状況になっているようでもありますけれども、そういうのも含めて10月以降の取組というのかな、これは国の事業ということになっているんですけれども、実際、現場で直接そういうことに関わっている県として、10月以降の対応というのはどのように現時点で考えられているか、そこら辺をお聞かせください。

【峰松医療人材対策室長】看護職員の処遇改善について10月以降の動きですが、これにつきましては、国が診療報酬で手当をしていくと方針を決められております。

その際、対象者につきましては、今回、補助スキームで、当初2月、3月から賃上げをされることに対して行っておりますが、その時の条件であります、コロナに対応いただいている医療機関で救急搬送件数が年間200件以上、こういった医療機関に限定をしております関係で、恐らくそれを引き継いだ形で、診療報酬で手当てされていくであろうと今のところはなっているようです。

県といたしましては、全国知事会などを通じまして、コロナ医療に従事された方々には、こういった処遇改善がされるよう制度の見直しについて要望をしております、補助事業終了後の対応について、引き続き、国の動きなどを注視していきたいと考えております。

【尾崎長寿社会課長】介護職員の処遇改善につきましては、現在、国の補助金を用いまして県の方で補助金の支援を行っているところでございます。令和4年10月以降につきましては、介護報酬の臨時的改定が今予定されて新たな加算制度ができるとお聞きしているところでございます。

県といたしましては、まず、この新たな加算制度を取得していただくよう、それぞれの事業所において積極的に賃上げを行っていただいて、処遇の改善に努めて、新加算を取っていただくような形で支援をしていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】3月の予算で、介護職、看護職ということだったんですけれども、保育所関係はどのようになっていましたかね。

【徳永こども未来課長】保育所につきましても、同様に一律月額9,000円の処遇改善が行われております。ただ、3月の議会で記載がなかったのは、国から市町へ直接交付されるスキームにな

っていたので、県の予算は伴っていない状況でございました。

ちなみに10月以降の状況でございますが、保育士の分につきましては、今は交付金という形ですけれども、もともと保育所の運営費の算定の基準となります公定価格の中に組み込まれるということをお伺いしているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。それが本当にそういう処遇改善につながっているかなというのが、ちょっと疑問があるんですけれども、現実、2月、3月から看護職が始まって、それから4月から介護職、保育職ということで始まって、現時点で県内のそれぞれ対象となっている方々が実際に処遇改善ができています状況を県として把握されているのかどうか、そこら辺はいかがですか。それぞれ現状をお伺いできればと思いますけど。

【峰松医療人材対策室長】今回の処遇改善制度につきましては、国の補助スキームに従いまして対象医療機関は全て把握をしたところで、全ての機関で2月、3月から賃上げに努めていただきまして、補助対象となるような呼びかけをしてきておるところです。

結果、対象医療機関のうち39の医療機関から申請をいただいております、ご活用をいただいているということで認識をしております。

【尾崎長寿社会課長】今回の介護職員処遇改善支援補助金につきましては、実際に令和4年2月から賃上げを行っている事業所に対して補助金を支給することが要件になっております。

それぞれの事業所において、賃金の引上げ額を明示した上で、県に補助金申請をしていただくことになっておりますので、基本的には、それぞれの事業所において介護職員ほか、それ以

外の職員も含めた形の賃上げを実施していただいて、補助金の申請をしていただいていると認識しているところでございます。

一応、月額9,000円以上という形で、介護職員の常勤換算職員分という形でお渡しをしているところでございますけれども、それぞれその他の職員も含めたところで賃金の引上げを行っているかと思しますので、月額9,000円そのものの賃上げという形にならない場合も事業所によってはあろうかと思えますけれども、基本的には、賃金の引上げというのがなされていると認識しております。

【徳永こども未来課長】保育士の賃金の状況でございますが、これは市町の方に申請状況等をお伺いしているところでございますが、私立については、ほぼ100%申請がなされているとお伺いしているところでございます。

こちらについては、私どもも全保育所等を対象に様々な項目について、給与以外も含めて、調査を年に1回やっていますので、そういったことを調査項目の中に組み込んで、実感としてどうかというような話なども今後聞いていきたいと思えます。

補足ですが、保育士の場合、私立と公立の保育所がございます。ただ、公立の保育所はやっぱり身分がちょっと私立の方と違うため、少し難しいところがあり、公立の分を申請した市町の割合は大体3割ぐらいにとどまっているところでございます。この辺は市町に状況を聞いて、また確認をしていきたいと思っているところでございます。

【坂本(浩)委員】それぞれ制度としては、補助金を含めて、こういうふうにはなっているんですけども、現場の声を聞きますと、なかなかそうならないという状況も聞いており

ますので、また、そこら辺は今後改めて今年の2月、それから4月ということから始まった国の事業等でありますけれども、今後も現実に、制度上はこうなっているけれども、実態としてきちんとそういう処遇改善がなっているということ、ぜひ県としても把握していただきたいと思えますし、私は私の方で現場のいろんな声を聞きながら、また、今後の課題としてやり取りをさせていただければと思えます。今日は以上で終わります。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、次に、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）」の提出について、私から提案したいと思えますので、事務局より文案の配付をお願いします。

それでは、意見書(案)提出についての提案、趣旨を、ご説明いたします。

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されております。

本事業は、骨髄などの提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取組が行われております。

しかしながら、提供に伴う休暇制度について、中小企業等への普及拡大が課題となっております。

また、休業した際の補償についても財源の確保が重要であることから、次の2点について意見書を提出したいと考えております。

1. ドナー休暇制度の制度化に向けて、普及拡大を図るとともに、企業による同制度の導入支援を行うこと。

2. ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。以上でございます。

今回、ご提出させていただいた意見書（案）は、同趣旨の内容が、平成28年に公明党よりも提出されております。参考までにお知らせをいたします。

ただいま、ご説明いたしました「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質問がないようですので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時28分 休憩

-----  
午前11時28分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時29分 休憩

-----  
午前11時29分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

これをもって、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

-----  
午前11時30分 休憩

-----  
午前11時31分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時32分 休憩

-----  
午前11時40分 再開  
-----

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもって、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時41分 閉会  
-----

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年6月23日

文教厚生委員会委員長 下条 博文

議長 坂本 智徳 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 86 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (関係分)	原案可決

計 1 件 (原案可決 1 件)



委 員 長                    下条 博文

副 委 員 長                山口 経正

署 名 委 員                松本 洋介

署 名 委 員                坂本 浩

---

書 記                    川村 恵

書 記                    永渕 大輔

速 記                    (有)長崎速記センター